

種別	年次	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
内國	輸出	二、四三、八七五	一、八九〇、六六九	二、三三、五九九	二、三三、九六四	二、六五、三五五
内國	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
外國	輸出	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
外國	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
合計	輸出	二、四三、八七五	一、八九〇、六六九	二、三三、五九九	二、三三、九六四	二、六五、三五五
合計	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
合計	消費	一、四〇、五三六	一、〇〇、〇一六	一、一〇、八五二	一、二九、九七九	一、三五、九二九
合計	生産	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六

大正十五年(昭和元年)中に於ける本道石炭産出額は五、九〇五、九七九噸で、其需給状態を一瞥すれば、大正十五年採炭高五、九〇五、九七九噸、前年繰越高五、六九二、二一〇噸、計六、四七五、一八九噸、内國移送高二、六五一、三〇五噸、外國輸出高八六、七八二噸、内國船隻燃料消費高一、二九七、一〇九噸、内國消費高一、七一九、五九七噸、計六、一三九、〇三三噸、

年末現在貯炭高三三六、一五六噸、数字を示し、内國移送高は同年産額の四割五分弱、船舶燃料は同二割二分弱、鐵道納炭(道内消費)は同六分五厘強、道内消費は二割九分強に當つてゐる。

石炭輸送高累年比較

種別	年次	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
内國	輸出	二、四三、八七五	一、八九〇、六六九	二、三三、五九九	二、三三、九六四	二、六五、三五五
内國	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
外國	輸出	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
外國	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
合計	輸出	二、四三、八七五	一、八九〇、六六九	二、三三、五九九	二、三三、九六四	二、六五、三五五
合計	輸入	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六
合計	消費	一、四〇、五三六	一、〇〇、〇一六	一、一〇、八五二	一、二九、九七九	一、三五、九二九
合計	生産	一、〇三、三三九	九八〇、五五三	一、四三、七四三	一、〇四、九八五	一、三〇、四二六

運 輸 運 輸 の 便 否 が 鑛 業 の 發 達 に 重 大 な 關 係 の 有 る 事 は 茲 に 呷 々 を 要 し ない。本道鑛業は鐵道と共に發達したと云ふよりも寧ろ鑛業に依つて鐵道の發達を促したのであるといふ方が適切である。即ち慶應三年茅沼炭山に於て本邦最初の

軌道を敷設し蒸汽機關車を運轉し、此で幌内炭山開發を目的とした幌内手宮間の鐵道開通し、明治二十三年北海道炭鑛鐵道株式會社の創立せらるゝに及んで空知夕張から室蘭に至る鐵道敷設され、明治三十八年末に於ける同社所有鐵道延長二百七哩で本道鐵道總延長五百九十七哩に對し實に三四・七%を占めたのを見て、炭鑛の開發が如何に交通機關の發達を促し延いて一般拓殖上に貢獻したかを知るに充分である。説開歐洲鐵道の發達は千五百年代獨逸國ハルツ鑛山から鑛物運搬の爲め軌道を敷設したのに始まると、東

西其軌を一にするも亦奇なりと云ふべきである。本年五月現在本道鐵道總延長哩數は千七百四十六哩四分(内私線二百七十八哩五分)で其輸送貨物の四三%は石炭である。本道の石炭は後志茅沼炭鑛の外殆んど全部鐵道に依つて室蘭、小樽(手宮)、函館、釧路の各港及道内各地に送附されるもので、各炭鑛から港頭に至る距離及運賃は別表の通りである。港灣設備としては、室蘭、小樽兩港に石炭積込高架棧橋を設け積込能率の増進及賃込費の低減を圖つてゐたが、共に使

用後既に十數年を経過してゐる爲め、腐朽甚だしく且つ年々増加する石炭取扱に對し能力不十分となつたので、鐵道省に於てこの改良計畫を樹て本年度から該工事に着手することになつた。釧路港は設備完全と云ふことは出来ないが地方炭鑛の産出近年激増したため重要な積出港となつた。留萌は今尚ほ築港工事中に屬し、最後の炭田亦殆んど未開發の状態にあるが、最近關係鑛業家間に留萌棧橋鐵道株式會社を創立し大に炭田の開發と港灣の利用を圖らうとする議がある。留萌の前途亦多望であると云ふことが出来る。

北海道内石炭運賃表

方面	炭 礦	發送驛	哩數	運賃	手 宮	其 他
夕張線	新張	夕張	八八	二・五〇	二・三〇	
	若菜邊	鹿谷	八八	二・五〇	二・三〇	
	大張	同	八八	二・五〇	二・三〇	
	眞谷	同	八八	二・五〇	二・三〇	
萬字線	登川	登川	八四	二・四〇	二・二〇	
	萬字	萬字	八四	二・四〇	二・二〇	
	奈良	奈良	八四	二・四〇	二・二〇	
	萬字	萬字	八四	二・四〇	二・二〇	
幾春線	幌春	幌春	九六	二・七〇	二・五〇	
	幾春	幾春	九六	二・七〇	二・五〇	
	奔別	奔別	九六	二・七〇	二・五〇	
	彌生	彌生	九六	二・七〇	二・五〇	
唐松線	唐松	唐松	九八	二・八〇	二・六〇	
	松生	松生	九八	二・八〇	二・六〇	
	唐松	唐松	九八	二・八〇	二・六〇	
	松生	松生	九八	二・八〇	二・六〇	
雄別炭山線	雄別炭山	雄別炭山	九八	二・八〇	二・六〇	
	雄別炭山	雄別炭山	九八	二・八〇	二・六〇	
	雄別炭山	雄別炭山	九八	二・八〇	二・六〇	
	雄別炭山	雄別炭山	九八	二・八〇	二・六〇	

鑛夫 大正十五年末現在鑛夫總人員は三萬一千四十一人(男二八、三八四、女二、四九二、幼年者一六五)て之を鑛種別に示すと左の通りて、炭鑛は全數の九割三分に當つてゐる。

鑛夫の移動は戰時好況の際に最も甚だしく、爲めに能率の低下、生産の減退を來したことが尠くなかつたが、其後事業界の不振によつて稍々鎮靜し、殊に本道各鑛に於ては募集法、待遇法の改善、保安設備の完全、勞資協調機關の設置、教育施設の普及等により人心頓に安定し、移動が著しく減少した。北海道石炭鑛業會の調査によれば大正六・七年の炭鑛夫

北海道鑛夫員數 (昭和元年十二月末現在)

Table with columns for Mine Name (鑛山名), Gender (男/女), Age Group (幼/計), and Employee Count (員數). Rows include various mines like 石炭山, 夕張, 新夕張, etc.

平均移動率は一ヶ月一〇%以上で、最も移動の烈しい四、五月にあつては實に一三%以上に及んだが、大正八年平均九・八%、同十年六・四%、同十二年五・九%と漸次低下し、昨十五年に於ては五%弱を示した。由來本道は地元鑛夫に乏しく、大部分内地各府縣及朝鮮から募集して來る關係上比較的移動性に富み、殊に四、五月融雪の候に至ると鯨漁場、農耕地及諸工事に吸引されて移動最も行れ易く、之が防止に關しては精神的に又物質的に經營者の施設を要する點である。

賃金は出來高拂及日給を普通とするが特殊の場合即ち美利河滿鐵鑛及砂金地に於ける様に地稼制度(鑛夫の採取した鑛物を一定の價格で買上げる)に依るものが有り、出來高拂は採鑛夫、支柱夫、選鑛夫、工作夫、雜夫等に適用せられる。支拂日は概ね月一回又は二回であるが、一二毎日現金拂をしてゐる所もある。賃金は時處、人に依つて異なるが、一定の標準を示すことは出來ないが、其一斑を知る爲めに昭和元年十二月に於ける一人一日當賃金を示すと左の通りである。

Table showing average wages for different types of workers: 石炭鑛 (28 types), 金屬鑛 (10 types), 硫黃鑛 (4 types), 石油鑛 (7 types).

石炭消費高

Table showing coal consumption statistics by year (大正十一年 to 同十一年) and category (國內消費, 道内消費, 鐵道納炭, 船舶燃料, 外國輸出, 內國移送).

Large table listing coal consumption by region (e.g., 上平内, 唐松, 唐平) and specific mines (e.g., 歌志赤, 尺別, 尺別).

工業

概況

本道の工業は徳川時代に於て、幕府が自ら經營の第一線に立ち、或は資金の供給をなし、或は工業智識の普及に努むる等鋭意その發展のため奨励方法を試みたことに始まる。然し當時は、個人經營時代であつて自給自足に傾き之が發達著しいものは見得なかつた。明治年間に入り、政府の奨励によつて官業の振興を見、製糖、製粉、麥酒、罐詰等の機械的工業相次いで起り、勃興の機運が現はれたが、民間營利事業としては見るものなく、多くは試験的のものであつた。其の規模の如きも大なるものてなかつた。現時の工業がその萌芽を現はしたののは、明治十九年以降で道廳が移管せられた官業の全部を民業に移し、從來の直接經營方針を捨て、資本の移入、補助金の交附等間接保護主義を執つた事に始まる。爾來二十餘年間は所謂、成立期をなし、各地に新規事業の計劃を見、大小工場簇立し内容の整備も亦此間に行はれ、着々穩健な發達を遂げて來た。大正に入るに及んで偶々歐洲戰爭の勃發に際し、未曾有の盛況を來し、遂に其の産額は本道産業の首位を占むるに至り大正九年の産額一

億五千万圓を大正三年の戦前に於ける産額二千八百萬圓に比すれば約五倍の増加を示してゐる。大正十四年度の統計によれば一億七千餘萬圓となり農産物に於て第二位になつてゐるが、此數は他の産業に於ける地位を適切に標示するものてない事は勿論である。何となれば工業物の原料は農、畜、林、鑛等の産物であるから工業物は原料と製造物とを重複してゐる以上他の産物の原料價額を比較する場合に産界に於ける地位を適切に表示するものは言ひ難いからである。大正十四年度は前年度に比して五、九六二、三八四圓の増加即ち三、六〇%の増加を示して居る。これは麥酒、乳製品、セメント、砂糖に於て減少してゐるが紙、機械、醸造、製麻、製鐵、澱粉に於て増加してゐる爲である。然しこの増加の割合を農産額増加割合六、六%に比すれば其の半である。即ち事實に於て本道の工業は未だ幼稚の域を脱して居ない。由來農畜林水鑛の道産物を原料とする素製品が移輸出向きの工業多く道民の日用物資製造の小工業が少ないため財界の影響を受けることが大であり、其の盛衰消長も亦從つて甚しいものがある。製鐵、製鋼及澱粉の如きは其の最たるもので戦前百萬圓に足らぬ製鐵が大正八年に二千二百萬圓に上り更に

大正十年に至つて三百五十萬圓に減じた如き、戦前約百萬圓に過ぎなかつた澱粉が大正八年に於て千八百萬圓に上り更に大正十一年二百二十餘萬圓に減じた。然し其の増減消長殆んど彗星的である。然し永年に亘つて工業界を縦観すれば猶且つ總体としては確實な歩調で發達を遂げてゐる。由來本道は工業原料が豊富であることと石炭及水力に富んでゐるため一に大工業地たる素質を有してゐる。従つて資本の輸入、技術の招徠は刻下の急務で之が助成は實に本道の懸案であるばかりでなく實に國民經濟上の重大問題と言はねばならない。現在大規模に經營せられてゐる特殊の工業は、麥酒、製糖、製粉、製紙、酒造、製鐵、製鋼、製糖、製粉であるが、甜菜製糖事業の如きは近年著しく發達の狀態にあり將來計り知れない潛勢力を有してゐる。大体之等大工業を發達の原因によつて大別すれば、(1)開拓使時代の積極的奨励に基因するもの、(2)日用物資自給の必要に依るもの、(3)事業用具並に原料、セメント、煉瓦、機械類、馬具、船具、農具、木管、沃度、魚油、製糖、ベニヤ等、(4)本道特産物の加工で罐詰、薄荷、沃度、魚油、製糖、ベニヤ等、(5)副業奨励の結果、薬工品、竹細工。

(6) 海外需要増加のため勃興したもの、澱粉
(7) 近年國內として、本道として輸入杜絶其の他の關係に依る價格騰貴物資自給の聲に促されたもので、製鐵、製鋼、製紙、甜菜糖業、乳肉製品、工業藥品等。

となり、原料によつて大別すれば
農産物を原料とするもの
清酒、麥酒、澱粉、製麻、製粉、製糖。
林産物を原料とするもの
製紙、木製品、漆液。
水産物を原料とするもの

罐詰、鹽化加里、沃度。
鐵産物を原料とするもの
セメント、製鐵、諸機械、人造肥料等
澱粉の殘滓を利用して燒酎、酒精を醸造する化學的製法の研究も見るべきものがある。次に重要工業物の生産額年次表を掲げて工業の趨勢を示さう。

Table with 4 columns: Year (大正), Quarter (一, 二, 三, 四), Category (西洋紙, 諸機械, 醸造物, セメント, 砂糖), and Value. Includes a note '(7) (円キ)'.

Table with 4 columns: Year (大正), Quarter (一, 二, 三, 四), Category (澱粉, 麥, 酒製, 麻製, 鐵, 乳肉製品, 澱), and Value.

年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
原動力ナ用フル工場	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
原動力ナ用ヒサル工場	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
工場数	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二
職工数	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六
石炭消費高	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇
工産總額	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八

備考 乳肉製品中大正十一年以前は乳製品を含みません。

右表によれば産額最も大なるものは西洋紙で醸造物及機械類が之に次てゐる。今工業分布の大体を示せば

- 製麻工業 空知、上川
- 織物工業 札幌市、室蘭市
- 造船工業 函館市、札幌市
- 機械工業 室蘭市、札幌市
- 製鐵工業 室蘭市、札幌市
- 陶磁器工業 札幌市、函館市
- 硝子工業 札幌市、函館市
- 煉瓦及土管工業 石狩、渡島
- セメント工業 渡島
- 西洋紙工業 石狩、膽振、河西、釧路
- 和紙工業 渡島、札幌市、旭川市、小樽市、函館市
- パルプ工業 上川、河西、釧路
- 植物油工業 石狩、河西、札幌市、旭川市、小樽市、函館市
- 肝油製造工業 宗谷
- 工業用藥品工業 後志、膽振、浦河、釧路、根室、宗谷、檜
- 山、小樽市、釧路市
- 薄荷工業 空知、上川、釧路、網走、宗谷
- 護謨製品工業 石狩、札幌市、小樽市

- 函館市 石炭製造工業、旭川市、小樽市、函館市
- 札幌市 蠟燭製造工業、札幌市、函館市、室蘭市
- 函館市 製藍工業、空知、後志、膽振
- 石炭素工業 空知、後志、膽振
- 澱製工業 河西
- 製革工業 石狩、空知、河西、根室
- 肥料工業 留萌、札幌函館市
- 後志、河西、小樽函館釧路三市
- 麥酒醸造工業 札幌市
- 酒精製造工業 上川
- 製糖工業 河西
- 澱粉工業 石狩、空知、上川、後志
- 罐詰工業 河西、及五市
- 石狩、後志、渡島、根室
- 網走、宗谷、札幌函館室蘭三市
- 札幌市 杞柳製品工業、石狩、空知、後志、札幌函館市
- 上川、河西、釧路、網走、釧路市
- 走、釧路市
- 此他製米工業、乳肉製品工業、木製品工業、竹製品工業、皮革製品工業、薬工品

工場

本道工業の現状を見るに諸般の工場は全道に散在し地理的に甚だ散漫で主として鐵道沿線に点在し其の集團的存在してゐるのは僅かに札幌函館市其の他の市街地であるが、是も大勢上未だ工業都市の實質がある譯ではなく諸種の工場雜然として比較的多いと云ふに過ぎない。本道に於ける工場の事業は各種の業態に涉り雜然たるものがある。生絲事業は皆無て紡績事業は亞麻事業一工場のみで比較的多いのは木工工場である。然して木工工場が多い事實を知り得る如く大体に於て熟練手工を必要とする工場が少い。即

ち精巧工業少く粗大なる工業多くその設備も織細な處が少い。然し原動力其他の諸機械に最近の進歩を取入るゝことが割合に多く工場の規模は大小に多大の懸隔があつて大工場は宏大な規模で殺然たるものがあるが其の数は少なく、大多數の工場は極めて貧弱な規模を有してゐる。然し其の生産力に至つては相當の生産高を示してゐるものもある。以上の如く大体に於て本道の工場は現在に於ては小規模なものが多いが、將來に於ける光明は極めて多い。本道の工場が過去の經濟界の動搖に對し、極めて沈着にして其の波動を受くることの少かつたのは本道の工場が基礎堅實であることを證するに足らう。

工場数

一面本道工場の職工は青年男工を以て大部分を占め女工は割合に少い。之は本道に於ける工業が亞麻紡績工場その他染色工業に於ける比較的努力を必要とする關係であらう。女子は僅かに製網、製網、罐詰工場に多少従業する外雜役に従事するのが普通である。職工の募集は大体に於て道内を主としてゐる。就中工場所在地に於て雇入るゝを普通とし多く農業、漁業の職業等に從事してゐるもの其他日傭労働等て概して思想穩健朴朴の風があり、移動も少い。本道に於ては労働爭議が無い

ではないが其の数は甚だ少い、待遇の善良であることを意味するものであるが一面地理上の關係があらう。即人口稀薄なため自然職工の待遇が優良となり地理的の孤立は輕舉妄動の念を去り兩々相俟つて進取的穩健の氣風を馴致したものであらう。本道に於て工場法の實施されて以來十星霜を閲し、當局に於ける取締も幾多の困難を伴つたが、本道工場主は概して法規遵守の觀念強く且つ實業の氣風と事業經營の精神とに富み事業の開拓に努力の結果財界の不況にも善處して却つて生産額の増加を招致してゐる。

年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
原動力ナ用フル工場	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
原動力ナ用ヒサル工場	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
工場数	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二	一、一七二
職工数	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六
石炭消費高	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇	九一六、九〇〇
工産總額	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八	一、七二一、六四八

備考 工場数は動力若くは五人以上の職工を使用するもの、但し大正十二年以降は五人以上の職工使用工場のみを掲ぐ。

職工慰安及優遇施設 職工慰安施設として特に設備のあるものは左記三十工場であるが一般工場に於ても觀櫻觀楓會又は運動會、遠足、活動寫眞觀覽等は普通に行はるゝ處である。

- 一 附屬劇場の設備あるもの
- 二 職工俱樂部あるもの
- 三 劍舞團の組織あるもの
- 四 音樂團の組織あるもの
- 五 音樂器の備付あるもの
- 六 圍碁將棋の備付あるもの
- 七 歌留多其他室内遊戯の備付あるもの
- 八 ラジオ備付あるもの
- 九 職工優遇施設として生活の安定を圖る施設を最適當とし、安價なる日用品を供給し市井商人の利益の壟斷を防止するたため工場に於て物品を購入し原價配給をなすもの
- 十 九工場、配給價格は市價に比し一割乃至三割位低廉である。即九工場は左の通りである。
- 株式會社 日本製鋼所室蘭工場
- 同 王子製紙株式會社 小牧分社
- 同 富士製紙株式會社 江別工場
- 同 同 池田工場
- 同 同 金山工場
- 同 同 帶廣工場
- 同 同 上磯工場
- 同 同 淺野セメント株式會社 上磯工場

此他帝國製麻株式會社札幌製品工場に於ては社費を以て學校を建設し職工希望者に教育を施し工場構内に托兒所を設置し二名の保母を常置し女工の乳兒、幼兒を無料で預る施設がある。托兒所は道内各亞麻製線工場に於ては大抵設けられ更に女工を使用する工場に於てはその必要を感じ設置するものが増加して來た。職工又製材工場では屑木を燃料として職工に無料給與して薪炭費を軽減せしめてゐる。此他一定年限勤続の優良職工には簡易保險に加入せしめ工場主が其の掛金を支給するもの三工場、掛金の半額を補給するもの一工場があり、亞麻製線工場其他僻地所在の工場では家族を有する職工に對し蔬菜類耕作として五畝乃至一反歩位を無料貸與するもの三十餘工場があり、或は職工の精勵に對しては公正なる利潤分配を要するといふ見地から小樽市北海製油株式會社に於ては毎年六月決算期に純益金の百分ノ五を職工全部に分配するといふ様な種々の優遇施設がある。

化學工業

本道の化學工業は其の種類が多いが其の代表的工業は製紙、製糖、製油、製澱、窯業、肥料製造である。就中製紙、製糖及セメント製造は其の經營規模が頗る大

て設備の完全なことに他に類を見ない。(1)製紙工業 本道に於ける製紙業は大別して木材を原料とする「バルブ」並に洋紙類の製造及び和紙及漉返し紙の製造との二者とすることが出来る。前者は王子製紙株式會社、小牧工場、及富士製紙株式會社、江別、池田、金山、釧路の四工場とし、後者は北日本製紙株式會社、北海道製紙株式會社、函館製紙合資會社、藤井製紙所等である。而して本道に於ける製紙業は原料の豊富であること、需要地の廣汎であることに依つて將來最も囑望せられてゐる。次に各工場に就て其の事業の概況を述べて見よう。

我地二百卅三萬餘坪の廣汎な地を占め鐵骨煉瓦造の工場及附屬建築物巍然として聳へその建坪二萬九千二百餘坪である。生産品は新聞用紙、印刷紙、包裝紙等を生産額二億二千五百萬圓に達し全國新聞紙の七割は本工場の産である。工場内にはフォドリニア式百四十二吋の抄紙機械、蓋木機四十二臺、蒸氣機五基を有しこの諸機械を運轉するために電力二萬馬力、汽力三萬馬力の原動力を有してゐる。更に原料運搬のため日高國佐瑠太及支笏湖畔に至る兩線延長五十五哩に達する輕便鐵道を敷設し佐瑠太線に於ては一般客貨の輸送を取扱ひ苦小牧輕便鐵道株式會社と稱して經營してゐる。以上は同社の製紙事業概況であるが、更に同社は製紙事業の外に電氣事業及山林事業も亦同社の事業に屬する。電氣事業に至つては之を後述するとして、山林事業の概況を述べれば、新聞用紙並にバルブの原料たる蝦夷松、根松等の針葉樹に之を御料林並に國有林の拂下に仰ぐのであるが同社は百年の計を樹立して將來事業の確實を期するため社有林の増殖に努めてゐる。即ち道内各所に殖林地並に苗圃を設置し逐年その計畫を實行しすてに植樹を完了したる面積は數百町歩に及んでゐる。苦小牧工場に於ける伐木、原料運搬等の山地作業に從事する現業員の數は專屬の従業員を除いて一ヶ年四千有餘名に達し運

送補助の馬匹は六百餘頭に及ぶのである。次に王子製紙會社各工場の生産高を比較して苦小牧工場の大きさを示さう。

工場名	年産額	主要製品名
苦小牧工場	三、五〇〇,〇〇〇	新聞用紙、印刷紙
王子工場	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
十條工場	四、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
龜戸工場	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
都島工場	四、〇〇〇,〇〇〇	卷貫用紙
淀川工場	四、〇〇〇,〇〇〇	卷貫用紙
岩淵工場	一、〇〇〇,〇〇〇	卷貫用紙
小倉工場	六、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
伏木工場	六、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
豊原工場	五、五〇〇,〇〇〇	印刷紙
朝鮮工場	二、〇〇〇,〇〇〇	包紙、チャリロール紙
大泊工場	二、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙
豊原工場	三、五〇〇,〇〇〇	印刷紙
野田工場	一、五〇〇,〇〇〇	印刷紙
朝鮮工場	二、〇〇〇,〇〇〇	印刷紙

口、富士製紙株式會社江別工場 全國に十六箇の工場を有し、資本金七千七百七十萬圓と稱し洋紙の年産額三億八千餘萬圓、製紙株式會社は我國洋紙製造出する富士製紙株式會社は我國洋紙製造の割四割を生産してゐるが、同社の生産額中その四割は北海道で製造したものである。

西洋紙 和紙 巴紙 亞麻油 薄度油 沃里度 鹽化里 硫酸安加 石灰室燭 蠟燭

西洋紙	10,694,646斤	1,355,110	328,269,867	360,710	1,192,843	147,794
和紙	2,550,031,172封度	1,819,456,633	263,644,145	482,633	291,621,893	582,397
巴紙	81,749,230封度	482,579	7,481,118	167,833,737	678,033	10,495,429
亞麻油	4,742石	4,341,121	7,608,100斤	267,867	167,833,737	26,582,397
薄度油	4,455石	4,071,121	3,698	3,481,118	3,481,118	3,481,118
沃里度	2,691,188斤	2,995,370	2,885,576	2,885,576	2,885,576	2,885,576
鹽化里	2,691,188斤	2,995,370	2,885,576	2,885,576	2,885,576	2,885,576
硫酸安加	4,041,188斤	4,041,188	4,041,188	4,041,188	4,041,188	4,041,188
石灰室燭	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000
蠟燭	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000	1,404,000

備考 ×印は製糖工場製パルプである

染織工業(纖維工業)

本道に於ける染織工業は、製糸業、製綿業、製麻業、織物業、染色整理業、網物業、撚糸業等であるが其の内重要であるものは製麻業(亞麻製線)織物業(麻織物)及製網業である。

(1)麻紡織業 本道に於ける製麻業は實に安政年間幕府の奨励に端を発する。當時は家内工業であつて今日の如き機械生産ではなかつた。明治七年官業として紡織場が設置せられ、次て明治二十年北海道製麻會社の設立を見るに及んで始めて曙光を見出すに至つた。明治三十六年

には大阪麻糸株式會社と大津の近江麻糸紡績株式會社と鹿沼の下野製麻株式會社が合併して日本製麻株式となり札幌に於ける北海道製麻株式會社と競争するに至つたが明治四十年七月に至り遂に合同して帝國製麻株式會社となり我國に於ける製麻業の覇權を握るに至つた。本道の氣候風土は亞麻の栽培に好適である。主栽培地は空知支廳河内、石狩、網走が之に次いでゐる。近來亞麻栽培は甜菜栽培の有利なことによつてこれに轉作するものが多く不況の状態にある。製麻事業は製線と紡績と、收穫された亞麻は先地方の製線工場で製線されて後札幌の製品工場に輸送されるのである。目下製線工

場は、雁來、琴似、當別、新十津川、栗山、清真布、旭川、虻田、紋別、俱知安帶廣其他小規模のものを合して三十二ヶ所にある。

◎帝國製麻株式會社札幌製品工場 札幌市北七條東一丁目に在り、原料は亞麻で本邦在來の麻とは全く其の品種を異にし、物織維中最も優良のものである。工場建坪は四千五百坪、蒸氣及電氣動力を以て三百八十五臺の機械を運轉し職工一千名を使用してゐる。生産力は一ヶ年織布約一千七百萬碼、製糸約二千二百萬碼である。その製品の主なるものは帆布ダック、飛行機翼布、ホリス、リボンネル服地、洋服眞地、シャツ地、テンプルク

染織工業品生産高年次表

種別	大正十一年		大正十二年		大正十三年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
製麻	243,278	1,256,384	234,256	3,348,433	325,566	3,718,163
製綿	700	7,000	1,332	13,322	1,044	10,440
製糸	1,344,687	8,283,355	1,332,219	7,711,338	1,044,000	7,000,000
製網	15,276,230	5,708,785	2,297,940	771,338	1,044,000	7,000,000
製織	488,994	9,411,796	279,958	4,673,118	299,330	4,742,310

(2)其他織物 明治四十三年機業傳習所補助規定を設けて大いに機業の奨励が行はれたが勞銀の高率、資金の不足、原料の供給の困難等諸原因によつて失

敗し今日に於ては僅かに冬期農家婦女子の副業として残るのみである。

(3)製網 製網事業は函館船具株式會社外二三工場を経営があるが未だ本道の需要を満たすに足らない。

機械工業

本道に於ける機械工業は造船及鐵工の二種である。函館船渠株式會社、及日本製鋼所室蘭工場は兩者の代表的工場である。歐洲戰爭の影響を受け一時頗る隆盛を極めたが近時不振の状態にある。

(1)日本製鋼所室蘭工場 日本製鋼所は北海道炭礦汽船株式會社、英國アイムストロング會社及同グイッカイス會社の共同經營で明治四十年十一月一日の創立で資本金一千五百万圓社債一千萬圓である。本店を東京に工場及支店を室蘭に置く。工場従業員約五千五百名である。室蘭工場の概況を述べんに

イ、鍛冶工場 廣さ千二百五十坪、蒸氣槌及煖爐數基を備へ小鍛煉物を製作す。最大汽槌は十二噸である。ローリングミルを備へ各種桿材を展製する。

ロ、模型工場 二階建煉瓦造廣さ二百七十坪木工用諸機械を備へ鑄造用模型を製作する。

ハ、鑄造工場 廣さ四千九百坪、溶鋼爐、起重機、鋼塊切斷機等を備へ鋼材鐵材其他各種合金鑄物を製造する。最大溶鋼爐は五十噸、最大起重機は百二十噸、製鋼能力一ヶ年約十三萬噸である。

ニ、瓦斯發生所 最新式瓦斯發生爐四十基、一晝夜石炭使用量約二百五十噸である。

ホ、鍛鍊工場 廣さ三千四百坪、大砲、彈丸等に所要の鋼塊を鍛鍊する。水壓鍛鍊機、還燒爐、梁上起重機、鋼塊切斷機二十餘臺を備ふ。最大水壓鍛鍊機は四千噸。

ヘ、燒入燒嵌工場 廣さ七百六十坪、砲身其他諸材料の燒入及砲身層成作業を行ひ八十噸起重機、煖爐及油槽を備ふ。

ト、發電所 廣さ三百坪、汽罐室六百五十坪、自動給炭機付高壓水管式汽罐二十基及干キワット三台、二百キワット一臺の直流發電機を備ふ。

チ、機械工場 粗仕上工場、仕上工場及彈丸工場の三部に分ち、廣さ七千五百坪、工場中最大のものである。各種大

砲旋削用大旋盤以下諸機械五百餘臺を備へてゐる。以上の他煉瓦工場、製圖室、実験室、材料倉庫等がある。

機械工業生産高年次表

Table with columns for Year (大正十一年 to 大正十三年), Type (種別), and Value (数量, 金額). Rows include 製鐵, 機械器具, and 雙物.

飲食物工業

本道に於ける飲食物工業は之を醸造、製粉、罐詰、乳製品の四種に大別する。

額は四千四百万余圓、大正十四年度は三千八百五十万余圓で、五百五十余萬圓の減である。

需要が多く夙に清酒醸造業の發達を見た目下十七八萬石の生産があるが、大正十五年度は一四六、一六〇石の見込である。

た。價格低廉、原料豊富である關係上、醸造界に一大革命を來すものとして注目せられてゐる。

である旭川である。旭川が特に水質良好であるのもその理由の一つである。

Table with columns for Name (名), Title (稱), and Location (銘). Lists various breweries and their locations.

口、麥酒 麥酒は大日本麥酒株式會社札幌支店工場の生産に係るもので明治九年札幌に設置された、官營の麥酒醸造工場はその前身である。

一、一年醸造力 四万五千石
一、汽 三箇四六五馬力
一、馬力、横置二重膨脹凝縮汽機 一五〇馬力

麥芽工場は明治三十六年元札幌製糖會社工場を買収し其の内部を改造したもので發芽床、浸麥室、麥芽乾燥室、麥芽精製室、麥芽貯藏室から成る。

本金を一千万圓とし、神谷酒造株式會社と減資して、不況時代に策應し、更に東洋酒株式會社、北海道酒類株式會社、北海酒株式會社と合同し、合同酒類株式會社と改稱し、今日年額約百二十萬圓の製産をなしてゐる。旭川工場規模は

- 敷地面積 二万一千九百六十三坪
- 建物坪數 二千六百五十五坪
- 鐵道專用線 三十鎮五十節
- 汽機 五臺
- 汽機 一臺
- 發電機 一臺
- 其他機械 二十二臺
- 製粉機 五臺
- 飛行船ウキスキー、國産ウキスキー、燕印ウキスキー、旭月印キリ、旭雪印燒酎、旭花印燒酎、旭印味淋、旭印白酒、旭印ウオツカー等

ニ、味噌醬油 明治四年石狩國篠路村に官營を以て製造所を設置したのに始まる。爾來當局の指導獎勵と相俟つて發達は遂げつゝあるが、尙ほ道内の需要を満たすに足らず、何れも二百萬圓以上の移入がある。主産地は旭川であつて、北日本釀造株式會社、今井釀造株式會社等がある。

北日本釀造株式會社は明治四十三年七月創業の旭川釀造株式會社を大正八年併合し、資本金二十七萬五千圓、敷地千六百

二十坪、建坪八百九十四坪である。汽機、電動機、水壓機、動力壓搾機、壓搾空氣攪拌機等を備へてゐる。大正十三年度の釀造高は

下村釀造所 醬油 二、五〇石 龜甲別 味噌 一〇、五〇貫 丸星

井内釀造所 醬油 二、六〇石 大丸印 味噌 七、〇〇貫 大丸

今井釀造株式會社は、大正九年資本金一百万圓の株式會社となつたが、創立は明治三十二年である。敷地四千二百三十五坪、建坪一千六百五十五坪で、大正十三年度醬油三千九百六十石の産出である。

(2)製粉業 製粉業の主なるものは、澱粉及小麥粉で、その他菓子種、蕎麥粉等があるが、産額は大でない。澱粉は本道の重要物産で、片栗粉として内地市場に聲價があり、小麥粉は大内道内に於て消費せられる。晒箔は良質のものを産し、これまた聲名がある。

イ、澱粉 澱粉の原料は馬鈴薯で、これが工場は未だ見るべきものがなく、一般に農家の副業として經營せられてゐる。後志支廳、上川支廳管内が最も生産が盛である。歐洲戰爭當時和蘭澱粉に代つて頼に海外市場の需要を呼び、斯業が隆昌であつたが、近年は不振の状況である。

ロ、小麥粉 日本製粉株式會社札幌支店工場は、之が代表的工場である。當工場は開拓使時代の官業が民間に移つたもの

て明治三十二年に現今の工場を増設し、大正十三年の産額二百萬圓に達した。原料小麥は石狩國附近から收める。

(3)罐詰業 本道沿岸は世界有数の漁場である關係上、夙に加工業の發達を見たが、其の中罐詰業は著しい勃興をみた。蟹、鱒、鮭、北寄、帆立、海老等は主要なものであり、殊に鮭の罐詰は内外にその聲價を認められ、近年蟹罐詰は海外輸出品の重要なものとなつた。國後、利尻地方の製造が盛んである。水産物の他、果實類の罐詰も多少製造されるが、云ふに足らない。

(4)乳製品 畜産業の獎勵に伴ひ自ら畜造工業の發達を促し、優良な製品を出すに至つた。煉乳及牛酪は之が代表的製品で、年産三百萬圓を算す。札幌市が斯業の中心で、極東煉乳株式會社、札幌市が斯業の中心で、極東煉乳株式會社、北海煉乳株式會社、古谷製菓株式會社等の代表的工場及、空知郡奈井江に森永製菓株式會社、空知工場がある。然し本道の畜産工業は未だ幼稚の域を脱せず、製品は内國市場に於て海外品と激烈な競争をしてゐる。従つて斯業發達の指導獎勵は刻下の急務とす。煉乳二百八十萬圓、バター九十一萬圓、ハム一萬一千圓、ベーコン三千圓を産出す。

極東煉乳株式會社 生産高煉乳百二十萬圓、バター二十一萬二千三百斤を産し、内地外國に移輸出する、従業員百八人。

森永製菓株式會社空知工場 大正十二年二月十一日の創設、工場面積五萬坪を有してゐる。ドライミルク、ミルク、コンデンスミルク、バターの製造に従事してゐるこの工場に使用する牛乳の量は一日百石余である。同社は未だ野付牛に工場を有し、主としてバター、及製菓用煉乳を製造してゐる。

(5)製糖工業 本道の製糖事業はその沿革甚だ古く、明治十二年に始まる。其の後幾多の指導獎勵を試みたが、失敗に終り一時中絶したが大正八年に至つて、帯廣町に北海道製糖株式會社が設立せられ、次に明治製糖株式會社の設立を見るに至つた。本道の糖業は甜菜糖業であつて、甜菜栽培と糖業とは離る可からざるものであると同時に北海道に於ける農業上甜菜糖業は必ず之を進展せしむべき重大な關係がある。只に砂糖の製造によつて本邦砂糖の需給を圓滿ならしめ、本道開拓の資源とするに止らず、農業經營組織の革新並に健全な發達と農業生産の増大、それに伴ふ農業工業の隆興の誘致上重大なる事業である。甜菜栽培と農業經濟的關係、地方恢復維持の關係、混畜農業との關係に就ては、農業の項に於て既述した通りであるが、一個の甜菜糖業の起るに依つて本道の農業が合理的方面に改善され、生産の増加となり、農家の私經濟を挽回し、従つて農村自治の根柢を安定する事が出

來るのである。將來本道に於て甜菜栽培の適地と認められてゐる面積は消極的に見て六万四千町歩であるが、反當收量四千斤(二噸六六)に達すれば、製糖事業が容易に成立するのであるから、この四千斤を標準とすれば、前記の六万四千町歩からは約二百三十三萬噸乃至三百三十三萬噸の原料を集め得るのである。現在に於ける甜菜製糖方法によつて、既設工場の規模を有する工場即ち一日原料消化力六百噸を有するものが百五十日間製糖に従事するものとすれば、全道に約二十箇所の工場が設立される譯で、製糖歩合を十三%とすれば、産糖高實に二十二萬三千餘噸(三億三千九百九十五萬餘斤)に達し、海外から輸入所か輸出するに至り、國庫には約四千萬圓の消費税が收入される事になる。本道の甜菜糖業は創始未だ年を閱するに淺く、農産工業として安定的營業の獨立までには尙ほ相當訓練の時代を経なければならぬ。當局に於ては、ビート栽培と共に製糖企業に對して多大なる獎勵助成の方法を執つてゐる。本道に於ける甜菜糖業は、明治十二年紋蠶の官營製糖所の創設が濫觴である。これは成績不良で二十五年に民業に移し、二十八年解散した札幌製糖株式會社は、明治二十一年資本金八十万圓で苗穂工場を設立して、事業を開始したが、成績不良で三十四年解散を現在北海道製糖株式會社及明治製糖株式

會社の二社がある。

イ、北海道製糖株式會社は、大正八年六月十一日の創立で、同十年一月一日初めて砂糖を産出した。其の事業の概要を擧げれば、一、砂糖製造並に副産物家畜飼料パルプの製造販賣、二、農業及牧畜、會社所有地一萬四千六百町歩、水田及畑作を直營し、トラクター六臺、拔根機其他機具を歐米から輸入し、未開地開墾農場の耕耘を行ひ、造林牧場を營む。三、鐵道經營、十勝鐵道株式會社を經營し、三十六哩、專用鐵道十四哩餘を有す。四、販路及用途砂糖パルプの販路は道内、日本全國、支那に、白糖は家庭用、菓子、煉乳、氷糖に用ひられる。パルプは家畜飼料として乳牛に好適である。工場經營は従業員約三百名、普通十月に開始し、翌年三月に製糖期を終る。工場には蒸氣汽機一、二五〇馬力、電動機數八九箇、一、二五〇馬力を有し、一日の製糖能力原料六百噸を消化する。生産高は大正十四年度百斤入俵、一四、一八〇俵、大正十五年度は十六萬俵の豫測である。獨乙人ウキルヘルム、グラパウ一家四人、大正十二年九月入地し、十町歩の畜産を經營し、北糖會社に屬してゐる。

ロ、明治製糖株式會社は、十勝國清水に在り、大正九年の創立で、最近日本甜菜製糖株式會社清水製糖所を合併し、従業員三百名、その規模に至つては、北海製糖と大差なく、

大正十五年の砂糖製産高十五万俵と見られてゐる。兩製糖會社を合する時十五年度はその産額二十九万俵となり十四年度に比較する時は實に十二万二千二百二十俵の増收となるわけ、消費税による

國庫の收入も一、〇九九、九九八圓である。獨逸人フリードリッヒ、コッホ氏一家六名は大正十二年九月入地し拾町歩、主畜農を經營し明糖に屬してゐる。

工場及札幌古谷製菓工場の二があるが、前者は主として乳製品を後者は乳製品及菓子類を製造してゐる。

飲食物工業生産高年次表 (十三年)

種別	大正十一年			大正十二年			大正十三年		
	數量	價額	單位價	數量	價額	單位價	數量	價額	單位價
麥芽酒	五、四二〇	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	三、四一七	六八二、三五四	一九九、〇〇〇	六、七四五	一、三三三、七三七	一九九、〇〇〇
啤酒	三、四九二	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	三、四一七	六八二、三五四	一九九、〇〇〇	六、七四五	一、三三三、七三七	一九九、〇〇〇
味噌	一、九三三	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、九三三	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、九三三	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
砂糖	一、七八四	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、七八四	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、七八四	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
製粉	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
澱粉	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
麵類	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
菜類	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
罐頭	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
煉乳	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
菓子	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
その他	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	四、七七一	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇

雜工業生産高年次表

種別	大正十一年			大正十二年			大正十三年		
	數量	價額	單位價	數量	價額	單位價	數量	價額	單位價
紙製品	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
木製品	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
竹製品	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
皮革製品	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
薄板	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
製糖	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
製粉	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
澱粉	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
麵類	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
菜類	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
罐頭	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
煉乳	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
菓子	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇
その他	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇	一、四八八	一、〇一五、七五七	一八五、〇〇〇

特別工業

(1) 電氣工業
札幌通信局調査に依ると大正十四年度末の北海道に於ける電氣事業者数は(自家用も含む)總計百四十、發電所が百六十九、其出力九万六千七百九十七キロワット、其送電及供給電線路の延長は九千九百哩に及び本道の海岸線最に比し約三倍に達して居るから正に本道を三繞りするに充分である。長さに達してゐる。電氣事業者の總資本金は五千四百五十四万三千七百七十七圓、その社債及び借入金高一千五百七十二万一千六百二十六圓、年収入額一千二百六十一万八千三百一十一圓とあるが、北海道の人口二百四十餘万、戸數四十四万八千餘戸に比較して見ると、電燈の需要は、一戸當り三燈餘六十二燭光

弱電力の需要は一戸當り動力機數一基餘十三馬力弱となり、電燈及び電力料金の負擔額は全體に於て平均一人當り五圓を超過することになり、而もこれは本道の總生産年額五億餘萬圓の中工業生産額が僅に一億六千五百萬圓を上下するに止まる今日に於てあり、電力が主として此の方面に利用集注されてゐる現狀に於てある。本道の拓殖が更に進展して所謂拓殖時代の草創時代から離れ工業の隆盛を見るに至れば勿論のこと、家庭電化、農業電化等と、電力利用が漸次各方面に普及するに從つて、電力の膨脹は彌々大に又膨脹すればする程、斯業が地方經濟に彌々緊密の度合を増大することになり、斯く本道に於ける電氣事業は現今稍行詰りの觀を呈してゐる關東關西の業界に比して餘程有利の立場にあるがこれと同時に

にその現在、近來一段の緊張を感じ所謂電氣事業の爭奪戰が近來本道に於て華々しく其火蓋を切られてゐることは蓋し注目し値するものがある。即ち東北北海道に電業の覇を握らうとする富士系の北海電業を向ふにして、北海の電業統一を標榜する王子系の北海電氣が新陣容を張つて、南北の對陣に至つたのは正に本道の電業界が雜然たる群小事業者の分立から南北二分の合同へ移つた一劃時的現象であつて、結局は行く處まで行き、納まる處へ納まるとして、今日に於て直に電力の國營が至難であるが如くに、道營は尙更至難であるから、當分本道の電業界は富士と王子の競争に任すより他なく、電源の獲得と供給の擴充に龍虎が如何に相搏つかは蓋し刮目に値しやう。

士製紙が其電氣部を分離して富士電氣を獨立せしめた當時から弗々進捗して來て居つたが、今回王子製紙の電氣部分離計畫に依つて此の機運は著るしく函館水電を始め、札幌送電、合同電氣等早くも合併交渉を喧傳されて居る有様で、本道の遠いことではなからう。大正十五年中の本道電氣事業界は年來の當路の希望たる事業統一が略實現し又實現の萌芽を表し來つた點に於て頗る慶賀すべき且興味あることである。此統一の發端は十五年四月札幌送電會社が電力一般供給の許可を受けたに始まる。此の會社は札幌市豊平町琴似村札幌村の一市三町村に於て五十馬力以上の大口動力供給權を認められた會社である。序ながら昨年中事業經營許可を受けた會社及地域の主なるものを舉ぐれば左の通りである。

- 會社名 資本金 區域
- 落合電氣(新設) 五〇圓 石狩落合市街地
 - 苫前水力(同) 五〇圓 苫前村、鬼鹿村
 - 函館水電(既設) 白尻村尾札部村
 - 北海道電燈(同) 音江村、神樂村
 - 瀧ノ上水力電氣(同) 興部村西興部村
 - 旭川軌道(新設) 五〇圓 電鐵起點旭川市
 - 終點東旭川市
- 處て札幌送電會社の經營許可と、相前後して王子製紙會社は札幌水電を合併する

ことになり、北海道電燈會社は夕張送電會社との合併を發表し王子が北海水力會社を創立して舊帝國電燈の區域たる小樽地方を東京電燈から買収すると北海道電燈も之に對する對抗策を講ずると二大會社の本道電氣界に雄飛するに至つた結果意外の邊に意外の變化を及ぼすべき模様を恐らくは本年に於ても更に幾多局面の展開を見ることであらうと思はれる。尙ほ會社合併は此の外大和木材會社の北見置戸を北海電燈で買収し勇拂電燈と鶴川電燈が合併した既許可區域内小市街及農村方面の配電普及は昨年中當局に於て特に意を致した點で北海道電燈會社の既許可區域たる石狩赤平十勝川上村等の如きは年來の懸案であつたが當局の勸告に依り漸く點火の運びに至つた處である。尙前記落合電氣會社の設立に依り落合市街地の如き孤立の小市街地に點燈を見ることが出来たことは電氣普及の立場から見て最も慶賀すべきことである。次に十五年中に落成した發電所變電所送電線等設備の主なるものを舉ぐれば發電所は

炭礦汽船 御崎 一、〇〇〇 汽力等にして就中根室大和田羽幌の三發電所は孰れも重油を原動力とするもので本道では十四年落成の秋田木材會社稚内發電所も合し合計四個に達した譯である。重油發電所は目下試驗期に屬するものであるが概して他の火力設備に比し操作簡單であるから小規模事業用として今後も相當發達するものではないかと考へられる。又御崎發電所は本邦製のユングストロム、タービンを用ひたもので本道民力發電所としては先珍しい設備である。右の外北海道電燈の安足間札幌送電の札幌火力兩發電所は何かの關係上年を越したが之は大體昨年中の落成に準じて宜からうと思ふ。更に變電所の主なるものを舉ぐれば

會社名 變電所名 出力KVA

北海道電燈	旭川三條變電所	六、〇〇〇
函館水電	福島同	六〇〇
同	沼田同	六〇〇

哩の送電線にて此の完全に依つて福山福島地方は多年の苦痛たる電力不足から免るゝことが出來、函館地方の餘力が福島に流入する譯である。次に北海道電燈の阿寒水系と北見水系とを連絡する釧北連絡線は愈々建設の計畫成り許可申請中であるが之が落成したる上は本道有数の長距離

離送電線路として兩系統の連絡融通上特筆に値するものがあると思ふ。斯の如く漸次設備の完全を見て行くことは斯業の爲慶賀に堪えぬ次第である。次に十五年中特に注目すべき現象は料金の統一輕減の行はれたことと即ち同年中値下斷行せしものは左の通りである。

のである。北海水力電燈株式會社 王子製紙は現に北海道隨一の稱ある支笏湖發電所の起工にとりかかり、第一發電所の出來上つたのが明治四十四年、その後第二發電所第三發電所第四發電所、別第一發電所、同第二發電所を竣功し、その電力發燈は苫小牧工場用の他に札幌小樽、江別、岩見澤、厚真、苫小牧、白老各方面に供給して來たが、北海道の電業統一を標榜して、先札幌水力電氣株式會社を合併し小樽地方を東京電燈會社から買収した。札幌水電は明治四十年の創立で初め資本金七十五萬圓で電力八百キロであつたが、明治四十五年王子製紙より受電契約がなり元村に一千五百キロの變電施設をなし、大正八年資本金二百二十五萬圓となし釧舞に八百キロの發電所を設備した。大正十年來札幌區に於て水電買収が實現しかけたが區民の大反對が起り結局區の買収が失敗に終つた時、富士と王子との熾烈な争奪戦が行はれ、遂に王子が合併したものである。小樽方面は資本金五十萬圓の小樽電燈會社四十五年設立されたが後帝國電燈と合併し、帝國電燈が資本金八千萬圓となつて東京電燈に買収され、今回、王子製紙株式會社の北海水力電氣株式會社に小樽方面の事業が買収されたのである。

更に二三の大會社に就いて述べんに 函館水電株式會社 折戸川水利使用の函館水電株式會社は明治三十九年に創立し同社は四十年函館區に供給してゐた函館電燈所(火力)を買収、四十一年には大沼發電所竣工して火力を廢止して函館區に送電、四十三年には倍額増資をなして資本金を二百萬圓とし大沼第二發電所竣工送電を開始し函館馬車鐵道を買収してこれを電化した現在函館市に於て買収市營の問題が起つてゐる。

會社名 地 域

秋田木材會社	根室電氣所 全區域
北海電燈	野付牛、帶廣、釧路各事務所管内及厚岸派出所
	霧多布、香深、枝幸

名 寄 營 業 所

定額燈	低燭十五錢乃至十錢値下
定額燈	高燭二圓乃至六十錢同
定額燈	十六燭以下五錢同
定額燈	一キロ 五錢同
定額燈	三圓乃至十五錢同
定額燈	一キロ 十五錢乃至五錢値下
定額燈	十、十六燭五錢値下

電氣と稱したが後、大正十年改稱したものを創立したのであるが分立以前に既に富士製紙は旭川、深川、瀧川に供給してゐた旭川電氣を買収して此の三地方に電燈及電力の供給をやつてゐたのであるが富士電氣が大正八年資本金一千六百五十萬圓で創立して間もなく土別電氣(資本金四萬五千圓)美唄電氣(四萬圓)北海道電氣(三百六十五萬圓)北海道水力電氣(百圓)十勝水力電氣(百圓)北日本電氣(十萬圓)富良野電氣(四萬圓)北海道電力(五十萬圓)の八社を矢継ぎ早に合併買収し、大正十二年には資本金を二千八百十八萬五千圓に増資して本道の電業界に對王子製紙を繰返すやうに押し進んで來た

千歳第一發電所發電力 一五、〇〇〇 KW

工業 業

同 第二發電所 二,000KW
同 第三發電所 二,500KW
同 第四發電所 同 第一發電所
同 第二發電所 同 二,600KW
同 第二發電所 同 五,500KW
同 第二發電所 同 七,600KW

電氣事業者數及原動力別發電力並電線路巨長累年比較

年次	區別	事業者數		前年度ニ比シ増減(%)		水電力		其他電力		前年ニ比シ増減		電線路巨長		前年度ニ比シ増減	
		開業	未開業	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
大正十四年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		
大正十三年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		
大正十二年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		
大正十一年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		
大正十年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		
大正九年	大	四	一	五	△	三,九四九	三,〇六五	三,〇六五	四,二五八	二,一六五	一,六〇五	一,九四四	三,九二		

電燈電力需要家數取付個數及電氣力數 (大正十三年度)

事業者	類別	許可出力		許可受電力		電線路巨長	電燈需要		十燭光換算		電機需要家數	取付電機		取付電力	
		KW	馬力	KW	馬力		個	個	個	個		馬力	馬力		
札幌水力電氣	電力	二,六四〇	一,一七三	二,六四〇	一,一七三	一,一七三	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	
函館電力	電力	七,五五五	三,三三三	七,五五五	三,三三三	三,三三三	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	
北海道炭礦汽船	電力	三,九二七	一,七〇〇	三,九二七	一,七〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	
北海道同業電氣	電力	三,七四五	一,六八七	三,七四五	一,六八七	一,六八七	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,六八七	一,六八七	一,六八七	一,六八七	
北田子製紙	電力	二,七六一	一,二七五	二,七六一	一,二七五	一,二七五	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,二七五	一,二七五	一,二七五	一,二七五	
秋田木材(根室)	電力	一,八七五	〇,八七五	一,八七五	〇,八七五	〇,八七五	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇,八七五	〇,八七五	〇,八七五	〇,八七五	
秋田木材(稚内)	電力	七,九一五	三,五〇〇	七,九一五	三,五〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	
夕張送電	電力	一,一五〇	〇,五二五	一,一五〇	〇,五二五	〇,五二五	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇,五二五	〇,五二五	〇,五二五	〇,五二五	
幌別水力電氣	電力	一,一七五	〇,五三七	一,一七五	〇,五三七	〇,五三七	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	
江別水力電氣	電力	一,一七五	〇,五三七	一,一七五	〇,五三七	〇,五三七	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	
北田子製紙	電力	一,一七五	〇,五三七	一,一七五	〇,五三七	〇,五三七	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	〇,五三七	
後志電力	電力	三,二四〇	一,四八〇	三,二四〇	一,四八〇	一,四八〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,四八〇	一,四八〇	一,四八〇	一,四八〇	

(2)瓦斯工業
本道に於ける瓦斯事業は北海道瓦斯株式會社が専業とする以外には各大工場が自給のため瓦斯の施業をなすに過ぎない

北海道瓦斯株式會社大正十四年十月現在に於ける状況を示せば次の如くである。

項目	額
資本金	三,〇〇〇,〇〇〇
供給區域	札幌市、函館市、小樽市
總延長	二,一八四・九五
取付管裝置	二,一八四・九五
計量器	二,一八四・九五
營業收入	一,〇一四・三九八
營業費	一,〇一四・三九八
純益金	三,八一九・四

事業者名	資本金	供給區域	總延長	取付管裝置	計量器	營業收入	營業費	純益金
北海道瓦斯株式會社	三,〇〇〇,〇〇〇	札幌市、函館市、小樽市	二,一八四・九五	二,一八四・九五	二,一八四・九五	一,〇一四・三九八	一,〇一四・三九八	三,八一九・四

工業試驗機關

工業試驗場
本道は天産資源に富み原料動力の供給豊かて自ら大工業地たるの素質を有してゐる。従つて工業の進歩も大いに速むべきものがあるが、大部分は幼稚の域を脱してゐない。然も資源の一般的工業化に至つては未だ充分でないから之が助長奨励は重要なことである。道廳に於ては正十一年地方費支辨(昭和二年)より國營となる)の下に工業試驗場を設置し、斯業の發達に備へたが漸く諸般の設備が整ふに至つた。その事業とするところは

- (1) 醸造
イ、清酒に関する試験
- (2) 新清酒に関する試験
ハ、酒精及酒精含有飲料水に関する試験
- (3) 醬油、味噌及清酢に関する試験
ホ、醸酵生理學的試験
- (4) 建築用品に関する試験
イ、陶磁器に関する試験
ハ、硝子製品に関する試験
ニ、珪瑯に関する試験
- (5) 依頼による分析、試験、鑑定
イ、材料強弱に関する試験
- (6) 圖案意匠
イ、圖案の調製
ロ、意匠の考案

以上であるが、尙ほ將來の計畫としては
イ、化學工業に関する試験(油脂、乾餾、皮革、製藥)
ロ、電氣化學工業試験
ハ、製作工業に関する試験(木材工藝、金工、漆工、機械製作)
ニ、纖維工業に関する試験(亞麻)等である。今日一般に興味を惹かれてゐるのは工業試驗場醸造の新清酒であるが次にその概略を記さう。

一、動機
イ米の消費節約、ロ酒造の工業化による企業利益の増進、ハ生産費低減の三條件を實現せんとするにある。夫と同時に一時本道に於て異常なる發達を見た澱粉工業の衰退の轉換策を目的として醸造に着

大正七年	三三九、七九、九三七	一八八、三五、三三三	二六九	三三、四七、四三三	大正四年	一一九、九三、八七三	九八	一〇三、三八、八七五	二七、六五、〇一五
大正六年	三三三、三三三、四三〇	一六一、二六、九八一、九七三	一七二	七六、三九、四五八	大正五年	一三三、九〇、六三〇	一〇〇	八〇、〇一、八九一	五三、八七、六五九

商業機關
商業會議所
本道に於ける商業會議所は明治二十八年函館及小樽市に設立されたのが初めて其の後札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市に設立され目下六會議所がある。何れも商工業の助長獎勵に關し、必要の施設を行ひ、その機能を發揮してゐる。

商業會議所一覽

會議所名	會頭名	設立年月日	有權者	經費豫算	會議所名	會頭名	設立年月日	有權者	經費豫算
函館商業會議所	平出喜三郎	明治三三、三、三	明三、八、三、三	四、九、七	旭川商業會議所	荒井初一郎	大八、八、六	大八、八、六	六、九、七
小樽商業會議所	磯野三郎	明治三三、三、三	明三、八、三、三	四、九、七	室蘭商業會議所	荒井初一郎	大八、八、六	大八、八、六	六、九、七
札幌商業會議所	久保兵太郎	明治三三、三、三	明三、八、三、三	四、九、七	釧路商業會議所	福井平太郎	大八、八、六	大八、八、六	六、九、七

同業組合
同業者の組合で、重要物産同業組合に於て、他に聯合會がある。何れも和衷協同營業上の弊害を矯正し販路の擴張に努めてゐる。之等を業態により分類す

同業組合一覽

名	稱	設立年月日	事務所ノ位置	組合員數	大正十五年度
北海道雜穀商同業組合	天鹽	大正二年六月二十四日	天鹽市	四三	二、四、〇〇
函館海産商同業組合	函館	大正二年六月二十五日	函館市	三一	二、四、〇〇
小樽海産商同業組合	小樽	大正二年六月二十五日	小樽市	三一	二、四、〇〇
根室海産商同業組合	根室	大正二年六月二十五日	根室市	三一	二、四、〇〇
北室海産商同業組合	北室	大正二年六月二十五日	北室市	三一	二、四、〇〇
北海道中央雜穀商同業組合	北海道中央	大正二年六月二十五日	北海道中央	三一	二、四、〇〇
北海道東部雜穀商同業組合	北海道東部	大正二年六月二十五日	北海道東部	三一	二、四、〇〇

酒造組合
道内人口の増加に伴ひ清酒の需要激増し、自ら醸造業の發達を促し目下年産約十七万石に達し、益々増加の狀勢を示し、實際、並需給の關係を調査し斯業の發達に努力してゐる。

酒造組合一覽

名	稱	事務所位置	設立年月日	工場數	大正十四年
札幌酒造組合	札幌	札幌市	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
室蘭酒造組合	室蘭	室蘭市	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
函館酒造組合	函館	函館市	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
壽都酒造組合	壽都	壽都町	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
空知酒造組合	空知	空知郡	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
小樽酒造組合	小樽	小樽市	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
旭川酒造組合	旭川	旭川市	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇
増毛酒造組合	増毛	増毛町	大正十四年二月二十三日	一	二、四、〇〇

北海	名寄	瀧川	北見	釧路	日高	宗谷	十勝
酒造	酒造	酒造	酒造	酒造	酒造	酒造	酒造
組合	組合	組合	組合	組合	組合	組合	組合
札幌	上川	空知	網走	釧路	浦河	宗谷	河谷
幌市	川市	川市	川市	川市	川市	川市	川市
大通	西川	西川	西川	西川	西川	西川	西川
目町	目町	目町	目町	目町	目町	目町	目町
大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六
〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四
八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六
九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八

標準組合 産業の發達に伴ひ、同業者相寄り共同の利益を増進するといふ事は自然の傾向で、本道に於ても夙に此種組合の發達を見た。現在同業組合標準によつて設立されるものは約百七十に達してゐる。

商工會 一般商工業者を網羅したものに商業會議所があるが、これは特定の都市にのみその設立を認められたもので、小都市では之が設立も困難な事情がある。大正十五年二月告示を以て商工會々標準を定め、各地の不統一であつた實業協會を廢して標準に基く商工會が設立されるに至つた。商工會では大体商業會議所に準じた業務を行ひ地方商工業の進展に資する目的のものである。昭和元年末現在數は三十で其内聯合がある。帶廣、瀧川、野付牛、網走、苦小牧、美幌、森清水、留邊蘂、富良野、岩見澤、士別、名寄、留邊、深川、池田、新得、新十津川、沼田、夕張、天鹽、芽室、音更、士

幌、本別、上若、芹別、下湧別、秩父別各商工會で設立は總て大正十五年内である。

産業組合 (農業ノ項参照) 本道の産業組合は明治三十三年三月發布による産業組合法により發達を見たものであるが、元來拓殖地であるため、他府縣と經濟事情を異にしてゐる關係上、同年六月公布の勅令により農家の設立する特殊産業組合の發達を見た。大正十四年には四百九十一組合となつた。次に組合の種類による事業の概要を示せば、イ、信用組合 本組合は設立の當初は組合精神の徹底しなかつた事と、組合員の土着心のなかつたため充分の成績は見なかつたが漸次組合趣旨の普及に伴ひ發達し、今日にありては地方に於ける唯一の金融機關として活躍してゐる。その貸付金の如きも、明治四十三年に於ては參萬三千圓に過ぎず貯金も一萬千七百圓であつたが大正十三年には六百十三萬圓の貸付金額と四百三十六萬圓の貯金額を示

にあつて日用品原料の大半を内地府縣に求めてゐるので比較的割高である。勢ひ購買組合の設立を促されてゐるのである。購買品は白米、清酒、呉服、醬油、石油、石炭、砂糖、白絞油、生魚、肥料、肥料、飼料、農具、漁具、機械油等て原産地購入を理想としてゐるが、未だ其域に達してゐない。購入品の分配に於ては市價主義、原價主義、折衷主義が行はれるが大體に於て折衷主義が多い。購買額は大正十三年に於て二十萬餘圓であつたが大正十三年には五百五十五萬餘圓に上つた。ニ、利用組合 従來は生産組合と稱せ

られてゐたのであるが、大正十年四月組合法の改正によつて改正せられたもので本道に於ては未だ見るべきものがない。即ち澱粉再製機、精米機、織物機、木工機械、糞打機、精麥機、電氣設備、がその主な設備である。利用料總額大正十三年に於ては七萬九千四百四十八圓餘に上つてゐる。

る爾來幾多の迂餘曲折を経て遂に今日の市場をみるに到つた。現時の魚菜市場は大正十二年八月改正の市場規則によつて設立せられたもので、衛生的方面は勿論公共的機關として使命を全うする事に努めてゐる。目下現行規則によつて設立せられたもの百十七箇所。この中普通市場八十七、漁業組合經營二十、産業組合經營五である。尙ほ此他市場類の業務を營み、市場規則の準用を受けてゐるもの四箇所がある。

市場數地方別一覽

支那市役所	市場	普通市場	漁業組合市場	産業組合市場	規則準用場所	合計	支那市役所	市場	普通市場	漁業組合市場	産業組合市場	規則準用場所	合計
石狩支	二	一				二	留萌支	三					三
空知支	一					一	網走支	一					一
上川支	一					一	釧路支	一					一
後志支	一					一	浦河支	一					一
檜志支	一					一	渡島支	一					一
膽振支	一					一	川根支	一					一
河西支	一					一	小樽支	一					一
釧路支	一					一	函館支	一					一
根室支	一					一	室蘭支	一					一
網走支	一					一	計	一					一
宗谷支	一					一							
合計	二六	二	三	一	一	三六	合計	二七	二	三	一	一	三三

即ち地方別に於て最も多いのは空知支廳の二十五で後志支廳の十三が之に次ぎ

兩者で全道の約四十%を占めてゐる。次に市場の組織は株式會社五十七、個人經

營のもの十八、漁業組合經營のもの十一等が之に次ぎ他は合資會社二、合名會社

次に會社の業態を大正十四年の計數に依つて見れば商業最も多く、社數七百六十五でこの資本金一億二百十五万円を算

す、商業に次ぐのは工業で社數四百十一、資本金七千九百万圓である。以下運輸業の一五三、農業の七二、水産業の五〇續

業の一六等が相次てゐる。

會社業態別 (大正十四年末)

Table showing industry types (Agriculture, Industry, Commerce, etc.) and their respective counts and capital amounts for 1925.

次にこれを資本別とすれば次表の如くなる。

會社資本別數 (大正十四年末)

Table showing the distribution of companies by capital type (Incorporated, Partnership, etc.) and their counts and capital amounts for 1925.

會社數地方別 (大正十三年)

Table showing the number of companies by region (Tohoku, Kanto, etc.) and their capital, paid-up capital, and reserves for 1924.

以上は本道に本店を置くものであるが本道は從來拓殖開發の必要上、内地資本の移入を奨励した結果、本店を道外に有し、道内に支店を設置して活躍する會社も少なくない。大正十四年度の統計によればその數二七〇を示してゐる。その中商會社百八十七を全體の六割を占め、之に次ぐは工業會社の五十三、運送業の二

十である。之等會社の多くは大資本を擁する本邦の代表的會社で、商會社に於ては三井物産株式會社、三菱商會株式會社、三井物産株式會社、王子製紙株式會社、道炭礦汽船株式會社、王子製紙株式會社、富士製紙株式會社、大日本麥酒株式會社、淺野セメント株式會社、帝國製麻株式會社、日本製鋼所、日本製麻株式會社、銀

行にあつては、日本銀行、第一銀行、三菱銀行、安田銀行、六十七銀行、十二銀行、運送業では、日本郵船株式會社、内國通運株式會社等である。何れも本道經濟界の指導者で、本道産業の發達上、大なる寄與をなしてゐる。

會社支店業態別調 (大正十四年末現在)

Table showing the types of companies (Incorporated, Partnership, etc.) and their counts and capital amounts for 1925.

万六千件、金額は四千五百十一万圓に上り進歩のあとを示して居る。之を他府縣に比較して見ると全國の契約高は四十二億九千八百萬圓で内京都府が一億七千四百萬圓、兵庫縣が一億八千九百萬圓、愛知縣が一億七千九百萬圓の次に北海道の一億七千七百八十九萬圓である。これを比較して見ると北海道は平均が人口に比較して六人二分となり他府縣の平均は七人八分の割合になつてゐて、未だ遜色があると言はなければならぬ。現在北海道の生命保險會社の主なものは、千代田生命、共保生命、有鄰生命、太平生命、日本共立生命、横濱生命、日本徴兵、富士生命、日本生命、太陽生命、旭日生命、蓬萊生命、明治生命、東海生命、中央生命、國光生命、明治生命、仁壽生命、命、福徳生命、共同生命、萬歳生命、大命、同生命、片倉生命、常盤生命、第一徵兵生命、帝國生命、第一生命、大正生命、八千代生命、福壽生命、東華生命、日本醫師共濟生命、日清生命、愛國生命等である。此他火災保險に千代田火災保險、東京動産火災、日本火災保險、日本動産火災、明治火災、共同火災、帝國火災、大北火災海上運送保險、等が支店、支部、出張所を設置して活躍してゐる。

倉庫業

由來本道は天與の富源を擁し、各種企業の經營が活潑であるため、財貨の集散が頗る旺盛で自ら貯蔵保管の任に當る倉庫業の發達を促した。明治二十年函館市に創設を見たのが嚆矢で爾來各地に之が開設を見、大正十三年末には七十二となり、その内株式會社五十五、合資會社八合名會社九である。倉庫業は小樽市が最も盛んで棟數二百二十五棟、二万九千六百八十九坪で在荷數も最も多い。次は函館で八十三棟、一万五千三百二十六坪である各支廳市別に之を示せば

Table with columns: 支廳市役所, 事項, 經營者數, 延坪數, 收容力. Rows list various municipalities like 石狩, 空知, 後志, etc., and their respective data.

農水産物出入庫調 (大正十五年)

Table with columns: 月次, 區分, 入, 出, 在庫, 海, 入, 出, 在庫. Rows list agricultural products like 米, 麦, 大豆, etc., and their monthly flows.

物價及勞銀

一、物價 本道物價は大正九年の恐慌的財界變動によつて起つた大暴落に捲込まれ大正九年三月から翌年一月まで大激落を示し、同年十一月一度反動高を示した。

たが十二年十二月まで漸落を續けた。翌十三年二月(昇騰)七月(下落)多少の波を描きつゝ、十三年末から十四年一月に亘る頂點まで漸騰した。然し其の後は低落的歩調をとり、昭和元年は財界不況と對外爲替昇騰によつて十一年以來の最低

を示した。斯く物價は低落はしたが、大正二年に比すれば一、八倍の高位である。他府縣に比較して燃料衣料品は高位で穀類肉類建築材料は他府縣より平均低位である。

小樽市卸物價指數 (明治三十三年) 小樽日銀調査

Table with columns: 月次, 年度, 昭, 和, 元, 年, 大, 正, 十, 四, 年, 大, 正, 十, 三, 年, 大, 正, 十, 二, 年, 大, 正, 十, 一, 年. Rows show price index values for various years.

種別	年月次	單位	大正十三年	十二年	十一年	
	角材根松一等百石					
三	五五五.00	四八〇.00	五〇五.00	四八五.00	五〇七.00	四九一.00
六	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00
九	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00
十	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00
十一	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00
十二	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00	四八五.00

木材價格

種別	年月次	單位	大正十三年	十二年	十一年
角材根松一等百石	十二月	百石	五五五.00	四八〇.00	五〇五.00
	十一月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	十月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	九月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	八月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	七月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	六月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	五月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	四月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	三月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00
	二月	百石	四八〇.00	四八〇.00	四八五.00

年次	品名	種目	大福丸	長鶉	中長鶉	金時	小麥	燕麥	蕎麥	洋菜種	澱粉
一月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三年	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三

年次	品名	種目	大福丸	長鶉	中長鶉	金時	小麥	燕麥	蕎麥	洋菜種	澱粉
十二月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十一月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二月	十	十	三	三	三	三	三	三	三	三	三

品名	單位	大正九年			大正十年			大正十一年			大正十二年			大正十三年					
		數	價	額	數	價	額	數	價	額	數	價	額	數	價	額			
米	石	二八二	四三三	一、二二七	四、九四〇	五、九六六	二九二	四一四	一、二一三	二九二	四一四	一、二一三	二九二	四一四	一、二一三	二九二	四一四	一、二一三	
大豆	石	三三三	五三〇	一、七三九	四、七三七	五、九六六	三三三	五三〇	一、七三九	四、七三七	五、九六六	三三三	五三〇	一、七三九	四、七三七	五、九六六	三三三	五三〇	一、七三九
菜碗小大	石	四三三	七〇一	三、〇三三	一、六九二	二、六六一	四三三	七〇一	三、〇三三	一、六九二	二、六六一	四三三	七〇一	三、〇三三	一、六九二	二、六六一	四三三	七〇一	三、〇三三

商業

三八七

移出品別

地名	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
總函室小室根留網	額	二四三、九〇〇、四五七	二四七、三〇一、九三九	二七〇、八五五、六一八	三二七、八八四、三二五	三五三、二九九、八二四
館樽蘭路室萌內走	額	五八、九〇九、五九五	七〇、九〇七、五三三	七〇、六三三、七二四	九八、二五三、七五九	一一三、一九三、〇五二
館樽蘭路室萌內走	數	七九、九〇七、三九九	五四、六二九、四一五	七八、七四五、五九二	七〇、〇七六、〇九六	八二、八九〇、六五〇
館樽蘭路室萌內走	價	六、〇八八、七四一	七、七二五、六四九	一、〇七五、九六三	一、九一七、四一六	一、七七七、一六五
館樽蘭路室萌內走	額	五、三五四、八〇四	二、七〇七、二八一	五、三三三、五七三	四、三九七、四一六	二、七六二、六六八
館樽蘭路室萌內走	數	一、〇〇〇、九七九	九四四、〇五五	九〇〇、六〇五	九三八、〇四八	九〇三、一三五

內國移出額

地名	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
總函室小室根留網	額	七六、三〇〇、〇八九	九二、〇二二、六六三	七五、五三八、七一九	一五〇、五四六、三三三	一七二、五〇三、八〇一
館樽蘭路室萌內走	額	五三、二六三、六三一	四三、三一〇、七一一	九四、一六五、〇三四	二〇四、五一九、四六一	二二四、五〇三、八〇一
館樽蘭路室萌內走	數	二、四九〇、八二五	二、六四一、三三七	一、〇一五、五三九	二、四四八、五九九	二、〇五四、六三九
館樽蘭路室萌內走	價	四、九三三、三六	二、二一五、九〇八	一、八七八、三三〇	一、六〇六、六五八	二、〇五二、五七三
館樽蘭路室萌內走	額	六、〇四三、七三三	四、二六六、四九六	八、七五二、一八	三、三二六、四一三	八、三八〇、九六
館樽蘭路室萌內走	數	三三、三三三	二〇、五〇五	一〇、八四九	五三、二六三	一三三、七二二

移出入

地名	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
總	額	三三八、六九〇、四二六	三三九、〇〇九、八八五	二〇三、五九七、六七二	二九四、九五三、五三五	三三九、三三三、五八〇

品名	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
鱒晒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
干建中	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蠟燭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
醬	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
味	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
燒麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
清	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鱒晒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
干建中	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蠟燭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
醬	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
味	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
燒麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
清	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

商業

三八六

本道主要産物需給運輸

本道主要産物需給運輸

米
本道に於ける米の生産高は、未だ道内需

米穀需給状況
要を充すことが出来ず年々多額の府縣産米、臺灣米、朝鮮及外國米を輸入して需給の均衡を得て居る状態最近新田の造成に伴ひ生産高著しく増加し大正十三年に於ては百七十萬石の生産を得戦時中に比すると約二倍に達したが尙消費高の三

分の二を充すに過ぎない今後自給自足の域に達するには相當の年月を要するであらう。統計表から見ると相當多額の米を移出してゐるが是本道は南北樺太又は露領沿海洲に對する中繼貿易地である爲道外産米を再移輸出するが爲である。

區別	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
生産	高	一、一九〇、四七〇	一、三九七、七五〇	一、二八四、四九一	一、四八八、一八六	一、六六六、六五八
移出	高	一、三五四、四九七	一、三九六、五九八	一、九三三、七八一	一、〇四一、八九四	九七二、三三三
計入	高	二、五四四、六六六	二、七四四、四八八	二、三三八、二七二	二、五三三、〇八〇	二、六六八、〇四一
移入	高	二、六五、八七七	一、〇四四、四八八	四、九七三、六	五、一三三、四〇七	一、〇四四、六三三
移入	高	二、二八八、六三三	一、二九二、一一〇	九、〇四〇、五五五	九、七三三、四八七	八、六六三、七三〇
道内消費	高	二、四七八、七六九	二、六八九、八六〇	二、一八八、五五五	二、四六一、六七三	二、五六三、三八八

米の用途は飯米を主とし其他酒造用、味噌醬油醸造に要する耗用、菓子用、米

濃粉製造用等種々であるが酒造用としての消費の外は極めて僅少である。而して

酒造用需要高は飯米の約五%に當つてゐる。

米穀用途別消費高

(自大正九年十一月至同十年十月)

用途別	消費高	道産米	朝鮮米	臺灣米	外國米
飯米	二、一八八、七五〇	二、一六六、二八八	一、八四一	三、〇八五	一七、五五五
酒類	九八、六四四	九七、〇三六	一、六〇六	一、一六〇	一、一六〇
菓子	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇
餅	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇
其他	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇
合計	九八、六四四	九七、〇三六	一、六〇六	一、一六〇	一、一六〇

米穀仕向地別移輸入數量

縣名	曆年度	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
青森	山	一九〇、〇六五	二七二、四九〇	二九三、六五五	二四一、三九七
富山	山	一六三、三三五	二二二、四九〇	一七三、三九五	一五二、八九七
新潟	山	二九三、六五五	二四一、三九七	一五二、八九七	一〇五、八七二
湯田	山	一〇五、八七二	二八、三〇八	一四、九七七	九五、七三三

備考 一、本表には主要仕向縣のみを掲げた。二、數量は精米、玄米の合計である。三、上表に示した様に青森縣米の移入は漸増の傾向を示し富山、秋田二縣は増減少く新潟縣米は漸減を示してゐる。

概説 我國に於ける雜穀の主産地は北海道であつて其産額は年四百六十萬石内外である。此内主なるものは大豆、五十萬石、小豆の五十萬石、菜豆類の五十萬石、豌豆類の二十五萬石其他百七、八十萬石等である。此内道内消費の約百七十萬石を除き他は移出されるものとして本州へ移出せられるものは約二百二十萬石、海外へ輸出(直輸)せられるものは約三十萬石である。今道内生産額を一〇〇とし道内消費及移出數量を見るに大體左の割合になつてゐる。

大豆市場出廻數

大豆消費分配状況

生産年度	生産高	市廻數	歩合	輸出高	生産年度	生産高	市廻數	歩合	輸出高
大正十年産	一、〇〇六、二四〇	八三、五三七	八二・〇%	六七六、七五〇	大正十三年産	六六六、八三三	五八、二六八	八二・二%	三七、六三五
大正十一年産	六三六、八四九	五三、九八五	八三・三%	三六四、一三三	大正十四年産	六七三、三三三	五五、七四五	八二・九%	?
大正十二年産	五八六、五六九	四四、九五六	八三・六%	二六六、四四四					

本道主要産物需給運輸

本道主要産物需給運輸

小豆 小豆も亦大豆と同様道外移出品として重要な位置を占め生産高の約八割内外は商品として市場に出廻り約七割五分は之を道外に移出する而して生産高の約二割は農家に於て翌年の種子及自家食用として消費し残餘の約五分は生産者

以外の一一般道民によつて消費せられるも其用途は製餡、混飯、菓子等を主としてゐる。今大正十二年産につき之を表示すれば左の通りである。

種別	数量	歩合
生産高	三九、五六一石	一〇〇.〇%
移出高	二九、九九四	七六.一
道内一般消費	一八、一四一	四六.八
生産者自家用	五九、二六	一五.〇
種子用	一六、三〇〇	四一.一

小豆市場出廻數

生産年度	生産高	小豆出廻數		大豆出廻數		計	出廻歩合
		出廻數	豆出廻數	大豆出廻數	計		
大正九年産	四七五、六四〇石	二七〇、二七〇	一〇三、四三〇	三七一、七三三	七六.四%	大正十三年産	四八八、四八三
十年産	六六〇、三九〇	三九二、五七〇	一八〇、三三〇	五七二、九〇〇	八六.八%	最近五年平均	四八二、九五三
十一年産	四三七、八四〇	三三三、三三〇	一三三、五九〇	四六六、九二〇	八〇.四%	大正十四年産	四九〇、九二五
十二年産	三九一、五五〇	二二八、一五〇	九八、九四〇	三二七、〇九〇	八三.五%		

大豆 本道は本邦に於ける唯一の乾燥大豆の生産地にて其生産高は道内消費を

控除しても尙多大の剩餘があるから生産高の約八割は商品として市場に出廻り其

大部分は之を内地府縣及海外に移輸出せられる。

大正十二年産菜豆消費分配状況

品名	生産高	移輸出高	道内一般消費		種子用	生産者自家用
			道内一般消費	種子用		
大長手	四〇、〇四一	二五、五〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	七、〇七一	七、〇七一
中長手	二九、八六一	一九、八七〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	三、八一	三、八一
福丸	七〇、九三三	四六、七〇〇	七、三〇〇	五、二八〇	一二、七五三	一二、七五三
長	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七	七、六四七
合計	一〇〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

備考 一、移輸出高は當年九月から翌年八月迄の一ヶ年とす。二、長鶏、金時の生産者自家用特に多いのは生産高に於て多少違算ある爲であらう。三、其他菜豆の移輸出高比較的多いのは小口物で品名不詳の爲其他中へ算入せられたものがある爲である。

菜豆市場出廻數

區別	生産年度	生産高	移輸出高	道内一般消費	種子用	生産者自家用
大長手	大正十年産	四〇、〇四一	二五、五〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	七、〇七一
	大正十一年	二九、八六一	一九、八七〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	三、八一
	大正十二年	七〇、九三三	四六、七〇〇	七、三〇〇	五、二八〇	一二、七五三
	大正十三年	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七
中長手	大正十年産	二九、八六一	一九、八七〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	三、八一
	大正十一年	二九、八六一	一九、八七〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	三、八一
	大正十二年	七〇、九三三	四六、七〇〇	七、三〇〇	五、二八〇	一二、七五三
	大正十三年	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七
福丸	大正十年産	四〇、〇四一	二五、五〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	七、〇七一
	大正十一年	二九、八六一	一九、八七〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	三、八一
	大正十二年	七〇、九三三	四六、七〇〇	七、三〇〇	五、二八〇	一二、七五三
	大正十三年	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七
長	大正十年産	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七
	大正十一年	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七
	大正十二年	七〇、九三三	四六、七〇〇	七、三〇〇	五、二八〇	一二、七五三
	大正十三年	一九、四七七	一六、一六〇	一〇、八八〇	七、六四七	七、六四七

用途は煮豆炒豆として用ひ或は飯に混じ又は製菓、製餡、味噌、醤油等の原料に供せられ尙手撰屑及品質不良品は牛馬の飼料とする。輸出品は英國に向け、多くは粗粉としてスープに使用せられ又全粒の燻煮食する。

赤碗豆は道内及内地府縣の需要を目的として栽培され、所謂ビール豆及菓子用として需要甚だ多い。

青碗豆消費分配状況

生産年度	生産高	市場出廻數		海外輸出		府縣一般消費	
		出廻數	市場出廻數	輸出高	海外輸出高	府縣一般消費	道内一般消費
大正十年産	二七、〇六八	九〇、八四〇	七〇、三〇四	一三、八〇〇	三〇、九六〇	一三、〇三四	一三、〇三四
十一年産	二六、九三四	三三、〇三三	一三、八〇〇	三〇、九六〇	五、八七二	二八、八三三	二八、八三三
大正十二年産	二八、八三三	三三、〇三三	一三、八〇〇	三〇、九六〇	五、八七二	二八、八三三	二八、八三三
十三年産	二八、八三三	三三、〇三三	一三、八〇〇	三〇、九六〇	五、八七二	二八、八三三	二八、八三三

備考 一、海外輸出高は本道から直接輸出及内地各港經由を含む。二、道内一般消費とは生産者以外の一一般消費高を指す。三、上表に示せる通り青碗豆は海外輸出を主とし市場出廻數に對し大正十年産は七

割七分大正十一年産は六割五分大正十二年産は七割七分大正十三年産は六割七分

を海外市場（主として英國）に輸出した

赤碗豆及其他碗豆消費分配状況

生産年度	生産高	市場出廻數		海外輸出		府縣一般消費	
		出廻數	市場出廻數	輸出高	海外輸出高	府縣一般消費	道内一般消費
大正十年産	二二、五九九	一三、六六五	一一、一九一	一四、四〇一	二、四七四	八、九三四	八、九三四
十一年産	二四、四〇三	一六、一六八	一四、四〇一	一七、七七一	八、二三五	二二、三三三	二二、三三三
大正十二年産	二二、三三三	一六、一六八	一四、四〇一	一七、七七一	八、二三五	二二、三三三	二二、三三三
十三年産	二二、三三三	一六、一六八	一四、四〇一	一七、七七一	八、二三五	二二、三三三	二二、三三三

上表の通り市場出廻數は生産高に對し六割五分内外に當り其大部分は道外に出せられ其額漸次増加の趨勢にある。

産地市場集散状態 産地に於ける集散市場は帯廣を第一とし旭川に次ぐ、其他小市場は各産地に散在し芽室、江別、美幌、京極、清水、旭川、狩太、網走等

は其主なるものである。而して日高の一部十勝釧路及北見一圓で産するものは大部分一旦帯廣市場に集り同地商人の手により一部（主として大

本道主要産物需給運輸

本道主要産物需給運輸

道外移出消費 約一三五萬石(内地消費)

移輸出
 原材及製材の移輸出の集散仕向地は小樽港が第一で總額の約七割を占め次に釧路、函館、室蘭の順位になつて居る。而して主要仕向地は輸出に於ては支那を第一とし英、濠等が主なるもので、移出は大阪を第一とし東京、静岡、神奈川、愛知等が主なるものである。移出の仕向地は釧路を第一とし小樽、函館、室蘭等の順位である。

移輸入
 大正十三年中樺太材其他の道内移輸入數量左の通り

樺太材	小樽港揚	二〇,〇〇〇石
同	函館港揚	五〇,〇〇〇石
同	室蘭港揚	五〇,〇〇〇石
米材	函館港揚	(王子製紙原料) 二,〇〇〇石

貯炭	需要	供給		種別	十三年上半年
		輸出	輸入		
市港坑	地鐵焚外内	計	計	炭炭高	
計	元道國	計	計	高	
	賣納料輸移				
	炭炭出送				
	高高高				
		二,一六二,〇四三	二,一六二,〇四三		
		一,一三三,四一〇	四九,一五七		
		五九六,〇〇七	一五九,九六三		
		四二,六七四	二,三六六,三二〇		
		三〇五,七五			

從來北洋材の道内輸入は僅少である。而して室蘭港揚のものに王子製紙苦小牧工場使用のものに於ては試みてある。其他函館、小樽港揚北洋材は主として荷造函用に、米材は建築材として使用せられるものである。

貯炭	需要	供給	種別	十四年上半期	増減	同上歩合
市港坑	地鐵焚外内	輸出	炭炭高	二,一七三,四九三	三六,八四三	〇・一七
計	元道國	輸入	高	二,三三〇,五三六	一六八,四九三	〇・一七
	賣納料輸移			一,〇八二,〇一五	五〇,三九五	〇・〇四
	炭炭出送			五九,一六三	一〇,〇〇六	〇・二〇
	高高高			四六八,三〇三	二七,七五五	〇・〇六
				一八四,四四三	二七,四七六	〇・一八
				五五三,八八九	一四,三二五	〇・二八
				二,三四七,八〇九	一,五九九	〇・〇六
				一六六,二七五		
				四九四,二四		
				六〇,四八九		
				三五四,七三三		
				一・一六		

概説 道産石炭の年産額は約五百萬噸であつて全國總産額二千八百萬噸内外に對し約一分八分になつて居る。而して此内約五分は内地に移出せられ、約二分は地方賣炭となり其の大部分は道内消費である。此外約一分強は船舶燃料に、約七分は鐵道納炭に、約二分は外國輸出に消費されて居る、今此等につき其の需要供給、貯炭其他を見るに次の如くである。需給並に集散状態 大正十三年及十四年上半期に於ける全道石炭の需要供給並に貯炭關係を見るに左の通り供給過剩である。(單位噸)

前表によれば本年上半期の出炭高は二百七十萬噸で其中出送高は二百五十萬噸であるから前年同期に比し供給に於て三十六萬噸を増し需要に於て約千五百九十九噸を増し貯炭に於て約三十五萬四千七百五十三噸の激増を見て居る即ち需要の殆んど増加せざるに供給は前年持越貯炭に加ふるに本年の供給増加並貯炭増加に於て著しき供給過剩となつて居る。茲に於て此の下半期は之が對策とし各社協同して若し協調ならざれば各自の自然採炭

大正十三年及十四年上半期に於ける小樽港移出炭數量比較(單位噸)

年次	移出	輸出
十三年上半期	二四六,三三九	一〇,二三八
十四年上半期	二六五,九六五	一六,七九三
比較	一九,六二六	六,五五五

大正十三年主要驛其他發送數量及同運賃

主要驛	數量	運賃
夕張	七四五,六七〇	一,九八一,四七四
鹿谷	四九四,五六八	一,二五九,五〇三
鹿春	二九五,七三三	六五三,四三〇
砂川	二八六,一八九	七五四,八三六
神威	二六八,四四四	七四,四六九
萬字炭山	二四六,四三三	六〇一,六八七
札局計	三,七五五,九三三	九,三二四,三二一
各局計	二〇,二六八,二七〇	三,五五五,三三三

本道主要産物需給運輸

我國に於ける鹽乾魚の大量生産地は北海道、千島及樺太沿岸である。而して茲に北海道産鹽乾魚とは所謂北海道の總稱であつて前記産地で漁獲せる外、露領沿岸漁獲のものを含むのである。即ち北海道市場に集散せられるものを總稱するものである。而して同地市場に出廻るものは漁獲の豊凶により異なるも年約八、九十萬石である。

外小樽二割其の他一割内外の集散となつて居る。消費地は内地殊に關東、東北、信越及北陸地方であるが此の外各地消費のもの亦少からず猶一部は支那其他に輸出せられて居る。

本道主要産物需給運輸

品名	單位	十一年	十二年	十三年
品名	單位	十一年	十二年	十三年
鹽	石	九、四三三	二〇、九八八	二、三三一
鹽	石	一〇、五九三	三九、二八一	四、八四七
其他鹽	石	八、九三〇	二〇、二八五	三、五二四
魚卵	貫	八、八八九	一三、五九七	二、三五一
身缺	貫	二六、七〇二	三七、三九五	三、三〇四
其他乾魚	貫	三〇、八三三	三七、五五九	三、七、八六
其他乾魚	貫	一三、一〇三	一三、五五八	二〇、四七七

大正十三年及十四年上半年小樽市場出廻品の移出入數量比較

品名	單位	十三年	十四年	移入	減	府	縣	移	出	減
錫	擔	九、四九三	三三、一九四	二七、七六〇						
海參	擔	一、二五五	一、八七	三、二四三						
鮑	擔	六、七	八〇六	八三六						
乾貝	擔	七、七	九八〇	一、六八〇						
其他乾貝	擔	八、四一八	七、二五	二〇、九八						

廻らず産地より直接移出せられるものが非常に多い。猶近年北米加奈陀より年々約三萬石の鹽鮭が京濱市場に輸入の上主に長野縣其他に消費せられて居たものが本年は金融其他の關係で函館に輸入され同地より需要地に供給されることになつたのである。

品名	單位	十三年	十四年	移入	減	府	縣	移	出	減
品名	單位	十三年	十四年	移入	減	府	縣	移	出	減
鹽	貫	八、〇七三	七、三三七	七、三三七						
鹽	貫	三〇、五二一	二七、六七八	七、一四七						
鹽	貫	一四、七、四一三	一四、三、八七七	三、五三六						
其他	貫	三三、四三三	三〇、九八一	二、五五三						
其他	貫	九三、六三三	七〇、九八一	二、二二七						
其他	貫	三三、四三三	三〇、九八一	二、五五三						
其他	貫	三三、四三三	三〇、九八一	二、五五三						

前表によれば移入に於て二萬八千四百五十一貫を増加し移出に於て三萬九百五十三貫を増加してゐる。

(2) 乾魚介

品名	單位	十三年	十四年	移入	減	府	縣	移	出	減
品名	單位	十三年	十四年	移入	減	府	縣	移	出	減
乾魚	貫	四六、一八四	四八、三、九八三	一七、七九九						
乾魚	貫	八〇、〇九三	八七、〇八二	六、七九九						
乾魚	貫	三三、三三〇	一四、五〇三	四、一八八						
乾魚	貫	三三、三三〇	一四、五〇三	四、一八八						

前表によれば本年(十四年)は前年に比べ移入に於て十一萬七千四百五十八貫を増加し移出に於て十八萬五千四百六十二貫を増加してゐる。移入數量より移出數量の増加せるは前年の持越品を併せて移出した故である。

市場集散にかゝるものなるが故である。從來青函間に於ける鐵道輸送力の不足の爲函館市場より省外船により青森へ廻送し同所より發送せられて居たのである。本年貨車航送開始せられて以來、餘程輸送力の増加を見、これが爲に青森廻送の約四割は函館發に轉化したのである。貨車航送開始以來、北海道全道に於て之れに依る希望の漸く増加せる爲め、現在一日八百噸乃至一千噸では尙不足の状態である。此内函館に於て使用するものが約四割であるが同地商人は青森發鹽乾魚を全部函館發に轉化し得る迄の航送力の増加を希望して居る。

(2) 大正十三年函館及青森發に對する主なる著驛及其數量 (單位噸)

著驛	數量	著驛	數量	著驛	數量
秋葉	三、三二二	宇都宮	九七二	仙臺	六八六
甲府	一、三三三	高崎	八八六	形谷	六八六
水戸	九八五	前橋	九七二	谷	六八六

本道主要産物需給運輸

本道主要産物需給運輸

米郡	澤山	六〇六 五五五	其弘	他前	二五、二二	計	四〇〇
----	----	------------	----	----	-------	---	-----

口、青森發に對し

著	驛	數	量	著	驛	數	量	著	驛	數	量
鷹山	葉田	三、〇八九	一、〇三六	大盛	阿曲	七、七九五	七、七九五	弘會	前津	五、五七	五、五七
仙	原卷	一、〇三六	九、〇三六	大	手館	七、七九五	七、七九五	津	古若	五、五七	五、五七
秋	川	一、〇三六	九、〇三六	秋	關田	五、五七	五、五七	計	他澤川松前	四、〇三六	四、〇三六
花		八、四三	八、四三								

前表の外主なる著驛は東横濱、土崎、静岡、名古屋、梅小路、大阪、神戸、久留米等である。

北海道魚肥

魚肥の我が國に於ける第一の産地は北海道である。而して其産額は年約百萬石にて、此等は小樽、函館の中央市場及其他の小市場に集散せられる。集散荷物の約六割は船便により他の四割は汽車便により内地の市場又は需要地に廻送され各所に消費せられる。主として船便によるものは小樽より、鐵道便によるものは函館、森、余市、岩内等より發送せられる。以下道産魚肥の集散關係につき略述する。

集散狀態

道産魚肥の集散市場は従來函館及小樽にて其の勢力互格であつたものが今日では小樽市場の集散が六七割の多數を占めて居る。此外兩市場には樺太産、鯨鮫が可成集散されて居るが近來は市場に集散するものよりは兩市場に經濟的基礎を置き同島から直接に内地の市場に移出するものが多い。又最近余市に集散されるものも漸次多くなつて來た。西海岸産は大部分を小樽に、一部分を余市に東南海岸産は主として函館に集散される。而して此等市場より船便六割、鐵道便四割の割合で内地の市場及需要地に移出され内地市場より更に各需要地に移送するのである。此等集散並に仕向地別の割合を區別すれば左の如くである。

イ、發送地集散市場

小樽集散のもの 約六〇%
函館同 約三〇%
其他同 約一〇%
口、移出運送便別
海運によるもの 約六〇%
内主なる仕向地 京濱 約一〇%
伊勢 約一〇%
伊勢 約一〇%
伏木其他 約一〇%
鐵道便によるもの 約四〇%
内主なる仕向地東北地方 約二〇%
關東地方 約一〇%
靜岡地方其他 約一〇%
(備考) 船便によるものは主として小樽より鐵道便によるものは主として函館より船積若くは汽車積となる。

ハ、小樽市場集散數量

大正十三年及十四年上半年に於ける小樽市場集散數量比較(單位噸)

品名	移入(本道及樺太より)		移出(府縣)	
	十三年	十四年	十三年	十四年
鯨鮫	三、〇七八	六、〇〇一	三、三八五	五、〇六六
鯨鮫	八〇、二五〇	九〇、二七五	四七、八	四七、八
鯨鮫	七〇、〇二五	一四三、一七五	一七、八	一七、八
鯨鮫	一七、二〇〇	三三、九五〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇
鯨鮫	五八、八五	三三、九五〇	一七、二七五	一七、二七五
鯨鮫	三、九五二	七、六〇一	二、二四	二、二四
計	三、九五二	七、六〇一	六、三三六	六、三三六

前表の内船舶便によつた主なる仕向地及其の廻送數量は左の通りである。

仕向地	數量		仕向地	數量	
	十三年	十四年		十三年	十四年
下尾神大四名清	六〇、六二五	一五、二五五	其境舞敦七	一、六八〇	一、六八〇
日古	五五、五〇〇	七、六〇〇	計	五、九二五	五、九二五
關道戸阪市屋水	五八、一七五	二、六〇〇			
	三三、三三五	一、七三五			
	二六三、〇七五	一、七三五			
	五〇七、五二五	二、三八〇			
	二四、六五〇	二、三八〇			
富伏滑佐新瀬門	二、三八〇	二、三八〇	富山縣各港	二、三八〇	二、三八〇
山縣各港	二、三八〇	二、三八〇	伏木川港	二、三八〇	二、三八〇
			滑川港	二、三八〇	二、三八〇
			佐川港	二、三八〇	二、三八〇
			新湊港	二、三八〇	二、三八〇
			瀬内海各港	二、三八〇	二、三八〇
			門司港	二、三八〇	二、三八〇

前年に比し二十萬六千貫の増加を示してゐる。これは船舶運賃安と内地需要先高

値買とに基因してゐる。此外西海岸及樺太産のものにて小樽に經濟的基礎を有し産

地に船舶を廻航し直接各府縣へ廻送せられたものが約一千萬貫内外に上つてゐる

二、函館市場集散數量

本道主要産物需給運輸

大正十一年乃至同十三年に於ける函館市場移出入總數量(單位石)

品名	移入 (本道及樺太より)			移出 (府縣)		
	十一年	十二年	十三年	十一年	十二年	十三年
魚肥	二〇一、九七九	二五三、六五七	四二五、四三八	三三三、三三三	二八一、四〇八	四九九、二九九

小樽と同様に函館に商業上の根據を有するに拘らず、實際は同市場に於て集散するに拘らず、實際は同市場に於て集散することなく、同地商人の手により直接産地から府縣へ移出せられたるもの可成ある。

大正十三年中に於ける主要驛其他發送數量及運賃

發驛	數量	運賃	發驛	數量	運賃
函館	四、八二六	三、七五五	石川	九三	八四九
森内	五、〇五一	七、九二六	川越(社線)	八四九	八四九
岩小	三、六二二	一、三、四一五	本野	七〇	六四
小牧	二、〇九七	六、九二五	茅野	六四	六三
旭	一、八八八	一、八八八	弘前	五九	五八
増手	一、八八八	一、八八八	岡崎	五九	五八
余市	一、八八八	一、八八八	越ヶ谷(社線)	五九	五八
川毛	一、八八八	一、八八八	大松	五〇	五〇
宮市	一、八八八	一、八八八	宮本	五〇	五〇
留小	一、六六五	一、六六五	局合	三、九四三	一、〇六三
局合	一、六六五	一、六六五	計	一、〇六三	二、七九
樽前	一、六六五	一、六六五	計	一、〇六三	二、七九

以上の内三萬噸は主として小樽から海運により約五萬噸は鐵道により内地に移出せられ他は道内に消費せらる。

大正十三年に於ける函館發送に對する主要驛及數量(單位噸) 數量

著驛 函館 三、〇九八
 黒石 一、四九九
 會津若松 一、二四三
 宇都宮 一、二三三
 飯田(社線) 一、〇九八
 福島 九三三

前表の如く東北、關東、長野地方は主として鐵道に依り其の他の地方は海運によるものである。鐵道による内地移出は函館發送のものを主として此外、森、余市其他より少量の發送を見る。

函館市場鮭銷流狀態

昨年鮭銷十七萬石本年二月頃迄に既に消化済み鮭は七十五萬石其中七月迄上海二萬石臺灣十八萬石香港廣東三萬石大連五萬石青島二萬石福州一萬石移出済み内地十五萬石消化殘餘二萬六千石である

貿易

總說

函館稅關管内に於ける大正十五年の外國貿易の總額は普通、漁業兩貿易を併せ

輸出三千三百三十二萬圓、輸入三千九百五十四萬圓合計七千二百八十六萬圓で前年に比し輸出に於て三萬圓を増加し、輸入に於て百七十六萬圓の減少を見た。今之れを貿易種別に最近三ヶ年を對照すれば左表の通り普通貿易は輸出二千六百四十六萬圓、輸入一千九百五十五萬圓

に上り前年に比し輸出は二十三萬七千圓輸入は百四十一萬九千圓を増加し共に盛況を呈したが漁業貿易は輸出六百八十六萬圓、輸入一千九百九十九萬圓で輸出に於て二十一萬一千圓、輸入に於て三百十八萬圓共に減少し不振の狀態を呈した。

函館稅關管内貿易額表

貿易種別	大正十五年			大正十四年			大正十三年		
	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計
普通貿易	二、六四六	一、九二五	四、五七二	二、六三三	一、八三二	四、四六五	二、三五四	一、三、八八一	三、七、三九五
漁業貿易	六、八六〇	一、九九九	八、八五九	七、〇七二	二、三、一七〇	九、三、四四二	三、八、五三七	三、三、〇八三	三、七、三九五
計	九、五〇六	三、九二四	一三、四三〇	九、七〇五	四、一、〇〇二	一三、八〇七	六、二、〇九一	五、一、九六四	七、五、〇一〇

次に之を各港別に示せば左表の如く函館は輸出一千三百三萬圓、輸入一千八百八十九萬圓を算し輸出共第一位を占め管内總額に對し輸出三割九分二厘、輸入四割七分八厘に當り前年に比し共に減少

した。小樽港は輸出一千五百十萬圓、輸入九百八萬圓で管内總額に對し輸出四割五分三厘、輸入は二割三分に當り前年に比し輸出に於て二百三十二萬四千圓(一割八分二厘)を増加し輸入に於て七萬七

千圓を減じてゐる。青森港は輸出に見るべきものなきも輸入は一千三十五萬圓に上り二割五分八厘に當り前年に比し九十四萬九千圓(一割)の増加である。其他の諸港中釧路港は輸出増加し其他の諸港は輸出入共に減少してゐる。

港別貿易總額表

港別	大正十五年			大正十四年			大正十三年		
	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計
函館	一、三、〇三〇	一、八、八九〇	三、一、九二〇	一、二、七七〇	一、九、二七五	三、二、〇四五	一、三、七六五	一、九、四一八	三、三、一八三
小室	一、一、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一、一、〇〇〇	八、〇〇〇	九、一〇〇	一、一、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
室蘭	一、二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、二、〇〇〇	一、一、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇
根室	一、一、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇

日本製粉工場を新設し製造能力増加したるに依り前年の百十三萬圓に對し二百五十萬圓を算し、鹽は函館港及大泊港に増加するしく二十七萬圓を増加し前年に比し小麥、鹽何れも二倍餘に達した。原油は前年青森港に貯藏タンクの増設以來増加の趨勢を示し、本年の輸入額は三百萬圓を越え前年に比し百萬圓を激増し、石は函館港に於ける燐肥工場の復舊に十萬圓の輸入再開せられ、鐵材及鐵製品は罐詰用罐の需要増加し、原料たる鐵力輸入増加し前年より四十五萬圓を増加し、石炭は支那炭及北樺太炭の輸入復活

函館稅關管内輸入品表

Table with columns for product names (品名), units (單位), and prices for various years (大正十一年, 十四年, 十五年, 十三年, 十一年). Products include wheat, flour, sugar, and various oils.

し、木材は北米材の輸入増加し其他米、石油、パラフィンワックス、豆糟及穀等値蓄物の輸入何れも増加の傾向を示し輸入貿易は殷賑を極めた。今左に過去二ヶ年間に於ける主要輸入品を掲げよう。

石炭 四〇一、七五七
鐵類 一、三三〇、〇九四
鐵材 三六三、九八七
鐵機 三三三、三〇六
豆粕 三、六九九、七六九
木皮 四九五、九四一
其他 六、七、二〇四
計其毛木豆機鐵鐵石 五、五五五、一七四
備考) 前表に掲げたる數字と違ふは統計の出所異なるによる。概數として御承知せられたし。

漁業貿易

本年の漁業貿易は輸出六百八十六萬圓輸入一千九百九十九萬圓、合計二千六百八十五萬圓で、前年に比し輸出に於て二十一萬圓、輸入に於て三百十八萬圓の減少を見た。

輸出の狀況

本年の出漁は露國領事との間に豫め査證問題を熟議し協定を遂げて置かれたから格別の紛争もなく順當に行はれた。唯サカレン島に於ける邦人漁場は借區料の滞納の爲一般露國人の漁場はクリミヤ鹽の使用圓を強要せられ之が配給の圓滑を缺きたる爲、共に出漁の遅延を見たが大なる障害ともならず無事出漁するを得た。漁業資金の調達に就ては前年に於ける不漁及一般財界の不振の影響を受け個人漁業者中には前年にまさる困難を嘗て出漁休止の已むなきに至つた者も多かつた。試みに函館組合銀行に於ける漁業資金の放出高を觀るに、前年の七百三十萬圓に對し五百六十萬圓内外に止まり、百七十萬圓の減少を示して居るを見るに、相當

Table with columns for product names (品名), units (單位), and prices for various years (大正十一年, 十四年, 十五年, 十三年, 十一年). Products include fish, oil, and various goods.

の休業を豫想される。尤も之は獨り休業の爲のみではない。前年不漁なりし爲食鹽其他漁業用品の殘量多額なりし爲新規仕込の減少を見たにも因るのである。今各港別に輸出額を示せば(單位萬圓)

輸入の狀況

本年の漁獲高を見るに蟹は工船の二十

二三万兩は暫く之を除き、外國貿易に關するは陸上工場製造に係る約十萬兩にして頗る豊漁を告げ前年に比し二萬七千兩を増加し、鮭は罐詰用紅鮭は著しき増加を見たるも他は不漁に終り、殊にオコック方面は甚しき減収を告げた。茲に見逃すことの出来ない現象は漁獲物の經濟化である。貴重なる魚類を徒らに鹽蔵するに止まり、價値の増加を計らざるを常に遺憾に思はれておたが、本年の罐詰生産額は昨年より二十萬兩を増加し七十七萬兩に激増したるは我等の理想に一步を進めたるものにて誠に喜びに堪へない而して之等の蟹、鮭の罐詰は大體日魯漁業會社の製品であり、之が同社の強味であり又業績の優秀なる所以である。次に鱒は大體に於て豊漁を示し前年に比し約四倍し六十七萬石に達せるも、十三年に比すれば尙十二萬石の減收である。鮭は薩哈噠島に於て漁季を逸したが沿海州の漁場及買魚地たる浦羅斯德附近は豊漁を見一万六千石を漁獲した。右の如く本年の漁獲高は良好なる成績を収めたが、鹽鮭及鹽鱒の市價は内地市場は不振の爲前年に比し市價低落し、殊に鹽鮭の如きは三割五分の暴落を現出し甚だ遺憾に堪へ

大陸別輸出入表 (普通貿易)

なかつた。之に反し蟹及鮭の罐詰は海外仕向好況なる爲市價一割方昂騰した。従つて鹽蔵物を主とする個人漁業家の利益は大漁の割合に少く、罐詰製造を利とせる大漁業者は生産の増加と價格の昂騰とにより二重の利得を得た譯である。露領漁業は如何なる點より見るも大資本に統一しなれば駄目である。終りに鹽魚の管内輸入が鮭の大漁ありたるに拘らず、却て前年に比し三百十八萬圓を減少して居るのは産地勘察加より内外市場への直送増加したからである。今各港別に輸入額を示せば (單位萬圓)

本道貿易國別

本道外國貿易の大正十五年中に於ける國別狀況を見るに、輸出に於ては支那は動亂爲替昂騰等が原因して前年より二百五十九萬千六百二十二圓の激減を示して千三十四萬千

四百九十七圓を計上し、關東州は十七、八萬の増加で百六十五萬三千八百九十九圓、露領印度は前年皆無て本年も僅かに四百三十一圓、露領亞細亞は幾分増加したが大差なく七百九十六萬七千四百九十圓、英吉利は豌豆の増加に依り倍加して八百七十七萬三千二百八十一圓、北米合衆國は隠元豆が同國に於て作柄良好の結果果減退し七十一萬圓餘減の二百三十三萬九千四百三十五圓、濠太刺利及新西蘭は九十二萬〇九百八十二圓其他が二百四十九萬六千四百九十五圓の計三千四百三十九萬八千五百十圓、一方輸入は露領亞細亞のカムサツカ漁獲物減少が原因して減退で各國別に見ると支那二百九十八萬七千九百四十二圓、關東州二百二十三萬八千三百五十八圓、露領印度百萬二千四百七十七圓、露領亞細亞二千六十七萬八千四百九十七圓、英吉利三千八百九千二百四十六圓、北米合衆國三百二萬九千六百四十一圓、濠太刺利及新西蘭百三十一萬三千三百七十一圓、其他九百〇七萬六千五百九十九圓、計四千〇七十一萬二千六百六十一圓となつてゐる。(以上普通漁業貿易を含む。)

Table with columns for '輸' (Export) and '入' (Import) for years 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年, 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年. Rows include '金額' (Amount) and '一步合' (Average). Countries listed include 亞細亞, 歐洲, 北亞, 亞羅利, 加巴亞, etc.

國別貿易額 (普通貿易)

Table with columns for '輸' (Export) and '入' (Import) for years 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年, 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年. Rows include '金額' (Amount) and '一步合' (Average). Countries listed include 支那, 香港, 廣東, 汕頭, 廈門, 福州, 寧波, etc.

外國貿易

漆刺 新西 布刺 其計

Table with 4 columns: 漆刺, 新西, 布刺, 其計. Rows for years 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年, 大正十四年.

漁業貿易地方別輸出入額

Table with 4 columns: 地方名, 輸, 入, 額. Rows for years 大正十四年, 大正十三年, 大正十二年, 大正十四年.

港別貿易 (大正十五年)

函館港

普通貿易輸出は百八十二万〇五百七十...

りを占め、輸出は六百二十九萬七千四百...

輸入 小麥及小麥粉四九五食鹽一四...

小樽港

普通貿易輸出計千五百四十一萬七千三...

一〇學術器及機械類二一九、二一〇豆...

室蘭港

輸出は計百五十三萬六千二百二十四圓、...

青森港

輸出は前年皆無であつたが本年は十五...

外國貿易

輸入 小麥及小麥粉二、四六四、九六...

千百七十六圓の増加を示してゐる。更に漁業貿易は輸出は百八十七圓に過ぎないが輸入は三百四十八萬九百九十圓を計上してゐる。

Table of trade statistics including categories like 輸出 (Exports), 輸入 (Imports), 豆類 (Beans), 石炭 (Coal), 魚類 (Fish), and 其他 (Others) with numerical values.

得て以て徐々進展を見得べきは自明の理である。

對露貿易事情

露國が最近その經濟力の恢復の爲新經濟政策を實行し更に對外的には極端な輸出政策を採り輸入品は禁止或は不當に高率な課税をなす等の爲對露貿易業者は手も足も出ぬと傳へられてゐるが、本道の對露貿易状況を見るに、前露國時代には約年額六七十萬圓を輸出してゐたに過ぎないが歐洲戰爭に依り戰時臨時品が増加し、大正四年順調當時に六十八萬三千圓の輸出が同年には五百七十萬八千圓、十一年には四百八十一萬四千圓に達してゐるが十二年の十一月浦鹽へ輸出されてゐた林檎、玉葱が高率な禁止税に依り殆んど同國に於て輸入禁止の状態に陥つた爲めにカムサツカ、オホツツ等の土人日用品も亦同様運命に陥り約五、六十萬圓の減少を來し今日に及んでゐる。一方沿海州木材も露國に於ける極度の金融警戒の爲め個人取引は最近中絶の止むなきに至つてゐるが露國側との取引は尙行はれてゐる。しかし個人取引の禁止状態は小樽方面の當業者にとつて可成打撃を與へてゐる。

色を帯びてゐる。

Table of trade statistics including categories like 輸出 (Exports), 輸入 (Imports), 食鹽 (Salt), 鐵皮 (Iron), 毛織物 (Woolen goods), and 其他 (Others) with numerical values.

對支貿易事情

大正十五年に於ける對支輸出海産も遂に不振裡に終局を告ぐるに至つたことは既述の通りであるが、其原因を探究するに何れも一時的であつて永久性のものではない。従つて我海産輸出品の前途に就ては何等悲觀すべきものはない。如何となれば前年不振の原因の大なるものが二つある。其一は對支爲替の暴騰、其二は南方支那に於ける内亂である。爲替相場場の暴騰は吾國財界恢復に基因

これは北樺太に於ける石油利権の細目協定なり同方面に於ける石油、石炭等の採掘機械物資等の輸出が巨額に上り今後一層の増加を見るべく期待され本道の對露貿易は何等の影響を受けてゐない。しかし例の問題となつてゐる沿海州の木材利権の協定がいつたなら一層活況を呈すべく豫想されてゐる。しかし輸入はシベリア産燕麥が年約三十萬圓位あり、木材、石炭等も大した變化なく何れにしても本道に於ける對露貿易は考慮すべきものが何等ないものと見られてゐる。

上半期小樽國別貿易

小樽港の本年上半期對外貿易は輸出入共大差ない歩みを見せたが、輸出は同港輸出特産物青碗の動き著しく不振を示し前年度に比し百六十萬圓弱の減額となり従つて同品唯一の仕向地英國輸出額は前年度より約百二十萬圓の減少である。尤も輸出数量は十萬七千擔あり大手筋曲辰商店の没落以來價格の低落著しく、したがつて金額の減少は必ずしも數量の減少とは見られないが左數字の減少を見て樂觀は許されぬ處であらう。

Table showing trade statistics for specific countries like 支那 (China), 東支 (East Asia), and 關東 (Kanto) with values like 一九五, 三九五, etc.

する圓價の復活及支那と共に世界最大の銀需要國たる印度政廳が、金本位採用問題に力強く提唱するに至つた爲に世界的に銀相場場の低落を招來したに於ける。而して此爲替相場場の差異は一昨年比して約四割乃至五割に達して居るのを見れば、それら高價の物を需むる方面から見れば、例へば一昨年百圓で購入し得た物が百四五十圓を拂はねばならぬ。それで需要減退は當然である。故に直に原價の下落を看するのには止むを得ない結果になる。次に第二の原因たる南方支那の内亂は如何、近海産物の最大の顧客たる廣東は基礎を置きたる所謂北伐軍は遂に北進して支那富源の中心漢口に達し、延いては長口沿岸一體の交通を脅威し、中部支那に對しては一時供給不可能となつたのである。殊に北伐軍の主張する所の政策は貿易上大なる障礙をなしてゐる。斯の如き二大原因は何れを見ても重大なる貿易上の大障礙物ならざるはないに拘らず、不振ながらも比較的相當の輸出成績を發揮しつゝあるより見て、我海産物が如何に現代支那人の必要品であるかが推察するに足る。果して然らば支那内亂の鎮定と爲替の安定を見たならば需地區域の廣潤なる夫丈前途洋々たるものがある假令一時に前述の障礙が除去せられないにしても、又新なる通路を開き

Table of trade statistics by region including 香港 (Hong Kong), 露西 (Russia), 英吉 (England), 佛蘭 (France), 獨逸 (Germany), 白耳 (Denmark), 伊太 (Italy), 和蘭 (Netherlands), 加國 (Canada), 北馬 (North America), 喜望 (Switzerland), 新太 (New Zealand), 印西 (India), 佛印 (Burma), 亞丁 (Aden), 合計 (Total), and 其他 (Others) with numerical values.

金 融

北海道金融事業概況

(1) 概説
 北海道は現に開拓の道途に在り、其の経済的實情は今日と雖も尙内國植民地の域を脱しない。従つて、此の地に大いに資本と努力、換言すれば金と人を入れたるに鑑み、一日を緩ふすべからざる喫緊の時勢である。

就中、資金の充實は急務中の急務であり、之に依つてこそ諸般の事業は興り得べし。凡百の施設は遂げ得られざる譯で、事業勃興發展し、施設整備完成せんか人々は招かずして集まらざるべし。斯くて、その拓地殖民の大業は容易に進捗せしめ得るの地である。

此の意味に於て本道の金融事情は頗る注目すべき處に屬し、其の金融政策は拓殖政策の根幹を爲すと斷して差支へない。言ふ迄も無く現代經濟界の原動力は金融界に在り、現代金融界の中心は銀行である。金融資本は廣く經濟界の活動を支へるべく、銀行及其の活動を中心として金融界の大波は動き、信用組合、無盡會社、質屋等の庶民金融機關は傍系機關として銀行の金融的機能を補充し、國家、

公共團體等の資金運用、例へば簡易保險積立金貸付其他の低利資金貸付は専ら公共的の謂は、公益金融として特筆すべきものである。

本道に於ける上記各種金融機關の体系は、先には北海道拓殖銀行の設立に依り、後には歐州大戰當時に於ける産業經濟界の躍進的發展に促されて著しく整ひ、全道各地に金融機關網が張られ地方的産業の發達、地方經濟界の開發を促進したること尠くも無い。

然し、之を本道拓殖の理想、本道の經濟的價值から言へば、今日に於ける金融機關普及の程度並に其活動振に付ても尙遺憾の點無しとせず、今後の改善に俟つべき事項は幾多存する。と言へば、其の改善は素より急務に望むべからず、道内産業經濟の發達に伴ふて或は人為的に或は自然的に行はるべきものであらうが、免れ角、或は資金の充實策に於て、或は金利率の低下策に於て、更に又庶民金融の現狀に於て、若干の欠陥が存することは覆ふべからざる事實である。

これを如何にして改善するかを論ずるには本書の任務には無いから之を略さねばならぬ。が、茲に本道金融政策上に欠陥が存することを特記して讀者の注意を促すことは無意味ではあるまい。

由來、本道は其經濟的事情に應じ、各種事業の企劃頗る旺盛に、農工商水産業

等各方面の資金需要は、累年駁々乎として遞増しつつある。而して、現在に於ては、不動産、漁業權、工場財團鐵道財團等を抵當とする長期資金は専ら北海道拓殖銀行の供給に俟ち、短期商業資金は、各地普通銀行及拓殖銀行其他が之に應じて居る。

又所謂金融期節は、地方的事情の相異に基き一概には言へないが、鯨魚、遠洋漁業等の着漁仕込資金即ち漁業資金、肥料、薄荷、雜穀等の農産資金、造材資金、並に本道の特殊事業資金(製紙、石炭、麥酒、製麻等)などを通じ、大体八九月より翌年四五月頃までが繁忙期に屬する。金利は一般に内地府縣に比すれば少く高率ではあるが、これは當然のこととして一面から言へば本道の金利が内地に比し稍高位に在るは即ち内地方面からの資金移入を促す所以であつて強ち悲觀すべきでは無い。

以下、本道の金融に就て分説する前に金融機關の發達を沿革的に顧み、特に北海道拓殖銀行創設の趣旨及沿革に關して一言を費し度い。

2) 北海道拓殖銀行の設立及沿革
 本道に於ける金融機關の濫觴は安政の昔に在り、明治維新の當初に在つては、三井組其他の金融機關あり中央市場と連絡して開拓使の金融施設を助け、六年に

は三井組函館及札幌支店を爲營業務を開始しそれが九年には三井銀行出張店となつて本道に於ける銀行營業の鼻祖となつた。

其後函館に、第百十三國立銀行及第百四十九銀行設立せられ、特に、明治二十六年銀行條例實施せらるゝに至つてより本店銀行及支店銀行の設立廢止相續ぎ乍らも、其總數は比年増加しつゝ、今日に及んで居る。

然し、前に誌した様に、本道金融界の發達史に於ては、北海道拓殖銀行の設立は劃時代的なものである。

北海道拓殖銀行は明治三十二年の北海道拓殖銀行法に基き、同三十三年二月北海道札幌に創立された特殊銀行で、其の目的は北海道及樺太の拓殖事業に資本を供給することにある。國の内外を問はずに同創設の趣旨は、明治三十二年議會に提出された北海道拓殖銀行法案の理由書に明かである。即ち曰く、銀行法の理由

「北海道拓殖事業たる經營既に久しからざるに非ずと雖も、前途尙開發すべきもの甚だ多し。然るに金融圓滑ならずして資本の欠乏に苦しみ事業遅々として

て進歩せざるは大に遺憾とする所なり依て茲に適當の金融機關を設けて以て其の資本を供給し富源の開發を圖らんとす」と。

同行は設立當初より今日まで政府の監督と補助とを受けて、特に債券發行の特典を享け長期に亘り固定すべき拓殖資金の供給に任ずると同時に、普通銀行業務をも併せ營み、其間、時勢の必要に應じて臨時資本及營業所を増加し、營業範圍及業務種類を擴大し債券發行限度を擴張して拓殖の進展に貢献しつゝ、自己の業績を伸暢せしめたことは、左の諸計數が雄辯に之を物語るであらう。(單位千圓)

年次	公稱資本金	拂込資本金	諸積立金	債券發行高	預金殘高	年賦定期貸付殘高	其他貸付殘高	店舖數
明治卅五年末	三,〇〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	七六	三,三三〇	四,〇〇〇	一,八一七	二,六三五	二
明治卅四年末	五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	一,〇三二	一三,七九五	六,三〇七	七,三六五	二,六三〇	三
明治卅三年末	五,〇〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	一,一七〇	二〇,九三〇	六,四三七	一七,六六八	二,五〇三	三
大正元年末	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇六三	七五,七三三	一五,六三三	二二,五六八	一〇,六九五	三
大正五年末	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	七,三三三	九八,六四九	三七,四三七	三七,七〇〇	三三,八六〇	三
昭和元年末	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	七,三三三	九八,六四九	四九,四三七	一三,三九九	四八,一四九	三

今更言ふ迄も無く北海道拓殖銀行は不動産金融と普通銀行業務を併せ營む混合銀行で其の現に於ける營業科目の要略は左の通りである。

1 不動産抵當貸付……田、畑、山林、宅地、建物(敷地付)等の不動産、又は漁業權、漁業財團、軌道財團、鐵道財

團を抵當として五十ヶ年以内の年賦貸並に五ヶ年以内の定期貸を行ふ。

2 無擔保貸付……市町村其他法律を以て組織する公共團體其他各種の組合及十人以上連帶の農工漁業者に對しては年賦或は定期償還の方法に依り特別に無抵當の貸出をする。

3 代理貸付……勸業銀行の年賦定期代理貸付

4 其他短期貸付……

(イ)北海道及樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及其社債券の應募引受

(ロ)北海道及樺太の産物を擔保とする

貸付 (ハ)北海道及樺太の産物の貯蔵を主たる目的とする倉庫内に貯蔵する産業上必要な貨物を擔保とする貸付 (ニ)國債證券又は大藏大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする短期貸付

5 手形割引及貸越……………一般手形の割引及當座預金貸越

6 預金……………當座、定期、特別當座等

7 普通銀行と等しき預り金

8 保護預り……………北海道拓殖債券、國債

勸業債券其他の有價證券並に一般物の保護預り

8 北海道拓殖債券の發行……………拂込資本金の十倍を限度とする。

9 爲替荷爲替……………

10 信託の業務……………

11 他銀行の業務代理……………

其の店舗は札幌に本店、東京、小樽、函館其他道内主要郡邑及樺太に存する。これが業績の詳細に就ては後に誌す。

(3)金融機關の現況

現時の北海道に於ける金融機關を擧ぐ

れば(1)銀行業(2)無盡業(3)有價證券割賦販賣業(4)信用組合(5)市街地信用組合(6)質屋業(7)金銭貸付業等である。

(4)金銭貸付業は夫々特異の職能を有し、之等の機關は夫々特異の職能を有し、爾來數次の變遷消長を経て今日の盛況を見るに至つたものにて其の一々に就ては後に分説する、が、茲に之等諸機關の大正十三年末現在の資本金及貸出金並に其の全体に對する夫々の割合を見るに、其の公稱資本金は七千三百六十六万九千圓、貸出金は三億一千八百六十二万余圓の巨額に達する。

各種金融機關 貸出金額表

種別	公稱資本金		總額		貸出	
	歩合	對	歩合	對	歩合	對
銀行業 (道内本店銀行)	三、一五〇、〇〇〇	四、五九六	一九三、一〇九、一三三	六、〇六一	一、八七五	〇、八〇七
無盡業	一、三五五、〇〇〇	四、一九四	二七、二四〇、八〇〇	六、二七、三四一	〇、〇三三	〇、〇三三
有價證券割賦販賣業	一、三五五、〇〇〇	〇、〇三三	二、六九三、四九〇	一、七四三、〇三三	〇、〇〇四	〇、〇〇四
信用組合	四、一七〇、七〇〇	〇、〇三三	二、六九三、四九〇	二、六九三、四九〇	〇、〇〇四	〇、〇〇四
市街地信用組合	二、二四三、七三三	〇、〇三三	二、九五八、六一七	二、九五八、六一七	〇、〇〇六	〇、〇〇六
市街地質屋	二、九五八、六一七	〇、〇三三	三、八六二、八〇三	三、八六二、八〇三	〇、〇〇六	〇、〇〇六
計	七〇、三九九、三五五	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

備考 (一)無盡業の貸出金額は已むを得ず給付契約金額を取る。(二)質屋の資本金は便宜大正十三年度中質入金額の三分の一とする。(三)金銭貸付業の資本金額は營業稅課稅標準たる運轉資本金額より質屋の貸出金を控除したるものである。

額は運轉資本金額より質屋の貸出金を控除したるものである。

次に道内に於ける以上各種機關の分布 状態を示せば左の通りである。

道内各種金融機關分布一覽表

所在地	本店銀行		支店銀行		無盡業	信用組合	市街地信用組合	市街地質屋	金銭貸付業
	本店	支店	支店	支店					
札幌	一	四	一	一	一	一	一	一	一
小樽	一	一	一	一	一	一	一	一	一
函館	一	一	一	一	一	一	一	一	一
旭川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
室蘭	一	一	一	一	一	一	一	一	一
釧路	一	一	一	一	一	一	一	一	一
空知	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
留萌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
空知	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
留萌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
空知	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
留萌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	七	三	七	三	三	三	三	三

備考 (一)本表に於ける本店銀行及支店銀行の分布状態は派出所、派出所等をも含み大正十五年上半期末現在とする。(二)市街地信用組合の所在地は大正十四年末現在に據る。(三)其他は大正十三年末現在とする。

以上二表を通観するに道内各種金融機關の資本金は約七千三百七十五萬圓の巨額を算し、内銀行の三千二百十五萬圓(四割五分九厘)を最高とし金銭貸付業約三千万圓(四割二分八厘)に次ぎ、以下信用組合質屋無盡業の順序である。

貸出金は總計三億一千八百六十二万余圓に上るも北海道拓殖銀行の年賦定期貸付を含む道内本店銀行の貸付一億九千三

百餘萬圓(六割余)にして以下支店銀行(一割八分七厘)金銭貸付業、無盡業、信用組合、質屋等相順次してゐる。

其分布状態は銀行店舗合計百九十四、質屋七百四十五、信用組合三百五十六、多き種別のものである。

本店銀行の店舗は、札幌、小樽、函館、支店及空知支店、後小樽支店、函館支店、之に次ぎ他市及支店管内は比較的

無盡業の出張所代理店を含む店舗は後志、渡島支管内に多く、信用組合は概して川支管内に最も多く、又質屋は概して都市に多く、市中では函館の六百軒最も多し、網走支店に於ては空知支店も多し、網走支店、小樽、函館、三市に比較的多く、支店管内は比較的、地方に多い。

金融機關 (一)銀行

金融

(イ) 銀行數及資本金額累年比較

Table showing bank counts and capital amounts from 1915 to 1926, categorized by branch type (道内, 道外) and capital type (資本金, 拂込資本金).

左に道内の本店銀行及支店銀行の一覽表を掲げる。

由是觀之、道内に本店を有する銀行及道外銀行にして道内に支店を置くもの、總數及其の店舗數は漸次増加し、且道内

銀行の資本總額も累年増加しつつある。之は道内經濟界の發展に伴ふ自然の結果なりと言へ注目すべきことである。

(昭和元年末現在)

(ロ) 本店銀行一覽

Table listing bank names, branch locations, and establishment dates for major banks in Hokkaido.

(備考) (イ)百十三銀行は明治十一年第百十三國立銀行として設立、十二年一月開業、三十年七月株式會社百十三銀行と改稱せるものである。(ロ)北海道銀行の最初は明治二十四年六月設立されたる屯田銀行で同行は二十七年普通銀行となり後明治三十三年商號を北海道商業銀行と改め、三十九年小樽銀行と合併して北海道銀行となるもの。(ハ)北門銀行は明治二十九年札幌貯蓄銀行として設立せられ、三十八年北海道貯蓄銀行となり四十二年商號を拓殖貯蓄銀行と改め大正十一年貯蓄銀行法の改正實施と共に普通銀行となり商號を北門銀行と改稱せるものである。(ニ)札幌銀行の始めは明治三十二年札幌に設立せられたる福岡農工銀行支店にして四十二年札幌銀行として本店銀行となれるものである。(ホ)絲屋銀行は元本店を兵庫縣に有し三十四年九月旭川支店を設け大正八年組織變更と同時に本店銀行となつたものである。

(ハ) 支店銀行一覽

Table listing branch banks, their locations, and establishment dates.

備考 起業貯蓄銀行、共榮貯金銀行の諸計數は大正十五年上半年末、他は昭和元年末現在である。

(ニ)全道銀行預金及貸出殘高 全道銀行預金及貸出が過古に於て如何なる増加歩調を辿り、現在幾何の數額に

達するかを知るは鮮からず吾等の興味を唆る處である。

左に北海道拓殖銀行及貯蓄銀行の計數を包括するものを掲げて見やう。

(一) 全道銀行預金及貸付金残高 (指数は大正四年末を100として算出す)

Table showing financial data for various years (Meiji, Taisho, Showa) across different categories like '預金残高' (Deposit Balance) and '貸付金残高' (Loan Balance), including indices and specific values.

本表に據れば全道銀行の預金額は、大正四年末四百三十三萬餘圓に過ぎざりしもの、昭和元年末には二億一千餘萬圓の巨額に達し、大正四年末に比し四倍八歩増して居る。

預金のそれよりも多く、大正四年末の五千六百餘萬圓に對し、昭和元年末は二億七千九百五十二萬圓、即ち約十一年間に約五倍に激増して居る。

て銀行の預金及貸付金残高が年と共に増加すべきは火を賭るよりも炳かである。然し、融て之を全國の銀行預金貸出高の増加割合に比すれば遙に及ばず以て道の内の開發が今後に俟つべきものなるを知るに足る。

預金

Table showing '預金' (Deposits) by year (大正十一年 to 十四年) and region (全道, 札幌, 小樽, 函館, 旭川, 以上四市計, 其他).

即ち本表に見るが如く、全道預金總額の四分の一乃至三分の一は四市に集中せられ居るのであつて、若し全道六市或は主要都市の預金對地方預金額の比例を見れば其勢は更に甚だしきを知るべく、資金の都市偏在の傾向は道内に於ても明かに看取し得られる譯である。

之に對應して貸付金の狀況に就て、北海道拓殖銀行の年賦定期貸付金を除く其都市及地方分布の割合を見やう。

貸付金

Table showing '貸付金' (Loans) by year (大正十一年 to 十四年) and region (全道, 札幌, 小樽, 函館, 旭川, 以上四市計, 其他).

由是觀之、貸付金に於ても四市組合銀行の計數は全道銀行貸付高の四分の一乃至三分の一を占むるが近年の例であつて就中小樽市組合銀行の計數は四市合計の

四割乃至四割五分を占めて居る。これ明かに商業都市としての小樽市の勢力の凡ならざるを示すもので上掲の表からは其他種々の事實を歸納的に説明し

得られるが茲には略す。然らば、全道の銀行預金及貸付金を科目別に見れば如何であらうか。次表以下に就て之を參看せられたい。

全道銀行預金科目別年末現在高表

Table showing '全道銀行預金科目別年末現在高表' (Annual Current High Table of All-Do Bank Deposit Categories).

年次	昭和	大正
元	十	五
十	四	四
十	三	三
十	二	二
九	一	一
八		
七		
六		
五		
元		
末		

項目	昭和	大正
送金	一〇、九六〇、四〇九	二六、九〇五、七二八
仕替	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
荷	一〇、九六〇、四〇九	二五、四六六、一五四
代	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
所	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
他	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
取	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
立	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四
所	九、五五〇、四〇九	二五、四六六、一五四

備考 本表の計数が合計額に於て、前掲表と差異あるは日本銀行預金、及貯蓄銀行預金、出張所預金額の加算あるに基く。
次に北海道拓殖銀行の年賦定期貸付を 含まざる全道銀行の累年末貸付金残高を 科目別に表示すれば左の如くである。

年次	昭和	大正
元	十	五
十	四	四
十	三	三
十	二	二
九	一	一
八		
七		
六		
五		
元		
末		

項目	昭和	大正
貸付金	七、四九八、八五〇	一八、〇〇二、一九五
當座貸越	一、四一五、八五〇	一、四一五、八五〇
割引手形	一、四一五、八五〇	一、四一五、八五〇
荷爲替手形	一、四一五、八五〇	一、四一五、八五〇
合計	一、四一五、八五〇	一、四一五、八五〇

斯く貸付金残高に於ては、證書貸付及手形貸付金額が約五割を占め、割引手形之に次ぐ。
(三)全道銀行爲替取扱高

本店に於ける産業經濟界の發達、銀行店舗の増設、内外交通機關の發達普及に

伴ひ全道銀行の爲替取扱高は累年増加の趨勢に在る。

左に之が累年の統計を掲げやう。

年次	昭和	大正	明治
元	十	四	三
十	四	三	二
十	三	二	一
十	二	一	
九	一		
八			
七			
六			
五			
元			
末			

項目	昭和	大正	明治
送金	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
仕替	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
荷	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
代	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
所	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
他	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
取	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
立	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三
所	七、三九三、三〇七	一、四一〇、七三三	一、四一〇、七三三

由是觀之、送金爲替及荷爲替取扱高並に代金取立(當所)の通計は、明治二十年には僅に二百四十一萬四千餘圓に過ぎざりしもの、大正六年には五億九百六十六萬餘圓、大正十四年には十一億九百九十九萬餘圓に達し、内外經濟交通年と共に著しく繁くなりつゝあるを物語つて居る。

之と同じく送金爲替及荷爲替仕拂高並に他所代金取立の扱高も亦驚嘆すべき増加率を示し道内貨物の移輸出が逐年増加しつつあるを證して居る。即ち右取扱高の通計は、明治二十六年、大正六年、大正十四年に於て夫々百八萬二千餘圓、四億八千九百五十七萬餘圓、十億五千八百六十五萬八千餘圓となつて居る。

斯る爲替取扱高増加の傾向は大正六年以降戦時中に著しく十年以降は戦後恐慌財界不況の影響を如實に現はして十三年まで概して減退し十三年十四年より漸く既往好況期に比敵するに至つて居る。更に對道外關係の取扱高のみを見れば左表の如く、累年本道の出金超過となるを免れない。

對道外全道銀行爲替取扱高

(單位千圓)

年次	各地ヨリ向ケラレタル高				各地ヨリ向ケラレタル高			
	送金手形	代金取立	手荷爲替	振當座口	送金手形	代金取立	手荷爲替	振當座口
大正五年	七〇、〇六四	二九、四〇一	五八、六〇〇	三〇、四七一	一八八、六七八	一六、〇九八	二一、七八四	三〇、四七一
六年	九一、〇六〇	四四、四〇九	七六、四三三	一〇九、四三三	三三三、〇三六	三〇、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
七年	一一一、二一七	六六、〇七一	一一一、五三六	一一一、五三六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
八年	一七〇、三〇七	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
九年	一六八、三三七	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
十年	一四〇、三三〇	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
十一年	一三三、三三五	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
十二年	一三三、三三五	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
十三年	一三三、三三五	六六、〇七一	一四九、三三七	九三、三九六	四四六、二五七	三三、〇九八	二八、三五九	二六、〇六一
十四年	二五、六八九	一六、一五九	二九、〇一四	二八、四三七	九一、七三三	一六、〇九八	二一、七八四	三〇、四七一

備考 本表計數には日本銀行支店取扱の分は含まない。

上表に掲げたる爲替取引の生ずる原因は貨物移動、有價証券類の轉帳、其外旅客交通等擧げて數ふべからず。従て、依り地方により差異あるも概して北海道と經濟交通の密接なる府縣地方、即ち東京府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、青森、新潟、富山、福井、愛知等の諸縣との間に資金の移動が多いのは當然である。而して本道の取引地方の範圍は道内各種産業の發達と相因果して逐年擴大せられ、府縣各港、各主要地殆ど多少の取引を見ざるなく、對外經濟交通も年と共に

繁く且範圍を擴大しつゝある。本道及樺太對内外各地間の累年爲替取引額並に流出入資金額に關しては北海道殖産銀行に於て毎年詳細なる調査が行はれて之を略すことゝしたい。(三)銀行金利 前にも述べた様に北海道は未だ内國殖民地の域を脱せず、現在は資金移入時代であり今後暫らくは亦同じ状態を續けるてあらう。之を反面から言へば多少の例外を除いては道内の事業は尙企劃建設期

に在り從て資金の需要著しきも、其の安定健全性に於て未だしき爲、自然の理として金利は内地に於て最も明かに知られるが、銀行金利に於て最も然りとす。只、銀行金利は内地市場金利の場合それを受けること最も鋭敏に地方の銀行金利との開きは少くなり、あるの銀行金利は本道事業に於て漸減する結果とも見られる。就て左表に之を見やう。

年次	貸付利子		割引歩合		預金利子	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治二十六年	一・四八	〇・八五	四二	二七	一・六〇	一・一五
同 三十一年	一・六〇	一・一五	四二	二七	一・六〇	一・一五

年次	最高	最低	最高	最低	最高	最低
同 正	五元	四元	三十五	十五年	一・一八	一・一八
同 同	四元	三元	三十五	十五年	一・一八	一・一八
同 同	三元	二元	三十五	十五年	一・一八	一・一八
同 同	二元	一元	三十五	十五年	一・一八	一・一八
同 同	一元	〇元	三十五	十五年	一・一八	一・一八
同 同	〇元	〇元	三十五	十五年	一・一八	一・一八

素より右表は道内銀行金利推移の大勢を傳へて謬り無いものではない。金利の累年比較に於ては當時の國內經濟界及金融界の情勢、道内經濟界及金融界の實情資金の用途等を詳細に詮索するを要するのであるから本表から輕卒なる論斷をせ

られざらんことを望む。等しく銀行金利と謂ふも道内各地に於て異なる。從て道内銀行金利の大勢を知らんとする場合には寧ろ各地方の平均金利を求め其の累年比較をするのが適當であらうが、特殊事由ある場合には之を斟酌

せねばならず、眞の道内銀行平均金利の累年比較を爲すは容易でないから左に北海道殖産銀行の調査に係る道内主要地別銀行金利調を掲げる。

金利欄の定期は定期預金利率 (年利) 割引は手形割引歩合 (日歩)

年次	函館	小樽	札幌	幌甸	旭川	釧路	野付	牛久	名寄	寄居	最高		最低	
											定期	割引	定期	割引
大正五年六月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九
同 十二月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九
同 六年六月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九
同 十二月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九
同 七年六月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九
同 十二月	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	二九	二九	二九	二九

同同同同同同同同同
計 十十十十十九八七六五四
四三二一 年年年年年年年
度度度度度度度度度度

三〇四、七五三
一、五二〇、〇〇〇
二、三〇〇、〇〇〇
三、一〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇
六、〇〇〇、〇〇〇
七、〇〇〇、〇〇〇
八、〇〇〇、〇〇〇
九、〇〇〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇、〇〇〇

二、一〇〇、〇〇〇
三、二〇〇、〇〇〇
四、三〇〇、〇〇〇
五、四〇〇、〇〇〇
六、五〇〇、〇〇〇
七、六〇〇、〇〇〇
八、七〇〇、〇〇〇
九、八〇〇、〇〇〇
一〇、九〇〇、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇
六、〇〇〇、〇〇〇
七、〇〇〇、〇〇〇
八、〇〇〇、〇〇〇
九、〇〇〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇、〇〇〇

一、一〇〇、〇〇〇
二、二〇〇、〇〇〇
三、三〇〇、〇〇〇
四、四〇〇、〇〇〇
五、五〇〇、〇〇〇
六、六〇〇、〇〇〇
七、七〇〇、〇〇〇
八、八〇〇、〇〇〇
九、九〇〇、〇〇〇
一〇、一〇〇〇、〇〇〇

一、二〇〇、〇〇〇
二、三〇〇、〇〇〇
三、四〇〇、〇〇〇
四、五〇〇、〇〇〇
五、六〇〇、〇〇〇
六、七〇〇、〇〇〇
七、八〇〇、〇〇〇
八、九〇〇、〇〇〇
九、一〇〇〇、〇〇〇
一〇、一〇〇〇、〇〇〇

一、一〇〇、〇〇〇
二、二〇〇、〇〇〇
三、三〇〇、〇〇〇
四、四〇〇、〇〇〇
五、五〇〇、〇〇〇
六、六〇〇、〇〇〇
七、七〇〇、〇〇〇
八、八〇〇、〇〇〇
九、九〇〇、〇〇〇
一〇、一〇〇〇、〇〇〇

即ち北海道拓殖銀行の年賦定期貸付高は、最近に於ては毎年二千万圓乃至三千万圓に上り、其の昭和元年末貸付残高は一億二千三百三十八萬餘圓に達する。又、公共團體、組合等に對する地方低利資金の明治四十二年度以降毎年貸付累計額は一千六百九十六萬餘圓を算し、昭和元年末残高は一千二百七十八萬餘圓に達する。

務に依て道内の金利低下の勢を促し、各種産業の發達に對し、直接間接に助からざる貢獻を爲しつゝある次第である。(一)信用組合及市街地信用組合(二)産業組合特に信用事業を營む産業組合が、農工商漁業者及自由職業者中の中産以下の者に對し組合員の互助的基礎の上に立つ有力なる金融機關であることは言を俟たない。

鑑みて發布せられたる同年六月の勅令に依り農家の設立する特殊産業組合が(大正二年同勅令廢止まで)相當設立せられたるもの著しく發達しつゝある。現在組合種類別に於ては信用購買販賣の兼營組合最も多く信用組合及信用購買組合之に次ぐ。本道の産業組合中には信用事業を營むもの頗る多く、過去に於ける其發達の概況は左表の示す通りである。

類別	明治三十五年	同四十年	大正元年	同五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
兼營信用組合	三〇三	二四八	三〇四	一八八	二八七	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
單營信用組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
兼營總計	三〇三	二四八	三〇四	一八八	二八七	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
單營總計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

次に兼營を含む信用組合の貸付金及貯金の状態を見るに、明治四十三年に於ては貸付總額三万三千圓、貯金残高七千九百餘圓に過ぎざりしに、大正十四年末に於ては前者は七百九十三万三千餘圓、後者は三百七十九万七千餘圓となり著しき増加振りを示して居る。左に貸付金及貯金の累年比較表を掲げやう。

信用組合貸付金及貯金累年比較表

年次	總組合數	貸付金	貯金	年次	總組合數	貸付金	貯金
明治三十四年	三	三、〇〇〇	七、〇〇〇	大正十四年	七	七、〇〇〇	七、〇〇〇
明治三十五年	四	四、〇〇〇	八、〇〇〇	大正十五年	八	八、〇〇〇	八、〇〇〇
明治三十六年	五	五、〇〇〇	九、〇〇〇	大正十六年	九	九、〇〇〇	九、〇〇〇
明治三十七年	六	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正十七年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治三十八年	七	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正十八年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治三十九年	八	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正十九年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十年	九	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十一年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十一年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十二年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十二年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十三年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十三年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十四年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十四年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十五年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十五年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十六年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十六年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十七年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十七年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十八年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十八年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十九年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十九年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治五十年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正三十年	一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

又、信用組合の活動振如何を窺ふ爲に、各年度内の貸付及償還額並に貯金の受入額及拂戻額を見るに左の如く逐年増加して居る。

信用組合各年度内貸付及貯金實績表

年次	貸付金		貯金		年次	貸付金		貯金	
	貸付額	同償還額	受入額	同拂戻額		貸付額	同償還額	受入額	同拂戻額
明治三十四年	三、〇〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	大正十四年	七、〇〇〇	六、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治三十五年	四、〇〇〇	三、七〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	大正十五年	八、〇〇〇	七、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治三十六年	五、〇〇〇	四、七〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	大正十六年	九、〇〇〇	八、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治三十七年	六、〇〇〇	五、七〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	大正十七年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治三十八年	七、〇〇〇	六、七〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇	大正十八年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治三十九年	八、〇〇〇	七、七〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	大正十九年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十年	九、〇〇〇	八、七〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	大正二十年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十一年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十一年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十二年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十二年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十二年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十三年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十四年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十四年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十五年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十五年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十六年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十六年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十七年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十七年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十八年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十八年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治四十九年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正二十九年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
明治五十年	一〇、〇〇〇	九、七〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正三十年	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇

斯く信用組合の貸付及貯金の取扱高が累年増加しつつあるは、誠に喜ばしき傾向であつて、地方金融機關として信用組

合が如何に重要な役割を演じつゝあるかを示すに足る。更に信用組合の現況を六市及支廳別に

表示すれば左の如くである。(大正十三年末)

信用組合現況表 (含兼營)

Table with columns: 市及支廳名, 組合數, 組合員數, 出資總額, 拂込出資額, 準備金, 各立金種, 借入年度末, 貸付年度末, 貯年度末. Rows include 小札市, 函館市, 室蘭市, 旭川市, 石川市, 渡島市, 檜山支廳, 後志支廳, 上川支廳, 留萌支廳, 網走支廳, 浦河支廳, 釧路支廳, 根室支廳, 宗谷支廳.

街道内には北海道廳内に北海道信用購買販賣組合聯合會及上川支廳内に上川信用組合聯合會がある。是等聯合會の業況

並に産業組合中央金庫との關係及産業組合中央金庫の對道内貸付金額に就ても考慮するを要するが資料を欠ぐを以て之を

省く。次に市街地信用組合の現況を見るに、又累年發達し來り今後益々發展すべき

趨勢に在る。茲に所謂市街地信用組合(一名庶民銀行)とは、大正六年七月の産業組合法改正に依り市又は主務大臣指定の市街地の信用組合に對し、對し産業又は經濟資金の爲手形の割引を爲し又は組合員外の

貯金を取扱ふものである。而して本道に於て大正六年十二月以降十五年六月までに市街地として指定された町村は左の通りである。(六市を除く)夕張町、留萌町、岩内町、岩見澤町、網走町、余市町、野付牛町、帶廣町、

上の如き法制に基き大正十四年末迄に市街地信用組合を創設したる市及町は本道では左の如く其數八に過ぎない。とは言へ其の事業は逐年發展しつつある。

市街地信用組合累年末表

Table with columns: 年次, 名, 稱, 組合數, 出資總額, 拂込出資額, 設立年月日, 年次, 名, 稱, 組合數, 出資總額, 拂込出資額, 設立年月日. Rows include 大正八年, 同九年, 同十年, 同十一年, 同十二年.

備考 大正十五年上半期中に網走信用組合が設立されたから、現在道内の市街地信用組合は其數八に上る。

(三)無盡業及無盡講 營業無盡及無盡講が庶民金融上頗る重要なるものであることは、少しく事情を究めたる者の異論を挾まぬ處である。然

るに世人一般は尙充分之に氣付かぬ如くである。

本道に於ては、其の特異なる経済的事... 情に基き特に資金の充實若はこれが地方... 的普及充分ならざる爲無盡講は各地に盛... に行はれつゝあつて、尠からざる効益を... 擧げて居るが、而も往々不始末や弊害を... 暴露することがある。之に對しては當局... に於ても取締を講ぜられて居るが未だ以... て充分なりとは謂ひ難い。從て本道に於

ける無盡講普及の實情を計算的に知る事... は到底出来ないし、茲に權威を以て之に... 關する事項を誌し得ないのを遺憾とする... 然し無盡業即ち營業無盡に就ては官邊... に統計的資料もあり其發達の趨勢を察知... することが出来る。之に據れば無盡業は... 中産以下の階級者に對する重要な金融... 機關として近時年を逐ふて隆盛となり來

り、將來も益々發達すべき趨勢に在る。... 即ち無盡業法の發布を見たる大正四年... 六月以降、免許を受けたものは大正五... 年二月上川無盡株式會社を始めとし爾後... 累年其數を増加し大正十五年上半期末に... 於て會社數十六、其の公稱資本金額は百... 六拾万圓に達する。其の累年比較は左の通り。

Table with columns: 年次, 本店, 支店, 出張所及代理店, 公稱資本金, 拂込資本金, 年次, 本店, 支店, 出張所及代理店, 公稱資本金, 拂込資本金. Rows for years 1915-1920.

今各社の名稱、所在地、資本金額等を見れば左表の如くである。

Table with columns: 商號, 所在地, 支店出張所及代理店, 資本金, 拂込資本金, 設立年月日, 免許年月日. Rows for various companies like 旭川會社, 旭川會社, etc.

道内無盡會社營業狀況表

Table with columns: 年次, 會(組)數, 總口數, 給付金, 掛約金, 一口道内人口, 年次, 會(組)數, 總口數, 給付金, 掛約金, 一口道内人口. Rows for years 1915-1920.

右二表を通觀しても知られる通り、無盡會社數及其資本金額は比年増加し、大正十五年七期末に於て十六社の公稱資本金額百六十萬圓となり一社當り十萬圓で

ある。而して其大部分は株式會社で旭川市には三社札幌市には二社の外道内主要市街地に本店を置き營業を行つて居る。

無盡會社の庶民金融上の効益は尠からずとは謂へ、之を計數的に知ることは困難である。以下會社の營業表より各種の事實を歸納的に説明することにした。

即ち昭和元年末に於ては無盡契約總口數五万二千餘、その給付契約金は四千二百萬圓を超える。其の一口當り契約金は平均八百圓見當て、此金額は累年増加の傾向に在る。又全道人口に對照すれば過去に於て累年増加し、昭和元年末十六圓七十二錢である。

之を大正五年に比較すれば、契約金に於て約四十八倍、一口契約金に於て二倍であつて現在では千圓會最も多數を占め五百圓會之に次ぎ三百圓會の如き極めて稀である。

日歩一錢七厘乃至八錢五厘、年利六分三厘乃至三割に相當するを謂ふ。(四)質屋業及公益質舖 無產階級に最も馴染の多い最も便利な金融機關が一六銀行、即ち質屋であることと言ふ丈け野暮である。其の庶民金融機關としての効益は、他により適當有利

な機關を欠ぐ今日では測り知るべからざるものである。
 本道に於ける質屋業者数は最近十餘年間、之が利用状態を数字的に見れば質屋

業が無産庶民階級の経済生活上極めて重要な役割を演じて居ることが頗る明瞭となるであらう。
 又左表に於て、質入、質受、流質共に件數に於て左したる増加無きか若は却て

減少し、金額に於て約二倍に増加し従て夫々一件當りの金額を著増せるは、言ひ換へれば「質草」の値段が高まりつゝあるのは皮肉にも庶民階級生活程度の上を物語るものであらう。

年次	業者數	質入		質受		流質	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
大正	四	一、一六二	二、九二九、五九八	二、四四四、一九一	四三三、九三六	一四七、九七五	四三三、九三六
同	五	一、一四二	三、一〇一、四一七	二、八二二、七五七	三、〇七三、七五七	一六六、六八四	三、〇七三、七五七
同	六	一、〇七三	三、七四七、〇八四	二、七〇七、四八七	三、〇七三、七五七	一九五、六九三	三、〇七三、七五七
同	七	一、〇六四	三、九六一、四五一	二、六四一、四五一	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	八	一、〇五五	四、〇四一、六五九	二、五八四、八八二	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	九	一、〇四六	四、一四一、八三六	二、五二八、三二二	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	十	一、〇三七	四、二四一、〇二二	二、四七二、〇八二	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	十一	一、〇二八	四、三四一、二〇八	二、四一七、三三三	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	十二	一、〇一九	四、四四一、三九四	二、三六二、五八四	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
同	十三	一、〇一〇	四、五四一、五八〇	二、三〇七、八三五	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
昭和	十四	一、〇〇一	四、六四一、七六六	二、二五三、一〇六	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七
和	十五	九九二	四、七四一、九五二	二、二〇八、三五七	三、〇七三、七五七	一九五、〇九二	三、〇七三、七五七

更に累年末現在貸付高及道内平均の貸付金利を見るに左の通りである。

年次	年末現在貸高	平均最高最低		平均最高最低	
		拾圓ニ對スル利率	一圓ニ對スル利率	拾圓ニ對スル利率	一圓ニ對スル利率
大正	四、八二六、二六四	一、一六三、九七四	一、一六三、九七四	一、一六三、九七四	一、一六三、九七四
同	四、〇五八、八一九	一、〇二二、六二五	一、〇二二、六二五	一、〇二二、六二五	一、〇二二、六二五
同	三、九六六、七二二	一、〇一三、〇七三	一、〇一三、〇七三	一、〇一三、〇七三	一、〇一三、〇七三
同	三、九四四、二三三	一、〇〇四、五二二	一、〇〇四、五二二	一、〇〇四、五二二	一、〇〇四、五二二
同	三、九二二、七四四	九九五、九七三	九九五、九七三	九九五、九七三	九九五、九七三
同	三、九〇一、二五五	九九七、四二四	九九七、四二四	九九七、四二四	九九七、四二四
同	三、八七九、七六六	九九八、八七五	九九八、八七五	九九八、八七五	九九八、八七五
同	三、八五八、二七七	九九九、三二六	九九九、三二六	九九九、三二六	九九九、三二六
同	三、八三六、七八八	一、〇〇〇、七七七	一、〇〇〇、七七七	一、〇〇〇、七七七	一、〇〇〇、七七七
同	三、八一五、二八九	一、〇〇一、二二八	一、〇〇一、二二八	一、〇〇一、二二八	一、〇〇一、二二八
同	三、七九四、三〇〇	一、〇〇二、一七九	一、〇〇二、一七九	一、〇〇二、一七九	一、〇〇二、一七九
同	三、七七三、三一一	一、〇〇三、一三〇	一、〇〇三、一三〇	一、〇〇三、一三〇	一、〇〇三、一三〇
同	三、七五二、三二二	一、〇〇四、〇八一	一、〇〇四、〇八一	一、〇〇四、〇八一	一、〇〇四、〇八一
同	三、七三一、三三三	一、〇〇五、〇三二	一、〇〇五、〇三二	一、〇〇五、〇三二	一、〇〇五、〇三二
同	三、七一〇、三四四	一、〇〇六、〇八三	一、〇〇六、〇八三	一、〇〇六、〇八三	一、〇〇六、〇八三
同	三、六八九、三五五	一、〇〇七、〇三四	一、〇〇七、〇三四	一、〇〇七、〇三四	一、〇〇七、〇三四
同	三、六七八、三六六	一、〇〇八、〇九五	一、〇〇八、〇九五	一、〇〇八、〇九五	一、〇〇八、〇九五
同	三、六五七、三七七	一、〇〇九、〇〇六	一、〇〇九、〇〇六	一、〇〇九、〇〇六	一、〇〇九、〇〇六
同	三、六三六、三八八	一、〇一〇、〇五七	一、〇一〇、〇五七	一、〇一〇、〇五七	一、〇一〇、〇五七
同	三、六一五、三九九	一、〇一一、〇〇八	一、〇一一、〇〇八	一、〇一一、〇〇八	一、〇一一、〇〇八
同	三、五九四、四〇〇	一、〇一二、〇五九	一、〇一二、〇五九	一、〇一二、〇五九	一、〇一二、〇五九
同	三、五七三、四一一	一、〇一三、〇一〇	一、〇一三、〇一〇	一、〇一三、〇一〇	一、〇一三、〇一〇
同	三、五五二、四二二	一、〇一四、〇六一	一、〇一四、〇六一	一、〇一四、〇六一	一、〇一四、〇六一
同	三、五三一、四三三	一、〇一五、〇一二	一、〇一五、〇一二	一、〇一五、〇一二	一、〇一五、〇一二
同	三、四九〇、四四四	一、〇一六、〇六三	一、〇一六、〇六三	一、〇一六、〇六三	一、〇一六、〇六三
同	三、四六九、四五五	一、〇一七、〇一四	一、〇一七、〇一四	一、〇一七、〇一四	一、〇一七、〇一四
同	三、四四八、四六六	一、〇一八、〇六五	一、〇一八、〇六五	一、〇一八、〇六五	一、〇一八、〇六五
同	三、四二七、四七七	一、〇一九、〇一六	一、〇一九、〇一六	一、〇一九、〇一六	一、〇一九、〇一六
同	三、四〇六、四八八	一、〇二〇、〇六七	一、〇二〇、〇六七	一、〇二〇、〇六七	一、〇二〇、〇六七
同	三、三八五、四九九	一、〇二一、〇一八	一、〇二一、〇一八	一、〇二一、〇一八	一、〇二一、〇一八
同	三、三六四、五〇〇	一、〇二二、〇六九	一、〇二二、〇六九	一、〇二二、〇六九	一、〇二二、〇六九
同	三、三四三、五一一	一、〇二三、〇二〇	一、〇二三、〇二〇	一、〇二三、〇二〇	一、〇二三、〇二〇
同	三、三二二、五二二	一、〇二四、〇七一	一、〇二四、〇七一	一、〇二四、〇七一	一、〇二四、〇七一
同	三、三〇一、五三三	一、〇二五、〇二二	一、〇二五、〇二二	一、〇二五、〇二二	一、〇二五、〇二二
同	三、二八〇、五四四	一、〇二六、〇七三	一、〇二六、〇七三	一、〇二六、〇七三	一、〇二六、〇七三
同	三、二五九、五五五	一、〇二七、〇二四	一、〇二七、〇二四	一、〇二七、〇二四	一、〇二七、〇二四
同	三、二三八、五六六	一、〇二八、〇七五	一、〇二八、〇七五	一、〇二八、〇七五	一、〇二八、〇七五
同	三、二一七、五七七	一、〇二九、〇二六	一、〇二九、〇二六	一、〇二九、〇二六	一、〇二九、〇二六
同	三、一九六、五八八	一、〇三〇、〇七七	一、〇三〇、〇七七	一、〇三〇、〇七七	一、〇三〇、〇七七
同	三、一七五、五九九	一、〇三一、〇二八	一、〇三一、〇二八	一、〇三一、〇二八	一、〇三一、〇二八
同	三、一五四、六〇〇	一、〇三二、〇七九	一、〇三二、〇七九	一、〇三二、〇七九	一、〇三二、〇七九
同	三、一三三、六一一	一、〇三三、〇三〇	一、〇三三、〇三〇	一、〇三三、〇三〇	一、〇三三、〇三〇
同	三、一一二、六二二	一、〇三四、〇八一	一、〇三四、〇八一	一、〇三四、〇八一	一、〇三四、〇八一
同	三、〇九一、六三三	一、〇三五、〇三二	一、〇三五、〇三二	一、〇三五、〇三二	一、〇三五、〇三二
同	三、〇七〇、六四四	一、〇三六、〇八三	一、〇三六、〇八三	一、〇三六、〇八三	一、〇三六、〇八三
同	三、〇四九、六五五	一、〇三七、〇三四	一、〇三七、〇三四	一、〇三七、〇三四	一、〇三七、〇三四
同	三、〇二八、六六六	一、〇三八、〇九五	一、〇三八、〇九五	一、〇三八、〇九五	一、〇三八、〇九五
同	三、〇〇七、六七七	一、〇三九、〇〇六	一、〇三九、〇〇六	一、〇三九、〇〇六	一、〇三九、〇〇六
同	二、九八六、六八八	一、〇四〇、〇五七	一、〇四〇、〇五七	一、〇四〇、〇五七	一、〇四〇、〇五七
同	二、九六五、六九九	一、〇四一、〇〇八	一、〇四一、〇〇八	一、〇四一、〇〇八	一、〇四一、〇〇八
同	二、九四四、七〇〇	一、〇四二、〇五九	一、〇四二、〇五九	一、〇四二、〇五九	一、〇四二、〇五九
同	二、九二三、七一	一、〇四三、〇一〇	一、〇四三、〇一〇	一、〇四三、〇一〇	一、〇四三、〇一〇
同	二、九〇二、七二二	一、〇四四、〇六一	一、〇四四、〇六一	一、〇四四、〇六一	一、〇四四、〇六一
同	二、八八一、七三三	一、〇四五、〇一二	一、〇四五、〇一二	一、〇四五、〇一二	一、〇四五、〇一二
同	二、八六〇、七四四	一、〇四六、〇六三	一、〇四六、〇六三	一、〇四六、〇六三	一、〇四六、〇六三
同	二、八三九、七五五	一、〇四七、〇一四	一、〇四七、〇一四	一、〇四七、〇一四	一、〇四七、〇一四
同	二、八一八、七六六	一、〇四八、〇六五	一、〇四八、〇六五	一、〇四八、〇六五	一、〇四八、〇六五
同	二、七九七、七七七	一、〇四九、〇一六	一、〇四九、〇一六	一、〇四九、〇一六	一、〇四九、〇一六
同	二、七七六、七八八	一、〇五〇、〇六七	一、〇五〇、〇六七	一、〇五〇、〇六七	一、〇五〇、〇六七
同	二、七五五、七九九	一、〇五一、〇一八	一、〇五一、〇一八	一、〇五一、〇一八	一、〇五一、〇一八
同	二、七三四、八〇〇	一、〇五二、〇六九	一、〇五二、〇六九	一、〇五二、〇六九	一、〇五二、〇六九
同	二、七一三、八一一	一、〇五三、〇二〇	一、〇五三、〇二〇	一、〇五三、〇二〇	一、〇五三、〇二〇
同	二、六九二、八二二	一、〇五四、〇七一	一、〇五四、〇七一	一、〇五四、〇七一	一、〇五四、〇七一
同	二、六七一、八三三	一、〇五五、〇二二	一、〇五五、〇二二	一、〇五五、〇二二	一、〇五五、〇二二
同	二、六五〇、八四四	一、〇五六、〇七三	一、〇五六、〇七三	一、〇五六、〇七三	一、〇五六、〇七三
同	二、六二九、八五五	一、〇五七、〇二四	一、〇五七、〇二四	一、〇五七、〇二四	一、〇五七、〇二四
同	二、六〇八、八六六	一、〇五八、〇七五	一、〇五八、〇七五	一、〇五八、〇七五	一、〇五八、〇七五
同	二、五八七、八七七	一、〇五九、〇二六	一、〇五九、〇二六	一、〇五九、〇二六	一、〇五九、〇二六
同	二、五六六、八八八	一、〇六〇、〇七七	一、〇六〇、〇七七	一、〇六〇、〇七七	一、〇六〇、〇七七
同	二、五四五、八九九	一、〇六一、〇二八	一、〇六一、〇二八	一、〇六一、〇二八	一、〇六一、〇二八
同	二、五三四、九〇〇	一、〇六二、〇七九	一、〇六二、〇七九	一、〇六二、〇七九	一、〇六二、〇七九
同	二、五一三、九一一	一、〇六三、〇三〇	一、〇六三、〇三〇	一、〇六三、〇三〇	一、〇六三、〇三〇
同	二、四九二、九二二	一、〇六四、〇八一	一、〇六四、〇八一	一、〇六四、〇八一	一、〇六四、〇八一
同	二、四七一、九三三	一、〇六五、〇三二	一、〇六五、〇三二	一、〇六五、〇三二	一、〇六五、〇三二
同	二、四五〇、九四四	一、〇六六、〇八三	一、〇六六、〇八三	一、〇六六、〇八三	一、〇六六、〇八三
同	二、四二九、九五五	一、〇六七、〇三四	一、〇六七、〇三四	一、〇六七、〇三四	一、〇六七、〇三四
同	二、四〇八、九六六	一、〇六八、〇九五	一、〇六八、〇九五	一、〇六八、〇九五	一、〇六八、〇九五
同	二、三八七、九七七	一、〇六九、〇〇六	一、〇六九、〇〇六	一、〇六九、〇〇六	一、〇六九、〇〇六
同	二、三六六、九八八	一、〇七〇、〇五七	一、〇七〇、〇五七	一、〇七〇、〇五七	一、〇七〇、〇五七
同	二、三四五、九九九	一、〇七一、〇〇八	一、〇七一、〇〇八	一、〇七一、〇〇八	一、〇七一、〇〇八
同	二、三二四、〇〇〇	一、〇七二、〇五九	一、〇七二、〇五九	一、〇七二、〇五九	一、〇七二、〇五九
同	二、三〇三、〇一一	一、〇七三、〇一〇	一、〇七三、〇一〇	一、〇七三、〇一〇	一、〇七三、〇一〇
同	二、二八二、〇二二	一、〇七四、〇六一	一、〇七四、〇六一	一、〇七四、〇六一	一、〇七四、〇六一
同	二、二六一、〇三三	一、〇七五、〇一二	一、〇七五、〇一二	一、〇七五、〇一二	一、〇七五、〇一二
同	二、二四〇、〇四四	一、〇七六、〇六三	一、〇七六、〇六三	一、〇七六、〇六三	一、〇七六、〇六三
同	二、二一九、〇五五	一、〇七七、〇一四	一、〇七七、〇一四	一、〇七七、〇一四	一、〇七七、〇一四
同	二、二一八、〇六六	一、〇七八、〇六五	一、〇七八、〇六五	一、〇七八、〇六五	一、〇七八、〇六五
同	二、一九七、〇七七	一、〇七九、〇一六	一、〇七九、〇一六	一、〇七九、〇一六	一、〇七九、〇一六
同	二、一七六、〇八八	一、〇八〇、〇六七	一、〇八〇、〇六七	一、〇八〇、〇六七	一、〇八〇、〇六七
同	二、一五五、〇九九	一、〇八一、〇一八	一、〇八一、〇一八	一、〇八一、〇一八	一、〇八一、〇一八
同	二、一三四、一〇〇	一、〇八二、〇六九	一、〇八二、〇六九	一、〇八二、〇六九	一、〇八二、〇六九
同	二、一一三、一一一	一、〇八三、〇二〇	一、〇八三、〇二〇	一、〇八三、〇二〇	一、〇八三、〇二〇
同	二、〇九二、一二二	一、〇八四、〇七一	一、〇八四、〇七一	一、〇八四、〇七一	一、〇八四、〇七一
同	二、〇七一、一三三	一、〇八五、〇二二	一、〇八五、〇二二	一、〇八五、〇二二	一、〇八五、〇二二
同	二、〇五〇、一四四	一、〇八六、〇七三	一、〇八六、〇七三	一、〇八六、〇七三	一、〇八六、〇七三
同	二、〇二九、一五五	一、〇八七、〇二四	一、〇八七、〇二四	一、〇八七、〇二四	一、〇八七、〇二四
同	二、〇〇八、一六六	一、〇八八、〇七五	一、〇八八、〇七五	一、〇八八、〇七五	一、〇八八、〇七五
同	一九九、一七七	一、〇八九、〇二六	一、〇八九、〇二六	一、〇八九、〇二六	一、〇八九、〇二六
同	一七八、一八八	一、〇九〇、〇七七	一、〇九〇、〇七七	一、〇九〇、〇七七	一、〇九〇、〇七七
同	一五六、一九九	一、〇九一、〇二八	一、〇九一、〇二八	一、〇九一、〇二八	一、〇九一、〇二八
同	一三四、二〇〇	一、〇九二、〇七九	一、〇九二、〇七九	一、〇九二、〇七九	一、〇九二、〇七九
同	一二三、二一一	一、〇九三、〇三〇	一、〇九三、〇三〇	一、〇九三、〇三〇	一、〇九三、〇三〇
同	一〇二、二二二	一、〇九四、〇八一	一、〇九四、〇八一	一、〇九四、〇八一	一、〇九四、〇八一
同	八二、二三三	一、〇九五、〇三二	一、〇九五、〇三二	一、〇九五、〇三二	一、〇九五、〇三二
同	六一、二四四	一、〇九六、〇八三	一、〇九六、〇八三	一、〇九六、〇八三	一、〇九六、〇八三
同	四二、二五五	一、〇九七、〇三四	一、〇九七、〇三四	一、〇九七、〇三四	一、〇九七、〇三四
同	二二、二六六	一、〇九八、〇九五	一、〇九八、〇九五	一、〇九八、〇九五	一、〇九八、〇九五
同	二、二七七	一、〇九九、〇〇六	一、〇九九、〇〇六	一、〇九九、〇〇六	一、〇九九、〇〇六
同	一、二八八	一、〇一〇、〇五七			

とにする。先づ札幌税務監督局に於て國稅營業稅を納むる金銭貸付業者の納稅統計を見るに左の如くである。

Table with columns: 年度 (Year), 營業個數 (Number of Businesses), 稅額 (Tax Amount). Rows for years 大正六年 to 十五年.

備考一、當初決定額に據る

二、同一の場所に於て數種の營業を兼ねる者の營業個數は主なる一方に掲げ他は營業個數欄上部に外書した。

本表に據て見るに、道内の金銭貸付業者の營業個數及其の稅額は最近十年間に二倍以上の増加振りを示し、累年増加しつつある。尤も本統計中には質屋をも包含するを以て狹義の金貨業者のみの計數は右表と異なる筈である。

Table with columns: 種別 (Category), 營業人員 (Business Personnel), 資本金額 (Capital Amount), 從業者 (Employees), 營業稅額 (Tax Amount). Rows for 個人 (Individual) and 法人 (Legal Entity).

となり運轉資本金額は相當巨額に達し居ることを知る。更に大正十五年度に付き貸金業者の地方別及稅額を見れば六市に於ける營業者數は總數の約三分の一に過ぎざるに其稅額は全道總數の約六割一分に及ぶ。即ち左の通り。

Table with columns: 地方別 (Local Area), 營業人員 (Business Personnel), 專業人員 (Specialized Personnel), 稅額 (Tax Amount). Rows for 札幌市, 函館市, 小樽市, 旭川市, 釧路市, 小樽市, 旭川市, 釧路市, 其他各地, 合計.

因に金銭貸付業に對する營業稅率は、運轉資本金額に對しては千分の四・八及從業者一人に付金貳圓である。統計的資料に據り得る道内貸金業者の現況は以上の如くである。がこれは

營業として金貨を營むもの、みに就てあり、之以外に(假に本表計數に質屋を含むとしても)實際金貨と同様の高利で金銭の貸付を行ふ者が頗る多數であることは疑を容れない。中には種々惡辣な手段を弄して高利を食む者があらし、殊に信用貸付に於ける利率が月五歩以上に及ぶものも珍らしく無いと言ふ。法人組織の金貨業者の利率も亦普通以上に高く條件が債務者に苛酷であらうことは察するに難くない。又個人なる營業的たる非營業的たる、者の貸付金額、貸付利率等に関する統計は到底製作することは出来ない。或は小商工業者又は農業者が生産資金を之に仰ぐこともあらうが概して窮境の極資金融通に對する利害得失を打算する暇無く、單に信用を以て又は恩給年金電話等を擔保に貸付を仰ぐ場合が多いのであらう。

左に日本勸業銀行調査に係る不動産抵當個人間貸借金利調に據り道内金利の推移を察するの資としたい。

Table with columns: 年次 (Year), 千圓未満 (Less than 1000 Yen), 千圓以上平均 (Average 1000 Yen and above). Rows for years 大正十五年 to 元年.

備考 厘位以下四捨五入

由是觀之、北海道に於ける個人間不動産抵當貸借金利は、大正九年乃至十一年を峠として爾後漸落歩調を辿りつゝあるが、尙全國總平均に比すれば約六分方高位に在る。(因に本道の個人間金利は全國中最高と沖繩に次ぐ第二位に在るを例とする。)

尙勸銀の大正十五年四月調査は北海道に於ける個人間不動産抵當貸借金利に就いて左の如き結果を示して居る。最高 最低 普通 百圓未満 二五、三六 一六、三六 一八、八六

千圓未満 千圓以上平均 (六)公益金融 以上に誌した銀行、無盡業、信用組合等を直接的金融機關とするならば、大藏省預金部資金、簡易生命保險積立金等の低利貸付は、謂はば公益金融若は公共的金融であつて又間接的金融である。蓋し兩者は主として本道地方の公共的事業に對し四分八厘乃至六分五厘てふ低利を以て、地方費若は北海道拓殖銀行或は公共團體、組合等を通じて融通せられるものであるからである。

而も之等の低利資金貸付は、本道の如く開拓の途次に在る地方の現在及將來にとり必要缺くべからず、多々益々辨ずべきものであつて、其の充實に努めるは拓殖事業の發展上最も望ましく且喫緊のものである。此種貸付の實情を見るに、前者即ち大藏省預金部資金の貸付は明治四十二年度より、後者即ち簡易生命保險積立金の運用貸付は大正八年度より開始せられ毎年抄からざる實効を擧げて今日に及び、兩者の大正十三年度までの放資總額を通計すれば約千八百八十六万五千餘圓に達する。各別に其内譯を見れば左の如くである。

(イ) 大藏省預金部低利資金貸付

Table with columns: 事業種別 (Business Category), 年度 (Year), 金額 (Amount). Rows for 住宅組費, 公設市場, 自明治十四年度至大正八年度, 大正九年度, 大正十年度, 大正十一年度, 大正十二年度, 大正十三年度, 大正十四年度, 總額.

出が毎年七百万圓乃至九百万圓拂渡に超過しつゝあることを知られるであらう。換言すれば吾等は右の表に據り本道の郵便爲替は、銀行の爲替取扱高と等しく常に片爲替の状態に在り物資移入其他の理由に基く對内地支拂が受取に超過し、それだけ道内資金の流出となりつゝある

ことを看取し得るのである。尤も前表は對道外の分のみでは無いから郵便爲替に依る道内資金の流出が年々幾何に達するかは不明であるけれども、本表に據りて其額が尠少で無いことだけは察知せられる。(附)2道内貯蓄銀行の業況

惟ふに貯蓄銀行は一面零細なる貯金を收受し之を公的社會的に運用すべき任務を有し郵便貯蓄制度と同じ國民經濟上至要の機關である。茲には本道の貯蓄銀行の業況を詳細に顧及し最近に於ける道内貯蓄銀行の業況の概要を表示して置く。

道内銀行貯蓄預金残高

Table showing savings and deposits from 1914 to 1926. Columns include year, type (定期積金, 貯蓄預金), and total. Includes a sub-table for 1926 with staff numbers.

本表に據り知る、如く、道内の貯蓄預金残高も前年比較に於て大正八年末に急激なる増加を見て居るが之は勿論戦時好況に伴ふ諸階級者の一時的所得増加に

原因するものであり、爾後九年、十年と減退歩調を辿り、十一年に一時増加せるも十二年には却つて前年末に比し減少して居る。但しこれは十一年度に於ける貯

蓄銀行法改正の結果であつて今後は健全なる歩調で漸増するものと察せられる。尙、道内貯蓄銀行の最近の業況を左に示して置く。

(イ) 大正十五年上期末現在

Table for 1926 (上半期) showing savings and deposits by bank type (銀行別) and branch type (支店別).

即ち、道内の貯蓄預金額は昨年上半期末に千八百三十五万圓餘に上り、内本店 銀行二行に約三分の二、支店銀行三行に 三分一預入せられて居る。

其科目別残高を示せば

(ロ) 昭和元年末現在

Table for 1927 (昭和元年末) showing savings and deposits by bank type and branch type.

本道金融界一年誌

先づ大正十五年(昭和元年)中に於ける重要事項の日誌を掲げる。

- 十一月 土功組合資金低利借替運動熱す。
十二月 社會事業低利資金の本道融通額二十六万五千圓と決定
一月 自作農創定維持助成金貸出細目決定
二月 百十三銀行第五十七回定期株主總會
三月 函館貯蓄銀行株主總會
四月 北門貯蓄銀行第八回定期株主總會
五月 函館無盡會社總會
六月 十四年第三回簡保積立金貸付額八十七万五千圓と決定
七月 拓銀九十一回債券一千万圓募集成功
八月 拓殖銀行株主總會
九月 鮭漁業資金前年に比し二三割減を傳へらる。
十月 北門貯蓄小樽支店營業所移轉
十一月 道内金融會社十八社に對し大藏省より業務廢止を命ず
十二月 北海道殖産銀行由仁支店の不當貸付暴露し取付あり、後北海道銀行救済を言明し無事營業す。

金 融

十九日 絲屋銀行和議債權者集會、旭川區裁判所は即日之を認可決定す。
廿三日 拓殖銀行は絲屋銀行支店內に派出所を設け絲銀債權者に對する貸出を開始す。
廿六日 拓銀不動産抵當貸付金利一厘引下(昭和二年上半年より)に決定
茲に昨年中即ち(大正十五年昭和元年)の本道金融界推移の跡を顧るに、上半期には種々小波瀾が繰返され乍らも、期末に至るまでは大勢は緩慢を持続した。然るに期末に近く絲屋銀行の整理休業、十勝嶽爆發農作不況等悲觀材料簇出して、下半期に入つた。
下半期に於ては、道内財界不況の色愈々濃く絲屋銀行救済の曙光容易に認められざりし爲中部北海道地方及之と取引關係多き小樽地方一部商人の受けたる打撃甚大なるものがあつた。
然し大局から言へば、昨年度の本道金融界は一路整理の過程を辿り行つたものと云へるであらう。
惟ふに、戦後の恐慌時以來、充分なる整理を行ひ得ずして而も財界不況、景氣沈衰の幾年かを經たる後多少の樂觀豫想を以て迎へられたる昨年度には、所謂財人の意氣込に於ては従前と異なるものがあつた。金融界に於ては従来より固定したる資金の回収に努むるもの多く、流動資金の如き極めて多からずと雖も一方新なる資

金 融

- 廿四日 北海道殖産銀行法改正、鐵道財團軌道財團、重要輸出品工業組合土地區劃整理組合等に對する貸付を認めらる。
廿九日 大正十四年第四回簡易保險積立金貸付額決定
四月 土功組合救済具体案決定
五月 絲屋銀行臨時休業(三週間)發表
廿五日 北門銀行頭取更迭
廿一日 土功組合救済資金十五年度融通額三百萬圓と決定
六月 絲屋銀行預金者大會を旭川市に開催
七月 絲屋銀行更に一ヶ月間休業を發表
廿四日 内務省大正十四年度第三回地方貸付金二十三万四千二百圓の配當額決定
廿九日 拓殖銀行貸付利率二厘引下決定
卅日 六月三十日現在預金部の道内公共團體及組合に對する低資融通通額三百萬九千圓
七月 北門貯蓄株主總會
廿三日 北門貯蓄銀行株主總會、三百萬圓に増資決定
廿六日 北海道殖産銀行札幌支店閉鎖道銀にて繼承

金の需要起らざる爲、局部的には變態的なる状態を示せること往々ありとするも概して緩慢裡に昨年度を經過することを得たのであつた。金融界の情勢斯くの如くではあつたが、商業者の内には永續する不景氣の痛苦に堪へ兼ねて局面展開策に焦慮するもの多く、金融業者に於ても一面業態の整理改善を努むると共に來るべき景氣轉換期に策應するの用意を怠らなかつた。
就中、北海道銀行は奥地に支店を増設し且資本金額の増加を斷行し、北門銀行は頭取更迭に依り内容改善、業務方針の積極化を圖り、北門貯蓄又發展を策しておさおさ怠り無かつた。
只、其の一面に於ては殖産銀行の取り付け騒ぎ及絲屋銀行の休業の如き不祥事があつたのは遺憾と言へば遺憾である。然し、前者は直ちに解決し本道金融界に及ぼした影響は極めて輕微なものであつた。反之、後者即ち絲屋銀行の破綻は其解決に至る日月の永きと、道内金融界に及ぼせる影響の大なる點に於て、言ふまでも無く、昨年度の金融史に特筆するべきものである。左に之が経緯の大略を誌さう。
五月の下旬、十勝嶽爆發、上富良野地方慘害に依て非常なるショックを受けた道民は、更に間も無く五月二十四日突如として發表せられた絲屋銀行休業の報に

四五五

驚々の聲を擧げ、地方經濟界は渺からず混亂した。
元來、絲屋銀行は資本金百萬圓(拂込三十七万五千圓)を擁し、旭川に本店を置き夙より上川宗谷留萌等中部北海道の各原産地方に支店網を張つて、地方民の信認比較的厚く預金約八百萬圓に達する有力なる銀行であつた。其の整理休業の影響は大きかつた。
斯くて六月始め頃より、預金者大會が各地に開かれ或は預金者聯合會が成立して、其の代表者は關係筋に出頭、運動や救済の陳情をする。某々政界巨頭の來道を機として運動は益々白熱化し、或は道銀との合併、或は北門との合併、拓銀の救済的融資、日銀よりの低資融通等種々の風説が虚實相錯りつゝ、流布され乍らも、容易に解決の曙光見えず銀行は再三休業を發表し荏苒十月に及んだ。
從て二万有餘に達する預金者の困惑は名狀すべからざるものとなつた。
然し此間に於ても、道廳や拓銀其他關係者に依り絲銀の資産負債状態が精査された結果、欠損は三百萬圓乃至四百五十萬圓に上ることが明かとなり、各方面關係者は道内と中央と相策應して寧日無き活動を續け、絲屋銀行は旭川區裁判所へ和議の申立を爲して居たので、十月十五日に至り裁判所より預金債權五割切捨、殘餘十ヶ年賦てふ條件の和議開始が決定

四五四

- 廿八日 北門銀行株主總會
廿一日 室蘭市手形交換所開設
廿一日 安田銀行札幌支店設置内認可
廿一日 札幌にて開催
廿一日 拓殖債券五百萬圓の借替新規發行
七月 拓殖銀行總會、定款一部改正
廿四日 簡保積立金十五年度第一回貸付額九十七万四千圓と決定
廿五日 北海道信用購買販賣組合聯合會の中央金庫業務代理契約成立
廿九日 北海道銀行函館支店新設開業第二十五回全道銀行大會を小樽にて開催
八月 日銀公定利率二厘引下げ
廿八日 簡保積立金貸付内定
廿八日 絲屋銀行和議開始決定
廿一日 大正十五年度產業低利資金中産業組合に對する貸付割合決定(本道十六万五千圓)
本道土功組合豫算發表
廿九日 簡保積立金自作農融資決定
十八日 土功組合救済資金及簡保積立資金額決定
廿二日 北海道銀行臨時株主總會
廿五日 絲屋銀行和議債權者集會
廿五日 絲屋銀行(預金者)救済具体案決定

公告された。
 之に對する是非の論は暫らく熄まず、一方に於ては内密的の運動など行はれ、ある内にも、數次に亘る大藏省局、道廳當局、日銀、拓銀の關係當局者等の協議の結果、歳末に迫つた十二月四日より五日にかけ、絲屋銀行は解散すること、預金の總額七百九十八萬圓の半額を切捨て、同行の缺損總額四百萬圓を差引き、残りの資産と共に殘額の預金は北海道拓殖銀行にて引續ぐことに決定し、同六日大藏省より左の如く發表した。

一、北海道拓殖銀行は自力を以て絲屋銀行の整理に當ること
 一、絲屋銀行の整理に關し日本銀行は特に資金の融通を爲さざること
 一、絲屋銀行は解散すること
 一、絲屋銀行預金殘額は債權者集會の和議決定次第直に北海道拓殖銀行より拂戻に應ずること
 一、北海道拓殖銀行が救済の衝に當るに際し大藏當局より揭示されたる條件なりとして傳へらるゝ處に據れば
 一、資産負債表は絲屋銀行の休業したる五月二十二日現在に據ること
 一、目下開始中の和議は左の通り確定すること
 一、各種預金及無擔保債務の五割及び夫等に附帶する既往利息の全部を切捨てること
 一、切捨後の債務は各債權者の要求

に應じて何時にても支拂ふこと
 一、北海道拓殖銀行に於て權利義務の譲渡を了する迄の絲屋銀行未拂利息は之を支拂はざること
 一、斯くて、半歳以上の長きに及んで水道財界に大なるショックを與へた銀問題も解決の運びに至り、引續く不景氣、近年稀なる凶作に惱みし道内の民心は著しく平靜に歸するを得た。
 一、超えて十九日旭川區裁判所は改定和議條件の認可を爲したるが其の決定は左の通りであつた。

旭川市二條通七丁目右六號七號
 和議申立人 株式會社絲屋銀行
 右申立人の申立に係る大正十五年(一七)第九日債權者集會に於て可決したる左記條件を以て之を和議は之を認可す。

一、和議債權に對し百圓に付四十八圓九錢の割合の金額を本件和議認可決定確定の翌日より起算し十四日を経過したる時を以て辨濟期とし支拂を爲すこと
 二、其餘の和議債權は總て之を拋棄すること
 大正十五年十二月十九日
 旭川區裁判所判事 安倍茂市

一、地方小銀行に之を全国的に觀れば、多少の預金者救済が迂餘曲折、波瀾重疊、多少して故なしとせぬ。

蓋し北海道は拓地殖民てふ重大使命を有する國家經濟上至要の地であり、絲銀預金の多くは多年荊棘を拓き寒氣と闘ひつゝ、道内の開發に寄與し來れる人々粒々辛苦の餘に成れるものであつて、斯る預金者を救済するの必要は内地府縣預金者の場合に比し國家經濟上からも遙に大であるは看易きの理である。従て單純なる理論家が絲銀預金者救済の經過を如何に批評しやうとも、其成功を見たるは國策上當然の事であるといひ得る。

兎に角、前述の如き經過を辿つて絲銀の和議が認可決定せられたのは預金者は勿論、道民一般の喜びとする處であつた。而も、之が整理を引き受けたる北海道拓殖銀行は、法規の手續上和議決定の確定が遅れ、折角の預金者救済策が九俣の功を一餐に缺くを虞れ、殊に歳末金融の圓滑ならしめんとして、絲銀の和議債權者に對し、其の和議條件に據り二錢二厘の割合を以て前貸を行ふに決し、十二月二日一十三日から旭川、名寄、瀧川の三支店にて派出手段を盡した爲、歳末の道内金融に凡ゆる手段を盡した爲、歳末の道内金融界に些の波瀾をも生ぜしむること無く至極平靜裡に昭和二年を迎へ得たのであつた。

租 稅

地方稅制の整理

地方稅制整理の概要 地方稅整理に對しては國稅整理に對し且つ地方稅負擔の公平をはかる目的を以て内務省に於て立案し稅制調査會の審議を経てこれに關する法律案が五十一議會に提出され一般地方稅制の大綱を規定する。地方稅に關する件(大正十五年三月法律第二十四號)及び附加稅制限擴張を規程する(明治四十一年法律第三七號改正)同法律第二十五號)の公布を見、前者は大正十五年より(但し家屋稅營業稅及び雜種稅其附加稅並に戸數割に關する規程は十六年度より)施行、後者は十六年度より(一十五年より)施行せられることになつた。即ち整理の主要次の通りである。

一、府縣の戸數割約一億五千萬圓を市町村に移し、市町村の所得稅は府縣に移す。戸數割は各人の生活狀態より負擔力を算出せるものであつて、個々の公平正確なる調査は市町村を便とし、市町村に獨立の財源を與ふ。

二、府縣には戸數割委員の缺陷を補充する爲め、所得稅附加稅の増收二千三百萬圓に、新に家屋稅を新設し市町村に其附加稅を認む。家屋稅は地租及營業

收益稅と相對立すべきものにして、昭和四年迄に調査完了の筈、これが爲め府縣の收入約三千萬圓、市町村の附加稅收入は約四千五百萬圓の豫定。

三、地價二百圓以下の免稅地の附加稅減少補充の爲め、府縣に特別地市町村に其附加稅を新設す。

四、府縣營業稅雜種稅を整理し、營業稅中理髮人、飲食店、料理店、諸興行所等十四種は營業稅に移し、(約百三十萬圓)職工、行商、大工、炭燒、木賃宿、露店等二十八種を廢す(約百二十萬圓)雜種稅中炭燒、仲仕、船乘、駕かき等の細民稅二十七種を廢す(約四百七十萬圓)尙法人建物稅、倉庫稅、貸家稅、劇場稅其他五種八百萬圓は重復の結果家屋稅に移ることとなる。

五、義務教育費國庫負擔に三千萬圓を増加す。

今次の稅制整理は明かに租稅體系の改善であり其全体の増減の差引計算に於ては過不足なかるべきは上述の通りである。

地方稅施行勅令 稅制整理に伴ふ地方稅制整理に關する施行勅令は第五十一議會終了後内務省に於て立案中の所先般成案を得樞密院の御諮詢を経て去る十一月公布さる。全文左の通りである。

第一條 大正十五年法律第二十四號第九條の家屋とは住家、倉庫工場その他各

第二條 家屋の賃賃價格は貸主が公課、修繕費その他家屋の維持に必要な費用を負擔する條件をもつて家屋を賃貸する場合に於て賦課期日の現狀により貸主の取得すべき金額の年額をもつてこれを算定す。

第三條 第一項および第二項の場合においてその家屋の賃賃價格は前項の規定により算定したる類似の他の家屋の賃賃價格に比準してこれを定む。

第三條 家屋稅の賦課期日後建築せられたる家屋に付ては工事完成の翌月より月割を以つて家屋稅を賦課す、大正十五年法律第二十四號第十一條の規定に基きて家屋稅を賦課せざる家屋又は法律によりて家屋稅を賦課することを得ざる家屋が家屋稅の賦課期日後これを賦課することを得べきものとなりたるときはその翌月より月割をもつて家屋稅を賦課す、家屋稅の賦課期日後家屋が滅失しその他家屋としての効用を失ひたるときは納稅義務者の申請によりその月まで月割をもつて家屋稅を賦課す、大正十五年法律第二十四號第十一條の規定に基きて家屋稅を賦課せざる家屋又は法律によりて家屋稅を賦課することを得ざる家屋となりたるとき又同じ家屋稅の賦課後前項の事實生ずるもその賦課額はこれを變更せず。

第四條 大正十五年法律第二十四號付則
 第四項の規定によりて府縣において家
 屋税を賦課する場合においては建物の
 構造、坪数用途および敷地の地位によ
 り家屋に等差を設けてこれを賦課す
 第五條 大正十五年法律第二十四號付則
 第四項の規定によりて家屋税を賦課す
 る場合においては府縣は家屋税總額を
 市町村に配當するとを得この場合に
 いては家屋税總額の半額はこれを豫算
 の屬する年度の前年度始めにおける市
 町村内宅地地價に他の半額はこれを豫
 算の屬する年度の前年度始めにおける市
 町村の戸數に法人の本店および支店
 數を含むに比例して配當すべし。家
 屋税を賦課すべき年度の前年度又は家
 屋税の配當前において市町村の廢置分
 合又は境界變更ありたるときは關係市
 町村における配當標準は府縣知事これ
 を定む但し配當標準に異動なき場合は
 この限にあらざる
 家屋税の配當額ば配當標準に異動ある
 も配當後これを改定せず但し配當標
 準に錯誤ありたるときは當該市町村に
 限り當初の配當率をもつてその配當額
 を改定することを得
 家屋税の配當後その賦課前において市
 町村の廢置分合又は境界變更ありたる
 ときは府縣知事關係市町村の配當額を
 新に定め又は改定す但し配當標準に異

動なき場合はこの限に在らず
 第六條 前二條の規定に依り難き特別の
 事情ある府縣は内務大臣および大藏大
 臣の許可を受け別の賦課方法に依り家
 屋税を賦課することを得
 第七條 第四條および前條の規定は府縣
 費の全部の分賦を受けたる市において
 大正十五年法律第二十四號付則第四項
 の規定に依りて家屋税を賦課する場合
 に關しこれを準用す
 第八條 家屋の賃賃價格に對する賦課率
 は内務大臣および大藏大臣の許可を受
 け府縣においてこれを定む
 第九條 前條の規定は府縣費の全部の分
 賦を受けたる市において賦課すべき家
 屋税に關しこれを準用す
 第十條 戸數割を賦課する市町村におい
 て賦課すべき家屋税付加税の賦課率は
 本税百分の五十以内とす
 特別の必要ある場合においては内務大
 臣および大藏大臣の許可を受け前項に
 規定する制限を超過しその百分の十二
 以内において課税することを得
 左に掲ぐる場合においては特に内務大
 臣および大藏大臣の許可を受け前項に
 規定する制限を超過して課税すること

を得
 一、内務大臣および大藏大臣の許可を
 受けて起したる負債の元利償還のた
 めに要するとき
 二、非常の災害に因り復舊工事のため
 費用を要するとき
 三、水利のため費用を要するとき
 四、傳染病豫防のため費用を要する時
 前二項の規定によりて制限外課税を爲
 すは特別地稅付加税が大正十五年法律
 第二十四號第七條の規定によりて制限
 外課税をなす場合に限り特別地稅
 付加税なきときは地租付加税又は反別
 割が明治四十一年法律第三十七號第五
 條の規定によりて制限外課税をなす場
 合に限る
 第十一條 内務大臣および大藏大臣が戸
 數割を賦課し難きものと認めたる市町
 村において賦課すべき家屋税付加税は
 左の制限を越ゆることを得ず
 一、市にありてはその總額當該年度に
 おける市稅豫算總額の百分の三十六
 但し明治四十一年法律第三十七號第
 三條第三項の規定によりて所得稅付
 加税を賦課する場合においては當該
 年度における市稅豫算總額の百分の
 三十
 二、町村にありてはその總額當該年度
 における町村稅豫算總額の百分の六
 十但し明治四十一年法律第三十七號

第三條第三項の規定によりて所得稅付
 加税を賦課する場合においては當該年
 度における町村豫算總額の百分の五十
 五
 特別の必要ある場合においては内務大
 臣大藏大臣の許可を受け前項に規定す
 る制限を超過して課税することを得
 營業 業 稅
 第十二條 大正十五年法律第二十四號第
 十五條の規定により營業税を賦課すべ
 き營業の種類を定むること左の如し。
 運河業△棧橋業△船舶碇繫業△貨物陸
 揚場業△兩替業△湯屋業△理髮業△寄
 席業
 第十三條 營業收益稅法第二條に掲ぐる
 營業に對する營業收益稅額は同法に
 よる個人の營業收益稅額の最低未滿と
 す
 第十四條 營業税の課税標準は内務大臣
 および大藏大臣これを定む
 第十五條 年税又は期税たる營業税の賦
 課期日後納稅義務の發生したる者に對
 してはその發生の翌月より月割をもつ
 て營業税を賦課す
 前項の營業税の賦課期日後納稅義務の
 消滅したる者に對してはその消滅した
 る月まで月割をもつて營業税を賦課す
 第一項の營業税についてはその賦課後
 營業者の承継ありたる場合においては前
 營業者の納税をもつて後の營業者の納

税と看なし前二項の規定を適用せず
 月税たる營業税の賦課期日後その月十
 五日までに納稅義務發生したるときは
 その營業税の全額十六日以後納稅義務
 發生したるとき又は十五日までに納稅
 義務消滅したるときはその半額を賦課
 す前二項の場合に一の府縣において納
 稅義務消滅し他の府縣において納稅義
 務發生したるときは納稅義務の發生し
 たる府縣は納稅義務の消滅したる府縣
 において賦課したる部分に付いては營
 業税を賦課することを得ず
 第十六條 營業税付加税の賦課率は本税
 百分の八十以内とす
 特別の必要ある場合においては府縣知
 事の許可を受け前項に規定する制限を
 超過して課税することを得
 雜 種 稅
 第十七條 大正十五年法律第二十四號第
 十九條の規定により雜種税を賦課する
 ことを得べきものゝ種類を定むること
 左の如し
 △船△車△水車△市場△電柱△金庫△
 牛馬△犬△狩獵△屠畜△不動産取得△
 漁業△遊藝師匠、遊藝人、角力、俳優
 藝者その他これに類する者演劇その他
 の興行△遊興
 前項に掲ぐる課目は府縣においてこれ
 を取捨することを得
 特別の必要ある場合において第一項の

種類以外のものに對し雜種税を賦課せ
 んとするときは内務大臣および大藏大
 臣の許可を受くべし
 第十八條 第十五條の規定は雜種税の賦
 課にこれを準用す
 第十九條 雜種税の課税標準およびその
 制限率その他賦課に關し必要な事項
 は内務大臣および大藏大臣これを定む
 第二十條 雜種税付加税の總額は本税總
 額の百分の八十九以内とす
 特別の必要ある場合においては府縣知
 事の許可を受け前項に規定する制限を
 超過して賦課することを得
 戶 割
 第二十一條 戶數割總額中納稅義務者の
 資産の狀況により資力を算定して賦課
 すべき額は戶數割總額の十分の二を越
 ゆることを得ず
 第二十二條 戶數割納稅義務者と生計を
 共にする同居者の所得はこれをその納
 稅義務者の所得と看なす但しその納稅
 義務者より受くる所得はこの限にあら
 ず
 第二十三條 同一人に對し數市町村にお
 いて戶數割を賦課する場合においては
 各その市町村における所得をもつてそ
 の者の資力算定の標準なる所得とする
 その所得にして分別し難きものあると
 きは關係市町村に平分す戶數割を納む
 る市町村以外の地における所得は納稅

義務者の資力算定に付住所地市町村に
おける所得と看なす
前二項に規定する所得計算に付關係市
町村異議ある場合においてその府縣内
に止まるものは府縣知事、數府縣に涉
るものは内務大臣これを定む
第二十四條 所得による資力算定方法に
關しては第二十一條乃至前條に定むる
もの、外内務大臣および大藏大臣これ
を定む
第二十五條 戸數割の賦課期日後納稅義
務の發生したる者に對する賦課額は
正十五年法律第二十四號第二十四條乃
至第二十七條および本令第二十一條
(又は付則第六項)乃至前條の規定に
よりて定まりたる他の納稅義務者の賦
課額に比準してこれを定む
第二十五條 第一項、第二項および第五
項の規定は戸數割の賦課にこれを準用
す但し戸數割の賦課後納稅義務消滅す
るもその賦課額はこれを變更せず
第二十六條 市町村長はその市町村住民
に非ざる者(法人を除く)の當該市町
村内において生ずるその所得の基本た
る事實を毎年四月末日までにその住
地市町村長に通報すべし但し當該市町
村においてその者に戸數割を賦課する
とき又はその住所地市町村において戸
數割の賦課なきときはこの限にあらざ
る
第二十七條 戸數割は左の制限を越ゆる

ことを得ず
一、市にありてはその總額當該年度に
おける市稅豫算總額の百分の三十七
二、町村にありてはその總額當該年度
における町村稅豫算總額の百分の卒
特別の必要ある場合においては内務大
臣および大藏大臣の許可を受け前項に
規定する制限を超過して課稅すること
を得
第二十八條 本令中市町村に對する許可
の職權は内務大臣および大藏大臣の定
むるところによりこれを府縣知事に委
任することを得
第二十九條 本令中府縣、府縣知事又は
町村に關する規定は北海道に付きては
各北海道、北海道長官又は町村に準ず
るものにこれを適用す
町村組合にして町村の事務の全部を共
同處理するものは第五條の規定の適用
に付てはこれを一町村と看なす
第三十條 北海道移住民にして主として
耕作又は牧畜の事業に引續き從事し移
住の日より三年を経過せざる者に對し
ては戸數割を賦課することを得ず
付則
本令は大正十六年度分よりこれを適用
す
明治三十二年勅令第二百七十六號府縣
稅戸數割規則および大正十一年勅令第
二百八十二號は大正十五年度分限りこ

れを廢止す明治十三年第十七號布告第
九條の規定によりてなしたる處分にし
て第十七號第一項の課目に該當せざる
ものに對するものは本令施行の際内務
大臣および大藏大臣の指定する雜種稅
の課目に對するものに限りこれを第十
七條第三項の規定によりてなしたる許
可と看なす
本令施行の際現に府縣稅家屋稅附加稅
を賦課する市町村は第十一條の規定に
よる承認を受けたるものと看なす
市町村特別稅家屋稅およびこれに類す
る特別稅に關する條例にして本令施行
の際内務大臣および大藏大臣の指定す
るものは大正十五年度分限りその効力
を失ふ
戸數割總額中納稅義務者の資産の狀況
によりて資力を算定して課すべき額は
特別の事情ある市町村においては當分
の間戸數割總額の十分の四までとなす
ことを得
地方稅法改正の施行規則 第五十一
條 議會に於て稅制整理に伴ひ改正された地
方稅法の施行規則はさきに公布されたが
これに伴ふ施行規則は客年十一月二十七
日付の官報をもつて公布されたその主要
條文左の如し。
第一條 大正十五年法律第二十四號第十
一條各號の家屋の範圍は府縣において
これを定むべし

第二條 營業稅は營業の純益を標準とし
又は營業の收入金額(賣上金額、請負
金額、報償金額の類を含む)資本金額
營業用建物の賃貸價格もしくは從業者
の數を標準としてこれを賦課又は定額
をもつてこれを賦課す
第三條 營業收益稅法第七條の規定は營
業稅の賦課にこれを準用す
専ら行商又は露店營業をなす者に對し
ては營業稅を賦課することを得ず
第十二條 左に掲ぐる不動産の取得に對
しては雜種稅を賦課することを得ず
一、家督相續又は遺產相續に因る不動
產の取得
二、法人の合併に因る不動産の取得
三、信託財産にして委託者が信託行為
より信託利益の全部を享受すべき不
動產を委託者より受託者に移す場合
における不動産の取得、但し當該不
動產に付その後受益者を變更したる
場合および信託法第二十二條の規定
により固有財産となしたる場合にお
いてはその時に不動産の取得ありた
るものと看なし雜種稅を賦課す
四、信託に付受益者又は歸屬權利者の
不動産取得
五、信託の受託者更迭の場合における
新受託者の不動産取得
第十三條 漁業に對する雜種稅は當分の
間從來の例によりこれを賦課す

第十四條 遊藝師匠、遊藝人、角力、俳
優、藝者その他これに類する者に對し
てはその住所地府縣において雜種稅を
賦課する住所地府縣においてこれを
課せざるときは三月以上滞在の府縣に
おいてこれを賦課す
第十七條 遊興に對し消費金額の全部を
標準として賦課する雜種稅は遊興者一
人當一回の消費金額二圓に滿たざるも
のにこれを賦課することを得ず
第二十條 戸數割納稅義務者の資力算定
の標準たる所得額は左の各號の規定に
より計算す
一、營業に非ざる貸金の利子並公債、
社債、預金および貯金の利子は前年
中の收入金額
二、山林の所得は前年中の總收入金額
より必要の經費を控除したる金額
三、賞與又は賞與の性質を有する給與
は前年三月一日よりその年二月末日
までの收入金額
四、法人より受くる利益もしくは利息
の配當又は剰余金の分配は前年三月
一日よりその年二月末日までの收入
金額但し無記名株式の配當に付ては
同期間内において支拂を受けたる金
額
株式の消却に因り支拂を要する金額
又は退社に因り持分の拂戻として受
くる金額がその株式の拂込濟金額又

は出資金額を超過するときはその超
過金額はこれを法人より受くる利益
の配當と看なす
五、俸給、給料、歳費、年金、恩給、
退隱料およびこれ等の性質を有する
給與は前年中の收入金額但し前年一
月一日より引續き支給を受けたるに
非ざるものに付てはその年の豫算年
額
六、前各號以外の所得は前年中の總收
入金額より必要の經費を控除したる
金額但し前年一月一日より引續き有
したるに非ざる資産、營業又は職業
の所得に付てはその年の豫算年額信
託財産に付生ずる所得に關してはそ
の所得を信託の利益として享受すべ
き受益者が信託財産を有するものと
みなして所得額を計算す
第一項第一號、第二號および第四號
の所得に付ては被相續人の所得はこ
れを相續人の所得と看なし第六號の
所得については相續したる資産又は
營業は相續人が引續きこれを有した
るものと見なしその所得額を計算す
但し被相續人の資力算定の標準たる
所得額に算入したるものはこの限に
あらず
年度開始の日の屬する年の翌年に戸
數割を賦課する場合においては最近
の戸數割賦課の時に算定したる所得

額をもつてその資力算定の標準とす
但しまだその所得の算定なかりし者
に關しては年度開始の日に屬する年
を基準とし前各號の規定によりこれ
を算定す

第二十一條 前條第一項第二號および第
六號の規定により總収入金額より控除
すべき経費は種痘蠶種肥料の購買費、
家畜その他のもの、飼養料、仕入品の
原價原料品の代價、場所物件の修繕料
又は借入料、場所物件又は業務に係る
公課、雇人の給料その他収入を得るに
必要なるものに限る但し家事上の費用
およびこれに關聯するものはこれを控
除せず

第二十二條 第二十條第一項第六號の規
定による所得計算に付損失あるときは
同條第一項第五號の規定による所得よ
りこれを差引きて計算す

第二十三條 第二十條乃至前條の規定に
より算出したる金額一萬二千圓以下な
るときはその所得中俸給、給料、歳費
年金、恩給、退職料、賞與およびこれ
等の性質を有する給與についてはその
十分の一、六千圓以下なるときは同十
分の二、三千圓以下なるときは同十分
の三、千五百圓以下なるときは同十分
の四、八百圓以下なるときは同十分の
五に相當する金額を控除す
第二十四條 第二十條乃至前條の規定に

より算出したる金額三千圓以下なる場
合において納稅義務者およびこれと生
計を共にする同居者中年度開始の日に
おいて年齢十四歳未滿若しくは六十歳以上
の者又は不具廢疾者あるときは納稅義
務者の申請によりその所得より左の各
號の規定による金額を控除す
一、所得千圓以下なるとき
二、所得千圓未滿若しくは六十歳以上の者
又は不具廢疾者 一人に付百圓以内
三、所得二千圓以下なるとき
同 一人に付七十圓以内
同 一人に付五十圓以内
前項の不具廢疾者とは心神喪失の常況
にある者、聾者、啞者、盲者その他重
大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹
り常に介護を要する者をいふ

第二十五條 左の各號の一に該當するも
のは戸數割納稅義務者の資力算定の標
準たる所得額にこれを算入せず
一、軍人從軍中の俸給および手當
二、扶助料および傷痍疾病者の恩給又
は退職料
三、旅費、學資金、法定扶養料および
救助金
四、營利の事業に屬せざる一時の所得
五、日本の國籍を有せざる者の外國に
おける資産、營業又は職業より生ず
る所得

第二十六條 戸數割納稅義務者第二十條
第一項第五號および第六號の所得額二
分の一以上を減損したるときは年度開
始の日に屬する年の翌年一月三十一日
までに戸數割の賦課額の更訂を請求す
ることを得但し第二十條第四項但書に
該當する者は賦課後十四日までに賦課
額の更訂を請求することを得
付則 本令は大正十六年度分よりこれ
を適用す
府縣稅戸數割規則施行細則は大正十五
年度分限りこれを廢止す
地方稅に關する法律命令の施行に關す
る内務、大藏兩省からの通牒 昨年行
はれた稅制整理の結果地方稅に於て昭和
二年度から實施せられるものにつき内務
大藏兩省當局から道府縣知事あてに
一、地方稅に關する法律命令の施行に
關する件
の通牒が發せられたが右地方稅に關する
通牒の内容中主要事項は左の通りである
◇家屋稅に關する事項
一、家屋稅の配當標準たる宅地地價とは
土地臺帳面において宅地たるもの、地
價の義なること
一、家屋稅の配當標準たる戸數とは現住
戸數(構戶者の數)の義にして戸數に
含むこととせる法人の本店および支店
とは商法の規定に基き登記をなしたる
本店および支店の義なること

◇營業稅に關する事項

一、營業稅に關する事項
營業稅を免除せられたる重要物産の
製造業者に對しては營業稅を賦課せざ
ること

◇雜種稅に關する事項

- 第一、電柱稅に關する事項
一、電柱稅は年額左の制限以内たるべきこと
イ、木柱本柱 一本に付金七十錢
ロ、同 支柱 一本に付金本柱の
制限額の半額
ハ、鐵 柱 一本に付金本柱の
制限額の一倍半
ニ、鐵 塔 一基に付金本柱の
制限額の三倍
特別の事情あるときは内務大臣および
大藏大臣の承認を受け鐵塔に對し前記
制限を超過して賦課し得ること
一、市町村における電柱稅附加稅又は特
別電柱稅は年額左の制限以内たるべ
きこと
イ、市木柱本柱 一本に付金三圓に相
當する額
ロ、町村同 一本に付金一圓五十
錢に相當する額
ハ、木柱支柱 鐵柱および鐵塔に對
する課稅の制限に付ては前項道府縣
の電柱稅の制限を準用すること
一、木柱控柱の類に對しては課稅せざる

一、鐵筋「コンクリート」の電柱に對して

- はその形狀に應じ鐵柱又は鐵塔に準じ
て課稅し得ること
一、賦課期日の直稅一ヶ年分の事業年度
の利益配當年六分未滿なるときは課稅
せざること
第二、狩獵稅に關する事項
一、狩獵法第八條に規定する一等および
二等に相當するもの
國稅一圓に付金十三錢
一、同三等に相當するもの
國稅一圓に付金十錢
第三、不動産取得稅に關する事項
一、不動産取得稅の課率は不動産價格千
分の七以内たるべきと特別の事情ある
ときは内務大臣および大藏大臣の承認
を受け不動産價格千分の十二まで賦課
し得ること
二、市町村における不動産取得稅附加稅
又は特別稅不動産取得稅は不動産價格
千分の十に相當する課率以下たるべき
こと。特別の事情あるときは不動産價
格千分の二十に相當する課率まで賦課
し得ること
一、住宅の改良又はその供給緩和の目的
をもつて小住宅を建築する場合には課
稅せざること
第四、遊興稅に關する事項

一、遊興稅の課稅標準はこれを消費金額

- の全部となすかまたはその一部(花代
の類)となすかは任意なるも同一團體
の課稅標準としてはその一によるべき
こと
一、遊興稅は左の制限以内たるべきこと
(甲)消費金額の全部を課稅標準となす
場合
道府縣 消費金額百分の五
市町村 消費金額百分の十
イ、道府縣において遊興稅を賦課せざ
るとき消費金額の百分の十
ロ、市町村が北海道地方稅又は府縣稅
の附加稅として賦課するときは北海道
地方稅又は府縣稅の課率と通算し消
費金額百分の十
(乙)消費金額の一部(花代の類)を課稅
標準となす場合
道府縣 消費金額の百分の七
市町村 消費金額の百分の十
イ、道府縣において遊興稅を賦課せざ
るとき消費金額百分の十四
ロ、市町村が北海道地方稅又は府縣稅
の附加稅として賦課するときは北海道
地方稅又は府縣稅の課率と通算し消
費金額百分の十
(丙)道府縣が消費金額の全部を課稅標
準となす場合において市町村が消費金
額の一部を課稅標準となし又は道府縣
が消費金額の一部を課稅標準となす場

合において市町村が消費金額の全部を課税標準となすときは市町村の遊興税は道府縣の遊興税の課率と通算し消費金額の全部又は一部の百分の十二以内たるべきこと

消費金額の一部(花代の類)を課税標準として課税する場合においては免稅點を設けざるも差支なきこと

一、道府縣の遊興税と市町村の遊興税と免稅點を異にする場合においては市町村は道府縣の遊興税の免稅點以下の部分に付てのみ特別税遊興税を賦課し得る

第五、前掲以外の雜種税に關する事項

一、觀覽税は入場料一人一回金十五錢以上のものに限り賦課し得べくその課率の制限に關しては遊興税の制限(甲)を準用すること

一、雇人税の課税標準たるべきものは家事用の僕婢に限り従業者又は作男の如き専ら營業若しくは職業に従事する者並に家事と營業若しくは職業とを兼ね従事する者は課税標準となすべからざる

改正されたる北海道地方税制

に於ては北海道地方税制調査會の答申を基礎とし更に中央當局とも打合せて、税制改正の成案を得、之を第二十六回北海道會の議に附し其議決を経て、四月七日左の通り公布せられたのである。

北海道廳令第四十三號

北海道會ノ議決ヲ經テ北海道地方税規則昭和二一年四月七日

北海道廳長官 中川健藏

第一章 税目及ヒ納稅義務者

第一條 地方税ハ左ニ掲クル税目ニ依リ之ヲ賦課ス

一、地租附加税

二、特別地稅

三、營業收益附加税

四、所得稅附加税

五、鐵業稅附加税

六、家屋稅

七、段別稅

八、營業稅

九、雜種稅

船稅、車稅、馬糞稅、電柱稅、金庫稅、玉突臺稅、畜犬稅、備人稅、狩獵稅、流木稅、不動產取得稅、建築物稅、遊興稅、興行稅、漁業稅

第二條 地租附加税、營業收益稅附加税、所得稅附加税及ヒ鐵業稅附加税ハ各國稅納稅義務者ニ之ヲ賦課ス

第三條 段別地價ノ設定ナキ土地ニ對シ左ニ掲クル者ニ之ヲ賦課ス

一、質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者

二、百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者

三、其ノ他ノ土地ニ付テハ所有者前項ニ於テ質權者、地上權者又ハ所有者ト稱スルハ土地臺帳ニ質權者、地上權者又ハ所有者トシテ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第四條 置屋業稅ハ藝妓、酌婦及ヒ仲居ノ抱主若クハ備主又ハ自前ノ藝妓ニ之ヲ賦課ス

前項ニ於テ仲居ト稱スルハ料理店、飲食店又ハ貸座敷ニ於テ配膳其ノ他客扱ヲ爲ス者ヲ謂フ

第五條 船稅、車稅、馬糞稅、電柱稅、金庫稅、玉突臺稅及ヒ畜犬稅ハ各物件ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

備人稅ハ家事用ニ係ル備人ノ備主ニ之ヲ賦課ス

狩獵稅割ハ狩獵免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ賦課ス

流木稅ハ河川又ハ湖沼ニ於テ流送ヲ爲ス木材ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

不動產取得稅ハ不動產ノ所有權ヲ取得シタル者ニ之ヲ賦課ス

建築物稅ハ建築物ヲ建築(改築及ヒ増築ヲ含ム)シタル者ニ之ヲ賦課ス

遊興稅ハ料理店、貸座敷其ノ他類似ノ場所ニ於テ藝妓、酌婦又ハ娼妓ヲ侍セシメ飲食又ハ歡樂ヲ爲シタル者ニ之ヲ賦課ス

興行稅ハ興行ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課ス

漁業稅ハ漁業割ニ在リテハ漁業權者ニ漁船割、漁具割及ヒ漁獲割ニ在リテハ漁業ヲ爲ス者ニ、従業者割ニ在リテハ従業者ニ之ヲ賦課ス

第六條 左ニ掲クル家屋ニ對シテハ家屋稅ヲ賦課セス

一、一時ノ使用ニ供スル家屋

二、賃賃價格年額十圓未満ノ家屋

三、専ラ公益ノ爲ニ使用スル家屋但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

四、農業倉庫業法ニ依ル倉庫

五、北海道移住民ニシテ主トシテ耕作又ハ牧畜ノ事業ニ引續キ従事シ移住ノ日ヨリ三年ヲ經過セサル者ノ所有ニ係ル家屋

六、長官ニ於テ家屋稅ノ負擔ニ堪エスト認ムル舊土人ノ所有ニ係ル家屋

第七條 左ニ掲クル營業ニ對シテハ營業稅ヲ賦課セス

一、公共團體、公益法人、産業組合、産業組合聯合會、漁業組合及ヒ漁業組合聯合會ノ爲ス營業

二、蹄鐵工ノ爲ス蹄鐵ノ鍛造

三、玉突場業

第八條 左ニ掲クルモノニ對シテハ雜種稅ヲ賦課セス

一、主トシテ神社、寺院、祠宇、佛堂、教會所、說教所又ハ公益法人ノ用ニ供スル船、車、馬糞及ヒ金庫、但シ

有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

二、非常專用又ハ耕作專用ノ船車及ヒ馬糞

三、渡船、漁船、漁業專用ノ船本船ニ塔載スル船橋ノ組成ニ用フル船

四、引込用電柱、支柱及ヒ産業組合カ組合員ノ爲ニ主トシテ農業ニ必要ナル動力ヲ供給スル電柱

五、主トシテ電氣事業ヲ營ム會社ニシテ賦課期日前最近ノ事業年度(六箇月ヲ以テ一事業年度ト爲スモノ)ニ在リテハ最近ノ二事業年度)ニ於ケル利益配當歩合年六歩未満ニ係ル者ノ所有スル電柱

六、手提金庫

七、哺乳中ノ畜犬及ヒ長官ニ於テ負擔ニ堪エスト認ムル舊土人ノ所有ニ係ル畜犬

八、十三歳未満又ハ六十歳以上ノ傭人ノ雇傭

九、主トシテ公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂、教會所、說教所又ハ公益法人ノ用ニ供スル目的ヲ以テ爲ス不動産ノ取得及ヒ建物ノ建築但シ其ノ取得シタル不動産又ハ建築シタル建物ヲ有料ニテ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

十、北海道國有未開地處分法第二條ニ依ル十五町歩未満ノ不動産ノ取得素

地ノ儘使用セントスル者ヲ除ク)及ヒ同法第三條ニ依ル不動産ノ取得ノ伐採ノ目的ヲ以テ爲ス立木ノミノ取得

十二、共有物ノ分割ニ因ル不動産ノ取得

十三、價格千圓未満ノ建築、但シ同一年內ニ同一市町村內ニ於テ爲ス建築ニシテ通算價格千圓ニ達スルトキハ此ノ限ニ在ラス

十四、一時ノ使用ニ供スル建物ノ建築

十五、災害復舊ノ爲災害後二年內ニ工事ニ着手セル建築、但シ建築價格力災害當時ニ於ケル建物ノ價格ヲ超ユルコト千圓以上ナル場合ニ於テ其ノ超過部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十六、専ラ公益ノ目的ヲ以テ爲ス興行

十七、十五歳未満又ハ六十歳以上ノ物ノ爲ス従業者割ニ係ル漁業

第二章 課税標準及ヒ稅率

第九條 地方税ノ課税標準及ヒ稅率ハ毎年度ニ定ムル所ノ課目課額ニ依ル

第十條 段別割ノ地目ハ現地目ニ依ル

第十一條 營業稅ノ課税標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ算定ス

一、置屋業稅以外ノ營業稅ノ課税標準タル純益ハ前年度中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依リ之ヲ算定ス、但シ前年度始ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ

其ノ年度ノ豫算ニ依ル
 二、置屋業稅ノ課稅標準タル藝妓收入
 金ハ前月中收入ニ係ル線香代ヨリ二
 割ヲ控除シタル金額ニ依リ之ヲ算定
 ス但シ前月始ヨリ引續キ爲シタルニ
 非サル營業ニ付テハ其ノ月ノ豫算ニ
 依リ算定シタル金額ヨリ二割ヲ控除
 シタル金額ニ依ル
 酌婦及ヒ仲居ハ前月中各日ニ於テ就
 業シタル者ノ最多數ノ平均(一人未
 滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人ニ切
 上ク)ニ依リ之ヲ算定ス。但シ新タ
 ニ營業ヲ開始シタル月ニ在リテハ其
 ノ開始ノ日ノ現在數ニ依ル
 相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續
 キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ課
 稅標準ヲ算定ス
 第一項第一號ノ規定ニ依リ總收入金額
 ヨリ控除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價、
 原料品ノ代價、場所物件ノ修繕又ハ借
 入料、場所、物件又ハ營業ニ係ル公課
 雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナ
 ルモノニ限ル、但シ家事上ノ費用及ヒ
 之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス
 第十二條 雜種稅ノ課稅標準ハ左ノ區別
 ニ從ヒ之ヲ算定ス
 一、不動産取得稅ノ課稅標準タル不動
 產ノ價格及建物建築稅ノ課稅標準タ
 ル建築價格ハ時價ニ依ル
 二、遊興稅ノ課稅標準タル消費金額ハ

線香代、揚代金、飲食物ノ代價其ノ
 他飲食又ハ歡樂ノ爲ニ要シタル金額
 ニ依ル
 二人以上同一ノ場所ニ於テ遊興ヲ爲
 シタル場合ハ共同行爲ト看做シ一人
 當消費金額ハ等分シテ之ヲ算定ス
 同一ノ場合ニ於テ連續シテ遊興ヲ爲
 シタル場合ハ之ヲ一回ト看做シテ課
 稅標準ヲ算定ス
 三、一種興行稅ノ課稅標準タル料金ハ
 入場料(會費其ノ他入場料ニ類スル
 モノヲ含ム)棧敷料及ヒ下足料ノ各
 最高額ヲ通算シタル金額ニ依ル
 第十三條 家屋稅、營業稅、不動産取得
 稅、建物建築稅及ヒ遊興稅ノ課稅標準
 一圓未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨
 ツ
 第十四條 建物建築稅ハ同一年內ニ同一
 市町村內ニ於テ爲ス建築ニ付テハ其ノ
 建築價格ヲ通算シ通算額相當ノ稅額ヲ
 賦課ス、但シ既ニ賦課シタル稅額ハ之
 ヲ控除ス
 第十五條 漁業稅中漁船割ニ係ル漁業ニ
 付テハ共同船シテ漁業ヲ營ム場合ニ
 於テハ共同漁業ト看做ス
 一人ニシテ漁業稅中從業者割ニ係ル數
 種ノ漁業ニ從事スル場合ニ於テハ稅額
 ノ重キモノ一箇ヲ賦課ス
 第三章 賦課期日
 第十六條 地方稅ハ左ノ賦課期日ニ依リ

- 一、地租附加稅、特別地稅、家屋稅、
 段別割、營業稅(置屋業稅ヲ除ク)
 船稅、車稅(自轉車稅ヲ除ク)玉突臺
 稅及ヒ傭人稅
 第一期 四月一日
- 第二期 十月一日
- 二、法人ニ係ル營業收益稅附加稅及ヒ
 第一種所得稅附加稅
 事業年度終了ノ日
 三、個人ニ係ル營業收益稅附加稅及ヒ
 營業稅附加稅 國稅納期ノ初日
 四、第三種所得稅附加稅
 第一期 國稅納期第二期ノ初日
 第二期 國稅納期第四期ノ初日
- 五、置屋業稅 毎月一日
- 六、自轉車稅、電柱稅、金庫稅及ヒ畜
 犬稅 四月一日
- 七、馬糞稅 十月一日
- 八、狩獲稅割 狩獲免許ヲ受ケタル日
- 九、流木稅 流送開始ノ日
- 十、不動産取得稅 不動産ヲ取得シタル日
- 十一、建物建築稅 工事竣成ノ日
- 十二、遊興稅 遊興ヲ爲シタル日
- 十三、興行稅 興行開始ノ日
- 十四、漁業稅
 漁場割
 鮭定置漁業及ヒ鮭特別漁業 九月一日
 鱒定置漁業及ヒ鱒特別漁業 室蘭市

釧路市及ヒ膽振・浦河・河西・釧路
 國・根室支廳管内 四月一日
 其ノ他 六月一日
 鮭定置漁業 八月一日
 其ノ他ノ免許漁業 四月一日
 漁船割及ヒ漁具割
 專用漁業及ヒ自由漁業 著業ノ日
 許可漁業 四月一日
 漁獲割 捕獲ノ日
 從業者割 著業ノ日
 第十七條 前條第一號ノ諸稅ハ各期ニ於
 テ稅率ヲ二分シ之ヲ賦課ス個人ニ係ル
 營業收益稅附加稅ハ各期ニ於テ其ノ期
 分國稅納額ヲ標準トシ之ヲ賦課ス
 第三種所得稅附加稅ハ第一期ニ於テハ
 國稅第一期及ヒ第二期分ノ納額ヲ合算
 シタル額、第二期ニ於テハ國稅第三期
 及ヒ第四期分ノ納額ヲ合算シタル額ヲ
 標準トシ之ヲ賦課ス
 第十八條 地租附加稅又ハ特別地稅ノ賦
 課期日後納稅義務ノ發生シタル者ニ對
 シテハ次ノ賦課期日ヨリ賦課ス
 地租附加稅又ハ特別地稅ノ賦課期日後
 納稅義務消滅スルモ賦課額ハ之ヲ變更
 セス
 第十九條 段別割ノ賦課期日後納稅義務
 ノ發生シタル者ニ對シテハ其ノ發生ノ
 翌月ヨリ割ヲ以テ賦課ス、但シ既ニ
 賦課ヲ受ケタル土地ヲ取得シタル場合

ニ於テハ次ノ賦課期日ヨリ賦課ス
 段別割ノ賦課期日後納稅義務ノ消滅シ
 タル者ニ對シテハ其ノ消滅シタル月迄
 月割ヲ以テ賦課ス、但シ賦課後納稅義
 務消滅スルモ賦課額ハ之ヲ變更セス
 第二十條 漁業稅中漁場割及ヒ許可漁業
 ニ係ル漁船割及ヒ漁具割ノ納稅義務ノ
 發生又ハ消滅シタル者ニ對シテハ左ノ
 區別ニ從ヒ賦課ス
 一、漁期開始後賦課期日前納稅義務ノ
 消滅シタルトキハ全額ヲ賦課ス
 二、賦課期日後納稅義務ノ發生シタル
 場合ニ於テ其ノ發生力漁期經過前ナ
 ルトキハ全額ヲ賦課シ、漁期經過後
 ナルトキハ賦課セス
 三、賦課期日後納稅義務ノ消滅シタル
 場合ニ於テ其ノ消滅力漁期開始後ナ
 ルトキハ全額ヲ賦課シ、漁期開始前
 ナルトキハ賦課セス
 前項ノ漁業稅ニ付テハ賦課後漁業ノ承
 繼アルタルトキハ前項ノ納稅ヲ以
 テ後ノ漁業者ノ納稅ト看做シ前項ノ規
 定ヲ適用セス
 第一項ノ漁業稅ノ賦課ヲ受ケヘキ漁業
 ニ付漁期及ビ漁業區域ノ全部ニ亘ル漁
 業ノ停止又ハ禁止アリタルトキハ納稅
 義務消滅シ、其ノ解除アリタルトキハ
 納稅義務發生シタルモノト看做シ第一
 項ノ規定ヲ適用ス
 第二十一條 營業收益稅附加稅、所得稅

附加稅及ヒ營業稅附加稅ノ賦課期日後
 國稅額ニ異動ヲ生シタルトキハ之ニ相
 當スル稅額ヲ追徵還付ス
 第二十二條 流木稅ノ賦課期日後流送許
 可ノ取消ヲ受ケ若クハ流送中止ヲ命セ
 ラレ又ハ天災其ノ他不可抗力ニ因リ木
 材ヲ失シタルトキハ之ニ相當スル稅
 額ヲ還付ス
 興行稅ノ賦課期日後興行日數又ハ課稅
 標準ニ異動ヲ生シタルトキハ之ニ相當
 スル稅額ヲ追徵還付ス
 漁業稅中漁船割及ヒ漁具割ノ賦課期日
 後漁船若クハ漁業地ヲ變更シ又ハ漁船
 ナ増加シタルニ因リ稅額ノ増加スルト
 キハ其ノ増加額ヲ追徵ス、從業者割ノ
 賦課期日後漁業ノ種類又ハ漁業地ヲ變
 更シタルニ因リ稅額ノ増加スルトキ亦
 同シ
 第二十三條 地方稅ハ前二條ニ定ムルモ
 ノヲ除クノ外賦課期日後納稅義務ニ變
 更ヲ生スルモ追徵還付セス
 第二十四條 地方稅ノ逋稅者ニ對シテハ
 其ノ逋稅シタル金額ヲ一時ニ賦課ス
 第四章 申告及ヒ賦課額ノ決定
 第二十五條 地方稅ニ付納稅義務アル者
 ハ長官ノ定ムル所ニ依リ課賦上必要ナ
 ル事項ヲ申告スヘシ
 第二十六條 段別割ノ各箇ノ賦課額ハ左
 ノ區別ニ從ヒ之ヲ決定ス
 一、定期課稅ニ係ルモノニ在リテハ市

町村會ニ於テ之ヲ決定ス、但シ同一
地目ノ納稅義務者一人ナルトキハ市
町村長ニ於テ平均稅率ニ依リ之ヲ決
定ス
二、隨時課稅ニ係ルモノニ在リテハ市
町村長ニ於テ前號ノ規定ニ依リ定マ
リタル他ノ賦課額ニ比準シテ之ヲ決
定ス、但シ他ニ比準スヘキ賦課額ナ
キトキハ平均稅率ニ依ル
前項第一號ノ規定ニ依リ市町村會ニ於
テ各箇ノ賦課額ヲ決定スル場合ハ各地
目ノ配當額ヲ彼此混同スルコトヲ得ス
第二十七條 營業稅及ヒ雜種稅(遊興稅
及ヒ漁業稅中漁場割ヲ除ク)ノ課稅標
準ハ第二十五條ノ申告ニ依リ左ノ區別
ニ從ヒテ決定ス。其ノ申告ナキトキ
又ハ申告不相當ト認メタルトキ亦同シ
一、定期課稅ニ係ルモノハ市ニ在リテ
ハ長官ニ於テ、町村ニ在リテハ支廳
長ニ於テ之ヲ決定ス
二、隨時課稅ニ係ルモノハ市町村長ニ
於テ之ヲ決定ス
漁業稅中漁場割ノ各箇ノ賦課額ハ第
二十六條ノ例ニ依リ之ヲ決定ス
第二十八條 第二十六條第一項第一號及
ヒ前條第二項ノ規定ニ依リ市町村會ニ
於テ段別割又ハ漁業稅中漁場割ノ各箇
ノ賦課額ヲ決定スル場合ハ議案ノ提出
アリタル日ヨリ十五日以内ニ之ヲ議決
スヘシ

第五章 雜 則
第二十九條 遊興稅ハ第五條第七項ニ掲
クル營業者之ヲ徵收スヘシ
遊興稅徵收義務者ハ徵收シタル遊興稅
額、消費金額及ヒ遊興人員ヲ申告スヘ
シ
遊興稅徵收義務者前項ノ申告ヲ爲サス
又ハ申告不相當ト認メタルトキハ市ニ
係ルモノハ長官ニ於テ、町村ニ係ルモノ
ハ支廳長ニ於テ事實ト認ムル所ニ依
リ其ノ課稅標準ヲ決定スルコトヲ得
第三十條 地方稅ニ關スル検査ハ主務ノ
官吏又ハ市町村吏員ヲシテ之ヲ爲
サシム
第三十一條 左ニ掲クル行爲ヲ爲シタル
者ニ對シテハ五圓以下ノ過料ヲ科ス
一、納稅義務者第二十五條ノ申告ヲ爲
サス又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルトキ
二、遊興稅徵收義務者遊興稅ノ徵收ヲ
爲サス又ハ第二十九條第二項ノ申告
ヲ爲サス若クハ虛偽ノ申告ヲ爲シタ
ルトキ
三、納稅義務者又ハ遊興稅徵收義務者
前條ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ケタル
トキ
第三十二條 詐欺其ノ他ノ不正ノ行爲ニ
依リ地方稅ヲ遁脱シタル者ニ對シテハ
其ノ遁脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル
金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五
圓)以下ノ過料ヲ科ス

第三十三條 納稅義務者又ハ遊興稅徵收
義務者ハ家族、傭人ノ行爲ナルノ故テ
以テ前二條ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
第三十四條 地方稅ハ占守郡、新知郡及
ヒ得撫郡ニ對シテハ之ヲ賦課セス
第三十五條 本則施行上必要ナル事項ハ
長官之ヲ定ム
附 則
本則ハ昭和二年度分ヨリ之ヲ適用ス
北海道地方稅賦課規則及ヒ北海道地方稅
遊興稅賦課徵收規則ハ昭和元年度分限リ
之ヲ廢止ス
流木稅ハ立木伐採稅ノ賦課ヲ受ケタル木
材ヲ流送スル者ニ對シテハ其ノ申請ニ依
リ一石ニ付一錢ヲ減率賦課ス、但シ流木
稅納稅義務者ガ立木伐採稅納稅義務者ト
異ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
北海道廳令第四十四號
北海道會ノ議決ヲ經テ北海道地方稅家屋稅
ニ關スル特例左ノ通定ム
昭和二年四月七日
北海道廳長官 中川健藏

北海道地方稅家屋稅に關スル特例

第一條 家屋稅ハ豫算總額ノ半額ハ豫算
ノ屬スル年度ノ前年度始ニ於ケル市町
村内宅地地租附加稅額、宅地段別割額
ヲ、他ノ半額ハ豫算ノ屬スル前年度始
ニ於ケル戸數(法人ノ本店及ヒ支店ノ
數ヲ含ム)ヲ標準トシテ之ヲ市町村ニ

配當ス
家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得サル家屋ニ
係ル宅地地租附加稅額、宅地段別割額
及ヒ戸數ハ前項ノ配當標準ヨリ之ヲ控
除ス
第二條 家屋稅ノ各箇ノ賦課額ハ左ノ區
別ニ從ヒテ決定ス
一、定期課稅ニ係ルモノニ在リテハ市
町村會ニ於テ之ヲ決定ス
二、隨時課稅ニ係ルモノニ在リテハ市
町村長ニ於テ前號ノ規定ニ依リ定マ
リタル他ノ賦課額ニ比準シテ之ヲ決
定ス
第三條 前條第一號ノ規定ニ依リ市町村
會ニ於テ各個ノ賦課額ヲ決定スル場合
ハ議案ノ提出アリタル日ヨリ十五日以
内ニ之ヲ議決スヘシ
附 則
本則ハ昭和二年度及ヒ昭和三年度分ニ限
リ之ヲ適用ス
北海道廳令第四十六號
北海道地方稅細則左ノ通定ム
昭和二年四月七日
北海道廳長官 中川健藏

第一章 總 則
第一條 地方稅ハ左ニ掲クル市町村ヲ以
テ納稅地トス
一、地租附加稅ノ特別地稅及ヒ反別割
土地所在地ノ市町村

第二章 賦 課

二、營業收益稅附加稅及所得稅附加稅
府縣制第八條及ヒ府縣制施行令第
三十條該當者ニシテ道内ニ本店ヲ有
セサル者 長官ノ指定スル市町村
其ノ他 本店又ハ住所所在ノ市町村
三、礦業稅附加稅 礦區所在ノ市町村
四、家屋稅 家屋所在ノ市町村
五、營業稅 營業場所在ノ市町村
其ノ他 主タル營業場所在ノ市
町村
六、雜種稅
船 稅 主タル碇繫場所在ノ市
町村
車稅及ヒ馬槽稅 主タル定置場
所在ノ市町村
電柱稅 金庫稅及ヒ玉突台稅
物件所在ノ市町村
畜犬稅 飼育地市町村
傭人稅 雇傭地市町村
狩獵稅割 住所地市町村
流木稅 流送開始地市町村
不動産取得稅 不動産所在ノ市
町村
建物建築稅 建物所在ノ市町村
遊興稅及興行稅 行爲地市町村
漁業稅
漁場割 漁場所在ノ市町村
其ノ他 漁業根據地市町村
不動産・礦區・營業場・碇繫場・定

第三章 賦 課

置場・流送開始地・漁場又ハ漁業根據地
ニシテ數支廳又ハ支廳ト市ノ境界ニ跨
ル場合ハ長官ニ於テ同一支廳管内ニ於
ケル數町村ノ境界ニ跨ル場合ハ支廳長
ニ於テ納稅地ヲ指定ス
第三條 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居
所ヲ有セサルトキハ納稅ニ關スル事項
ヲ處理セシムル爲メ納稅管理人ヲ定メ連
署ヲ以テ市町村長ニ申告スヘシ、其ノ
納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ
納稅管理人其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シ
タルトキハ市町村長ニ申告スヘシ
第二章 賦 課
第四條 地方稅ニ關スル申告ハ別段ノ規
定アル場合ヲ除クノ外納稅地市町村長
ニ之ヲ爲スヘシ
第五條 營業收益稅納稅義務者又ハ所得
稅納稅義務者ニシテ道ノ内外ニ亙リ又
ハ札幌市・函館市・小樽市及ヒ旭川市ノ
内外ニ亙リ營業所ヲ有スル者ハ純益金
額又ハ所得金額ノ決定通知ヲ受ケタル
日ヨリ十日以内ニ第一號様式ノ申告書
ヲ市町村長ニ提出スヘシ
前項ノ場合ニ於テ納稅義務者道内ニ本
店ヲ有セサルトキハ各營業所所在ノ市
町村長ニ申告書ヲ提出スルコトヲ要ス
但シ長官ニ於テ特ニ申告書提出スヘキ
市町村長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ
在ラス
第六條 大正十五年勅令第三百三十九號

鯉定置漁業及ヒ鯉特別漁業
室蘭市、釧路市及ヒ膽振、浦河、
河西、釧路國、根室支廳管内
六月五日ヨリ六月二十五日限リ
其ノ他
八月五日ヨリ八月二十五日限リ
鮪定置漁業
十月五日ヨリ十月二十五日限リ
其ノ他ノ免許漁業
六月五日ヨリ六月二十五日限リ
船割及ヒ漁具割申許可漁業
支廳長ハ町村ノ事情ニ依リ必要アリト
認ムルトキハ適宜前項ノ納期限ヲ變更
スルコトヲ得、但シ漁業稅ニ付テハ三
期以内ニ於テ適宜納額ヲ定メ納期限ヲ
變更スルコトヲ得

第二十一條 隨時課稅ニ係ル地方稅ハ市
町村長ニ於テ定ムル納期限ニ依リ之ヲ
徵收ス

地方稅ノ賦課期日後納稅義務消滅シタ
ル者又ハ納稅人納稅地外ニ移轉セント
スル者アルトキハ市町村長ハ定期課稅
ニ係ル地方稅ヲ隨時課稅ニ變更シ前項
ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第二十二條 定期課稅ニ係ル地方稅ノ徵
收命令ハ市ニ於テ徵收スル地方稅ニ付
テハ長官、町村ニ於テ徵收スル地方稅
ニ付テハ支廳長ハ交通不便ノ地ニ於ケル月
但シ支廳長ハ交通不便ノ地ニ於ケル月

稅ノ徵收命令ヲ町村長ニ委任スルコト
ヲ得
隨時課稅ニ係ル地方稅又ハ前條第二項
ノ規定ニ依リ隨時課稅ニ變更シタル地
方稅ノ徵收命令ハ市町村長之ヲ發ス
前二項ノ規定ニ依リ發スル徵稅令書ハ
第十八號様式ニ依ル
第二十三條 市町村前條ノ規定ニ依リ徵
稅令書ヲ受ケタルトキハ市町村長ハ第
十九號様式ノ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ
納稅人ニ交付スヘシ

第二十四條 府縣制施行令第三十八條及
ヒ市制町村制施行令第四十六條ノ規定
ニ依リ納期前徵收ヲ要スルモノアルト
キ又ハ徵稅傳令書公示送達ノ期間滿了
日力納期限後ニ屬スルトキハ市町村長
ハ更ニ納期限ヲ指定スルコトヲ得

第二十五條 納稅人又ハ財產ニシテ徵收
命令者ノ主管外ニ在ルトキハ徵收命令
者ハ其ノ納稅人又ハ財產所在地ノ徵收
命令者ニ徵收ノ引繼ヲ爲スコトヲ得
納稅人又ハ其ノ者ノ財產ニシテ道外ニ
在ルトキハ徵收命令者ハ其ノ納稅人又
ハ財產所在地ノ府縣知事又ハ市町村長
ニ徵收ノ囑託ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 長官又ハ支廳長ハ納稅人又
ハ其ノ者ノ財產所在地ノ市町村長ヲシ
テ其ノ主管ニ屬セサル地方稅ノ徵收ヲ
取扱ハシムルコトヲ得

第二十七條 市町村ハ其ノ徵收シタル地

方稅ヲ五日毎ニ第二十號様式ノ納付書
ヲ添ヘ道金庫ニ拂込ムヘシ

第二十八條 督促及ヒ滯納處分ハ市ニ於
テ徵收スル地方稅ニ付テハ長官、町村
ニ於テ徵收スル地方稅ニ付テハ支廳長
之ヲ行フ

支廳長ハ交通杜絶シタルトキ又ハ特別
ノ事情アリト認メ長官ノ認可ヲ受ケタ
ルトキハ督促及ヒ滯納處分ニ關スル事
務ヲ町村長ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 督促狀ハ第二十一號様式ニ
依リ之ヲ調製スヘシ

第三十條 督促狀ニ指定スヘキ納期限ハ
往復日數ヲ除キ七日以内ニ於テ之ヲ定
ムヘシ

第三十一條 督促狀ヲ發シタルトキハ左
ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ徵收ス

一、督促狀一通毎ニ四十錢、但シ稅額
一圓未満ノモノニ對シテハ二十錢

二、督促狀ノ送達カ郵便ニ依リタル場
合ニ於テハ郵便料ニ相當スル増手數
料ヲ徵收シ、使丁ニ依リタル場合ニ
於テハ督促狀發付ノ行政廳ヨリ一里
以上ノ地ニ在ル滯納者ニ對シ其ノ里
程ニ應シ一里毎ニ二十錢ノ増手數料
ヲ徵收ス

第三十二條 督促狀ヲ發シタルトキハ稅
金額百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ延
滯金ヲ徵收ス

第三十三條 長官、支廳長又ハ町村長ハ

差押又ハ公賣ニ關スル事務ヲ部下ノ官
吏吏員ニ委任スルコトヲ得

第三十四條 財產差押ノ事務ヲ取扱フ官
吏吏員又ハ町村吏員ニハ第二十二號様
式ノ證券ヲ携帶セシム

第三十五條 納稅人納期限經過後督促手
數料、延滞金、滯納處分費及ヒ稅金ヲ
納付セントストキハ取扱廳ニ申出テ
納付書ノ交付ヲ受クヘシ但シ徵稅傳令
書ヲ以テ納付書ニ代用スルコトヲ得

納稅人徵稅傳令書ニ依リ前項稅入金ヲ
道金庫ニ納付セントストキハ該傳令
書ニ取扱廳ノ證印ヲ受クヘシ

第三十六條 遊興稅徵收義務者遊興稅ヲ
徵收シタルトキハ其ノ稅額ヲ記載シタ
ル適宜ノ領收證ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第三十七條 遊興稅徵收義務者ハ第二十
三號様式ノ帳簿ヲ設備シ該當事項ヲ記
載スヘシ

第三十八條 遊興稅徵收義務者ハ第二十
四號様式ニ依リ其ノ月中ニ於テ徵收ス
ヘキ遊興稅額、消費稅額及ヒ人員ヲ翌
月十日限リ市ニ係ルモノハ長官ニ、町
村ニ係ルモノハ支廳長ニ申告スヘシ、
但シ遊興稅徵收義務者營業ヲ廢止シタ
ルトキ又ハ他市町村ニ移轉セントスル
トキハ其ノ時々申告スヘシ

前項ノ申告書ハ市役所又ハ町村役場ヲ
經由スルコトヲ要ス

第三十九條 長官又ハ支廳長ハ地方稅規

則第二十九條第三項ノ規定ニ依リ遊興
稅ノ課稅標準ヲ決定シタルトキハ市役
所又ハ町村役場ヲ經テ遊興稅徵收義務
者ニ之ヲ通知ス

第四十條 遊興稅徵收義務者ハ其ノ遊興
稅額第三十八條ノ申告ト同時ニ第二十
五號様式ノ拂込書ヲ添ヘ道金庫又ハ出
納吏ニ拂込ムヘシ

前條ノ規定ニ依リ課稅標準ノ決定通知
ヲ受ケタル遊興稅徵收義務者ハ其ノ時
々前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十一條 第二十八條乃至第三十四條
ノ規定ハ遊興稅徵收義務者ニ對スル督
促狀及ヒ滯納處分ニ之ヲ準用ス

第四十二條 地方稅交付金ハ左ノ區別ニ
從ヒ之ヲ交付ス

一、市町村ニ於テ拂込ミタル地方稅ニ
對スル交付金ハ四月ヨリ九月迄ノ分
三月迄ノ分ヲ翌年四月ニ於テ之ヲ交
付ス

二、遊興稅徵收義務者ニ於テ拂込ミタ
ル遊興稅ニ對スル交付金ハ拂込ノ時
々之ヲ交付ス

遊興稅徵收義務者ハ拂込ノ時々交付
金ニ相當スル金額ヲ引去ルヘシ

第四章 雜 則

第四十三條 納稅義務者又ハ遊興稅徵收
義務者ニ對スル過料ハ市ニ係ルモノハ
長官ニ於テ、町村ニ係ルモノハ支廳長

ニ於テ之ヲ科ス

附 則

本則ハ昭和二年度分ヨリ之ヲ適用ス
左ニ掲クル廳令ハ昭和元年度分限リ之ヲ
廢止ス

北海道地方稅取締規則
國稅營業稅所得稅營業稅課稅標準其ノ
他屆出規則

北海道地方稅檢査規則
北海道地方稅徵收規則
北海道地方稅徵收期限
昭和二年四月一日ノ現在ニ依リ地方稅
ノ賦課ヲ受クヘキ家屋、電柱若クハ金
庫ヲ所有シ又ハ地曳網若クハ船曳網漁
業ヲ爲ス者ハ第六條第九條第一項又ハ
第十一條第二項ノ例ニ依リ家屋ニ付テ
ハ昭和二年四月三十日限リ、其ノ他ニ
付テハ昭和二年四月十五日限リ申告ス
ヘシ

改正要旨 國の稅制整理と相俟て地
方稅制の整理即ち地方稅に關する法律の
發布並地方稅制限法の改正が行はれたの
である。依て此の機會に於て本道に於て
も地方稅制の整理を行ふの必要を認めた
ので昨年三月地方稅制調査會なる機關を
設け道廳員、道會議員並學識經驗ある諸
士より三十名の委員を囑託し長官自ら之
が會長となりて道廳提出の整理案に對し
數次の會合を重ね或は小委員會を設け或
は實地の調査を爲す等慎重なる審議を遂

げたる結果昨年九月に至り多少の修正意見はありたるが大體に於て道廳提出の原案と大差なき意見に一致して答申があつたのである。道廳は此の答申を基礎とし、尙財政上諸般の事情を考慮して明年度地方費豫算を編成し大体次の如き要領に依り税制を改正した。

(一)國稅附加稅の増率及廢止
(イ)地租附加稅、營業收益稅附加稅及所得稅附加稅は財政の事情に依り前年度の一般制限外課稅を超過し即ち制限法第五條第二項に依る特別制限外課稅を行ふこととなしたのである。(ロ)從來都市計畫地方委員會費の財源は都市計畫特別稅なる稅目の下に全道の國稅營業稅に對し之を求めたのであるが今回府縣制改正の結果不均一課稅を許さるることとなつたので都市計畫法施行地の地租附加稅及營業收益稅附加稅として賦課することに改め負擔の公正を期したのである。而して二稅の負擔歩合は都市計畫法に規定する制限率を基礎とし均一之を定むることとした。(ハ)砂鐵區稅附加稅は其の徵稅であるが徵收成績が不良なるに鑑みて之を廢止した。

(二)特別地稅の設定
地價二百圓未滿の田畑の自作地に對し、地租免除の特典を設けられたる結果之が地租附加稅の補充財源として特に本稅の設定を見たことは既に本年度より實施し

て居るところである。只本稅は地租附加稅の身分があるが故に制限外課稅を行ふに方りては前に述べた附加稅と同一歩調を執りて稅率を定めたのである。

(三)家屋稅の設定
戸數割の廢止に因り失ふべき減收の補充財源として本稅の創設を見るに至つたのであるが本稅の豫算總額は内藏兩大臣の許可を受けることを要する其の許可方針は戸數割の廢止に依る減收並家屋稅の新設に伴ひ自然消滅となるべき私法人建物割及倉庫稅の三稅減收に對し戸數割と交換的に増率を認められた所得稅附加稅の増徴額を差引きたる殘額を限度とせなければならぬので、右の計算に依りて本稅の豫算額を計上した次第である。而して本稅は昭和三年度迄は配賦制に依りて其の豫算額を市町村に配當し市町村會として之が細目を議決せしむることとしたのであるが其の配賦標準は勅令の規定に於ては戸數及宅地地價に各半額の割合を以てすることとを原則として居るが本道は府縣と趣を異にし無租地の宅地を有する關係上戸數と宅地地價附加稅及宅地段別割とに依り各半額の割合を以て配當を行ふこととなしたのである。

又本稅の課稅標準は收入課稅制であつたが國稅に於て營業稅を營業收益稅と改稱せられ純益課稅制を採ることになりたるが故に地方稅も亦同一歩調を採ることとが兩稅間の均衡を得る所以であると認めて純益課稅制となしたのである。

家屋稅並營業稅附加稅に付各支廳長への通牒 町村稅賦課に關し大正十五年

- 一、地方稅に關する法律施行に關する勅令第十條の家屋稅附加稅及同第十六條の營業附加稅の「賦課率」は本稅總額に對する制限と解すべきを以て附加稅不均一賦課を爲す場合と雖其の賦課總額が本稅の百分の五十(家屋稅附加稅)若しくは百分の八十(營業稅附加稅)以内となるべきは制限外賦課にあらず。
- 二、地方稅家屋稅同營業稅同雜種稅附加稅の賦課が本稅百分の一を超過する場合は雖地方稅に關する法令に依りて許可を受けるを以て足り一級町村制第五十二條九號前段二級町村制第五十九條五號前段に依る許可を受けるの要なし
- 三、地方稅雜種稅中の遊興稅は間接地方稅なるを以て其の附加稅賦課に付ては從前通り、二級町村制の規定に依り許可を受けるを要す
- 四、各種附加稅共不均一賦課を爲す場合は從前通り、二級町村制の規定に依り許可を受けるを要す
- 五、各種の附加稅賦課率議決書及歳入豫算決算附記は從前の例に依る。

六、町村稅賦課に關し從前通牒せる事項にして稅制整理に關する諸法令に牴觸せざる部分は消滅せざるものとす

稅制整理の町村に及ぼす影響

今次の稅制整理は明かに租稅體系の改善であり、其全体の増減の差引計算に於ては過不足なかるべきは上來叙述せるが如きも、猶之を市町村の個別に入れれば更に講究を要するものが少くない。殊に戸數割を市町村に移して所得稅附加稅の増率を認められ、私法人建物割は家屋稅として地方稅に移されし爲め、市町村の間に其收支の増減の差著しきものあれば、又戸數割の賦課困難なる爲め舊により附加稅を認めらるゝものは、其附加比率低下せる爲め多大の缺陷を見ることとなる。不足を告ぐるものは補充の財源を要し、過剰を生せるものは其儘支出の増加となりて、結局一面財政の緊縮を強調して却つて膨脹を來す嫌がある。正に深甚の考慮を要すべき點である。正に深甚の考慮を要すべき點である。正に深甚の考慮を要すべき點である。

決議

政府は既に稅制整理を斷行關係法令を改正發布して其大綱を決定し近く是が施行に關する細目を發布して實施せられんとす我北海道廳は稅制調査會を設置して案を具し是が審議中に屬す今是關係法令並に整理案の内容を見るに町村稅に至りては是を困却せらるるやの感なき能はず從つて是が改廢の結果は町村財政上一大變動を來たし延いて其基礎を危殆ならしむる虞れなしとせず當局は宜しく町村財政の實狀に鑑み是が對策の宜しきを制するの處なるべからず茲に現下最も喫緊と認むる左記事項の實施貫徹を期し町村財政の基礎を確立し健全なる地方自治の發展振興を期せんとす。

- 一、町村稅附加稅及私法人の建物割其他附加稅の廢減に依る欠陥補充財源の附與につき相當考慮せられたきこと
- 二、政府は速かに町村稅を主とする稅制調査機關を設置し町村の意見を徵し第二次稅制整理を決定すること

右決議す
大正十五年八月二十五日
全道町村稅務研究會

稅制整理の町村に及ぼす影響に關する北海道農會の調査結果 稅制整理の爲め市町村に於て所得稅割及私法人建物賦

課税を賦課すること能はざるに至れるが北海道農會では此結果本道市町村に如何なる影響を及ぼすかに就て九月來各市町村に諮問しつゝあり此程四百三十七町村より回答に接したものに就いて大正十四年度の調定額を基本とし調査した所得税を賦課せざる所なきも私人建物割にあつては附加税を賦課する市町村百二十五即ち九割一分四厘賦課せざる市町村は十二即ち八分六厘である。従つて私人建物附加税廢止に依つて歳入に影響を受ける市町村の数は頗る多数であるといふ結果に到達した。今行政區別によつて之を表すれば左の如くである。

- 本税百圓以上を賦課した市町村石狩支廳九▲渡島支廳四▲檜山支廳一▲後志支廳四▲空知支廳十六▲上川支廳十一▲留萌支廳二▲宗谷支廳四▲網走支廳七▲釧路支廳四▲浦河支廳一▲河西支廳五▲釧路支廳二▲根室支廳一合計七十五
 - 本税百圓未滿を賦課した市町村石狩一▲渡島二▲後志二▲檜山四▲空知九▲上川九▲留萌四▲宗谷一▲網走七▲釧路四▲浦河二▲河西四▲釧路國三▲根室二合計五十四
 - 賦課せざる町村石狩二▲檜山一▲後志二▲空知二▲上川二▲網走二▲浦河一合計十二
- 賦課市町村の數百二十九に達するも本税

を設け此窮狀の救済を望んでゐる。江別町の豫算編成實狀 前述の如く江別町は豫算編成難に陥つたのであるが從來同町は、富士製紙株式會社の建物を主とし歳入總額十二万一千餘圓の中約其三割即三万九千三百圓を私人建物附加税に求めてゐた。然るに今回の改正によつて之に賦課することが出来なくなつたのである。此缺陷を如何にして補填したか左に掲げよう。

- 改正に因る増収
 - 一、所得稅割 二、二〇〇円
 - 一、私人建物割附加稅 三九、三〇〇
 - 一、家屋稅附加稅 三、八〇〇円
 - 一、戶數割(舊法戶別割に代るもの) 六、九〇〇
 - 一、其他 三、六〇〇
- 計 一四、四七〇
- 差引 六、〇〇〇圓の減收

右の如く一般町民の負擔に係る戶數割六千九百八十圓の増稅(之を一戶當りにすれば二圓三十二錢となる)をしても尙且三万六千三百圓の減收となる。此缺陷補填策として、特別稅法人割を設定し目下(二月十九日)主務省へ稟請中である。之によつて見るに一般町民に至る迄前記の如き増稅を課せらるゝに反し、私法

百圓未滿及百圓以上に區別する時は右表の如く、本税百圓未滿五十四(四一・九%)、本税百圓以上七十五(五八・一%)である。百圓未滿の町村は其影響割合甚大ならざるを以て五八・一%を占むる百圓以上の市町村に就いて更に調査すると町村稅總額は六百七十三万七千七百三十三圓五十六錢にして此内戶別割二百七十七万四千七百五十八錢(四一・一%)、特別稅反別割百五十五万一千七百九十四圓七十九錢(一七・〇%)、國稅營業稅割五十九万六千四百九十八圓九十三錢(八・八%)、私人建物割五十六万一千六百三十九圓八十六錢(八・三%)、所得稅割四十三万四千五百八十九圓三十一錢(六・四%)、之に亞ぐ、而して廢止せられた所得稅割と私人建物割附加稅とを合算する時は實に九十九万六千二百二十九圓七錢にして町村稅總額に對して一四・四%に達するを以て戶別割及特別反別割に亞ぐ多額の歳入を失ふ事となる。今該稅二種の廢止に依り市町村が失ふ所の稅額を市町村稅總額に對する百分率の多少に依つて表示すれば

るを知るべく慎重なる調査講究の上適當なる對策を確定するの緊要なるは論を俟たざる所である。豫算編成難に陥れる町村 今回の稅制整理の結果町村自治の上に及ぼした影響は甚大なもので、早くも昭和二年の豫算編成に當つて各町村とも其編成難に陥り延いて町村財政及自治行政上一大脅威を感じて居るが近く札幌市長が主催となり之に各關係町村が加はり家屋稅附加稅に對しては法人の所得を標準として賦課し得る様改正を求むべく其筋に陳情する模様であるが、尙之が爲明年の豫算編成に當つて既に難局に立ち四万五千圓の起債に依り一時緩和を計らんとする。江別町の狀況を見るに此稅制の改正により減少を來した額は

人は輕減されて居る。即ち前記大正十五年度に於ける私人建物附加稅三万九千三百圓の大部分は富士製紙の負擔であつたが、今回は家屋稅附加稅收入全部を負擔すると假定するも僅か三千八百九十圓であり、尙之に地方稅家屋稅江別町への配當額七千二百九十圓を負擔するとしても合計一万一千八百九十圓に過ぎない。假令營業稅が營業收益稅に變更されたとしても會社の成績に變更なき限りは從來額と見るべきであつて、是等を綜合するに個人の負擔重く、法人の負擔は輕減せられたこととなり、又若し前記稟請中の特別稅認可されるとしても從來の額より増加することはあるまい。

五千六百九十一圓であつたが、十一年より七千二百六十七圓七千七百二十八圓に増加し十二年度七千七百三十三圓七千七百六十七圓、十三年度七千八百三十三圓七千六百六十一圓、十四年度は八百萬を突破し八百一十四萬二千二百四十八圓に増加してゐる。又地方稅も大正十四年度五百七十七萬三千三百七十三圓、十一年度六百八十八萬三千三百三十三圓、十二年度六百八十八萬三千三百三十三圓、十三年度六百八十八萬三千三百三十三圓、十四年度は七百廿二萬四千七百九十八圓に増加し、直接國稅二百萬圓の差額は無きも相當増加してゐる。大正十四年度千三百三十一萬八千七百二十圓、十一年度千四百五十三萬九千九百八十八圓、十二年度千四百六十四萬九千六百二十四圓、十三年度千六百四十一萬三千三百五十三圓、十四年度千六百八十一萬三千三百四十八圓と云ふ狀況である。地方稅直接國稅附加稅合計は二千三百二十八萬五千四百四十三圓又直接稅を合すれば、三千四百四十二萬七千三百九十四圓の多額に上つてゐる。

北海道の税金

概況 本道も毎年人口の増加開發に伴ひ直接國稅も自然増加を來し又北海道廳の事業の擴張各市町村の設備改善の結果年々地方稅市町村稅も逐次増加の傾向を示してゐる。今左に本道直接國稅(地租、所得、營業、鑛業稅)と地方稅並に市町村稅の稅額及び一戶當り一人當りの負擔額を示してみる。(人口、戶數は十四年十月一日現在國勢調査に依る) 大正十年度の直接國稅は六百五十七萬

直接國稅

一戶當り	一人當り
十一年度 一四・九三三円	二・八〇九円
十一年度 一六・三三八	三・〇六〇

租 稅

Table of taxes for various municipalities from 1911 to 1914, including北海道地方稅, 市町村稅, and 直接國稅附加稅.

一ヶ年一人て十四圓二十五錢二厘の負擔額となる。これは全道の分を合したものであるが更に六市の負擔状況を見れば次の如くである。(十四年度分のみ)

Table showing tax rates per person for various municipalities like 小函札, 釧室旭, 小函札, 釧室旭, 小函札, 釧室旭, 小函札, 釧室旭.

四七八

Table titled '昭和本道の所得稅' showing income tax data for various municipalities like 釧室旭, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札, 小函札.

教育及學術

本道教育の沿革

明治二年七月開拓使設置せられ、開拓意見に關し御下問あらせらるゝや、時の當局者は其要を陳べ、且將來學を興し、大に皇化を布くの議を奉答する所があつた。四年先づ函館に函館學校、札幌に資生館の公學校を設け、官私の生徒を收容して教授を開始したのが本道教育の起源である。

教育及學術

尙生徒學力の増進と教育法の改良を期する爲教育官吏を巡回させ、師範學校長及教員を各地に派遣して指導獎勵に當らせ又函館には商船學校、札幌には師範學校を新設する等、當時の教育界は生氣見るべきものあつたと云ふ。十九年三縣を廢して北海道廳を置き再び全道を統轄する様になつて、一時學校の設備其他に對し縮小的方針を採つたこともあるが、地方の發展は父兄好學心の勃興を促して永く消極方針の持續を許さない。二十四年方針を一變し、町村財政の許す限り高等小學校の設置を獎勵した結果、各地に其設立を見、初等教育の事業は次第に擴張せられると共に、二十八年更に尋常中學を札幌、函館の二箇所に設け、札幌農學校は文部省の直轄に移つた。三十一年には本道特有の特別教育規程を設け、新開地の爲に其の實情に適應するの教育施設の出來る制度とした。三十四年小學校令が發布され、益々學事を獎勵して就學の督勵、校舍校具の設備を圖り、又逐年教員優遇の途を講じ、視學機關を設けて指導監督に努め、一面地方費法の實施によつて中等程度の廳立學校續々建設され、益々教育普及の實を擧げる様になつた。

學校、實業學校を始め、區町村立の各種學校年々逐うて増設され、四十年札幌農學校は東北帝國大學農科大學に改め、大學の外大學豫科、實科並土木工學、水産學科の専門部を附屬し、四十四年には小樽區に高等商業學校が設置された。大正に入つては地方の開發等實情に鑑み、更に師範學校、中學校、高等女學校及實業學校等を増設し、區町村に於ても中等學校の設立更に多くなつた。初等教育に於ても學齡兒童の増加に伴つて、設備の完成と共に内容の充實を圖り、成績の増進に努めたが、尙既往の成績に徴し本道の民度實情に顧み、慎重調査の結果大正五年十二月小學校教員目教授の程度及教授時數に關する規定を定め、其の他特別教育規程を改正する等、本道教育の特色を發揮するに努め、益々初等教育の普及充實を期した。

四七九

而して本道輓近の趨勢は、益々中等學校入學志願者激増し、この教育機關の擴張を講ずる必要に迫られ道會に諮問した結果、十一年以降五ヶ年間中學校十五校、高等女學校九校、實業學校十五校、師範學校三校の増設及既設學校の學級増加を圖ること等、極めて積極的の答申により之によつて大正十一年度には中學校五校、高等女學校一校、師範學校一校増設及區立工業學校一校の移管を、大正十二年度には中學校三校、農業學校一校、工業學

教育及學術

校一校の増設及町立高等女學校一校の移管を、同十三年度には高等女學校一校増設、商業學校一校の移管を、同十四年度には中學校二校の移管を行つた。又東北帝國大學農科大學は大正七年三月三十一日北海道帝國大學となり、同十一年度に於て醫學部を設置開始し次て同十四年度には工學部を開始し綜合大學となり、今後は進んで法・文・理學部の併置及高等學校、實業専門學校並中等學校教員養成機關等の設置に至るまで、各種の計畫全部實現の曉は、本道文化の基礎たる教育機關悉く整備し、全道普く皇化の惠澤に霑ふに至るであらう。

初等教育

學齡兒童數(大正十四年五月一日現在)
 學齡兒童總數 男三三、一七六 女二八、四三三
 就學兒童數 男三三、〇七三 女二八、〇四五
 不就學兒童數 男一、一〇三 女一、三七八
 就學歩合 男九七・七六 女九七・七三
 學校數(大正十五年七月一日末調査)
 高等小學校 〇 尋高小學校 五三三
 同上分教場 〇 尋常小學校 八三三
 同上分教場 三

特別規程ニ依ル尋常小學校	三〇三
特別教授場	三三三
學級數(大正十五年四月一日現在)	一、九六三
尋常科	六、六三七
高等科	一、〇五三
計	七、七二六
教員配置	
本科正教員	男三、八六六 女九、九七
准教員	男七、五四 女六、四四
男女別計	男一〇、六一〇 女一六、四一
合計	二六、〇二一
學級數ニ對スル教員配置	六三・五九
學級數百ニ對シ正教員配置	六三・五九
教員俸給	
資格別	
小學校	男一七、六四八 女一六、九七
本科正教員	男八、九三〇 女六、八八
尋常小學校	男二、三八一 女一、七〇三
本科正教員	男四、三三〇 女五、一三五
專科正教員	男二、〇七五 女一、六四
准教員	男三、五九四 女四、〇三
代用教員	男四、五六八 女四、四八
合計	男一、九〇〇 女一、六三
專科勤務	男三、五二二 女六、〇六一
代用教員	男九、二八一 女四、六九
合計	男一、七〇二 女一、七六
總額	男一、七〇二 女一、七六
平均	男一、七〇二 女一、七六
計	男一、七〇二 女一、七六
男女	男一、七〇二 女一、七六
平均	男一、七〇二 女一、七六
計	男一、七〇二 女一、七六

四八〇 幼稚園 幼稚園 公立 私立 數 數 園 兒 數 職員 保育料 經費

教育概況 從來舊土人の教育は、其の風俗、習慣並に兒童の心性發達の情況に鑑み、一般和兒童と分離教育する方針を成るべく學校を特設すると共に、和人學校に收容する場合も、相當兒童數がある場合は、學級を分たせ、且つ教育の實質に於ても特に舊土人兒童教育規程を發布して、就學年齡は滿七歳、修業年限は四ヶ年を本體とし、教科目地理歴史、理科を省き、専ら簡易に實生活に役立たせるのを目的として修養を施したが、其の後一面經費削減の餘儀ないものがあつたのと、一方亦逐年部落の開發と共に漸次生活上の自覺向上に伴つて、兒童の教育に對しても、和人との合同教育を希望するもの漸く多くなつて來た實情を鑑み、先以て學校の整理に着手し、學校數二十一であつたのを、大正六年度以

降同十一年度迄に九校を廢止し、更に又教育の實質に於ても從來の方針を改め、大正十一年四月舊土人兒童教育規定を廢止し、混合教育を獎勵すると同時に、就學の狀況(大正十四年十二月現在)

學年齡及修業年限、學科目等凡て一般和人士小學校と同様とした。因に這の改正實施後の情況に關し大正十二年六月舊土人士小學校長會議に際し諮問し答申を徴し

たのに校下父兄一般頗る歡迎する所であると共に之が教育の内容に於てもよく教材を精査し教授上周到の心をなす時は大體に於て何等支障ないと云ふとである

戶數	男 二、七五五 女 六、九四五	計	九、七〇〇
學齡兒童數	男 七、〇四一 女 一、七〇九	計	八、七五〇
就學兒童數	男 七、〇四一 女 一、七〇九	計	八、七五〇
不就學兒童數	男 〇 女 〇	計	〇
就學歩合	男 九七・七六 女 九七・七三	計	九七・七四

備考 本表は舊土人士小學校設置區域に止らず全道に互り全兒童の就學情況なりとす 學齡兒童數には未だ就學の始期に達せざるものを含み就學歩合は之を含まざるものについて表示す 舊土人士小學校(大正十五年六月現在)

學 校 名	所 在 地	學 級 數	男 兒	女 童	計	正 教 員	准 代 用 教 員	經 常 費	臨 時 費
白老第二尋常小學校	白老郡白老村	二	四二	三三	七五	一	一	三、〇九四	〇
累標尋常小學校	勇拂郡似瀨村	二	二七	二五	五二	一	一	一、七八五	〇
新平賀尋常小學校	沙流郡紫雲古津村	二	二二	一八	四〇	一	一	一、四八九	〇
岡田尋常小學校	様似郡伏村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六七三	〇
姉茶尋常小學校	浦河郡荻伏村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
荷負尋常小學校	沙流郡荷負村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
二風谷尋常小學校	沙流郡二風谷村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
上貫氣別尋常小學校	沙流郡貫氣別村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
日新尋常小學校	河西郡帶廣町	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
開進尋常小學校	河西郡帶廣町	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
春探尋常小學校	河東郡音更村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
白糠第二尋常小學校	白糠郡白糠村	二	二二	一七	三九	一	一	一、六六三	〇
計		二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

支廳在勤視學 大正十一年迄の道廳視學定員は六名で全部本廳に在勤し、十四支廳六市を適當

分擔し學事視察をさせてゐたが同年十一月道廳官制改正の結果本廳在勤視學を二名とし各支廳に一名宛十四名とし計十六

名の視學を置かれ更に大正十三年十二月行政整理の結果檜山、浦河、根室各支廳在勤の視學は廢止となつて今日に至つた

教育及學術

學校別	年度	師範學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	中學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	高等女學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	實業學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	合計	私立學校		公立學校	
							私立	公立	私立	公立
八雲高等國民學校	大正十一年度	1,077	5,300	2,603	4,913	13,893	1,077	2,526	12,816	1,077
八雲高等國民學校	大正十二年度	1,858	5,141	2,883	5,141	14,923	1,858	3,071	11,844	1,858
八雲高等國民學校	大正十三年度	1,415	4,812	2,717	4,606	13,540	1,415	2,800	10,725	1,415
八雲高等國民學校	大正十四年度	3,004	4,663	3,054	4,663	15,384	3,004	2,500	12,880	3,004
八雲高等國民學校	大正十五年度	2,197	4,604	2,982	4,604	14,387	2,197	2,500	11,890	2,197

備考 本校は大正十一年十一月訓令第一二七號を以て獎勵の結果設置を見るに至りたるものにして之が課程は實業補習學校規程第十三條に據り年齢滿十五歳以上高小卒業學力のものを入學せしむ

應立、公私立各種中等學校入學志願者並收容人冒調

學校別	年度	師範學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	中學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	高等女學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	實業學校 入學許志願 入學許志願 入學許志願 合計	合計	私立學校		公立學校	
							私立	公立	私立	公立
八雲高等國民學校	大正十一年度	1,077	5,300	2,603	4,913	13,893	1,077	2,526	12,816	1,077
八雲高等國民學校	大正十二年度	1,858	5,141	2,883	5,141	14,923	1,858	3,071	11,844	1,858
八雲高等國民學校	大正十三年度	1,415	4,812	2,717	4,606	13,540	1,415	2,800	10,725	1,415
八雲高等國民學校	大正十四年度	3,004	4,663	3,054	4,663	15,384	3,004	2,500	12,880	3,004
八雲高等國民學校	大正十五年度	2,197	4,604	2,982	4,604	14,387	2,197	2,500	11,890	2,197

備考 本表中大正十五年分は師範學校三、中學校二〇(内市立一)、私立高等女學校二五にして應立九、市町立八、私立八、(北星及遺愛女學校は含まず)、實業學校一六にして應立一二、市立一、私立三を含む

社會教育

社會教育は從來通俗教育の名の下に行はれてゐたが、時勢の進運に伴ひ之が振興を策する必要を認め、大正九年十月始に當らせ、又翌十年には各市町村から社會教育に従事すべき官公吏、學校職員、神官、僧侶約百名を選出させて、社會教育に關する講習を行つた。

由來社會教育はその方面頗る多岐に亘つてゐるが、確實に而かも有力に其の効果を收むる爲めには、青年の教養を最も捷徑であると認め、青年團の指導には殊

興を策する必要を認め、大正九年十月始に當らせ、又翌十年には各市町村から社會教育に従事すべき官公吏、學校職員、神官、僧侶約百名を選出させて、社會教育に關する講習を行つた。

由來社會教育はその方面頗る多岐に亘つてゐるが、確實に而かも有力に其の効果を收むる爲めには、青年の教養を最も捷徑であると認め、青年團の指導には殊

教育及學術

に力を注いでゐる。本道青年團は内務、文部兩大臣の訓令に基き、逐年堅實な發達を遂げ、其の組織の様にも、漸次一町村を團体の單位とし、村落青年團を支部若くは分團とし、町村青年團は更に支廳市を區域とする聯合青年團に依つて統整され大正十年には進んで全道聯合青年團の設立を見るに至つた。この施設の様なのも、飽くまで修養の方面に重きを置き、其の成績顯著なるものから、現在市町村費から補助金を與へてこの奨励をすると共に、其の完璧を期するものが尠くない。

青年團振興の方法としては、各市町村に於て幹部となる優良青年の養成を急務とし、道廳に於ては毎年青年團指導者講習會を開き、又各支廳に於て夫々青年幹部講習會を開催させる爲、十年度から毎年一万の地方費補助金を支出し、是等講習並に補習教育、體育等に關する施設を奨励してゐる。

青年團、處女會、少年團一覽

團別	團體數	團長種別	員數	年齡範圍	豫算	資産
青年團	二、三〇九	市團長 一、四〇七 町團長 三〇三 村團長 五九九	正 八三、一〇九 其他 二、七五三	自 至	三三、七二四	現 三六九、三二〇 建 五七、〇〇〇 其他 三〇、九七〇 樹木 二四、〇六八 其他 一、七〇〇、六五〇
少年團	〇	市團長 二 町團長 二 村團長 一	正 一〇、八九九 其他 一八五	自 至	三、三三九	現 樹木 一〇〇、〇〇〇 其他 一〇〇、〇〇〇
合計	二、三〇九	市團長 一、四〇七 町團長 三〇三 村團長 五九九	正 九三、〇〇八 其他 二、九三八	自 至	三七、〇六三	現 三七六、〇二〇 建 五七、〇〇〇 其他 三〇、九七〇 樹木 二四、〇六八 其他 一、七〇〇、六五〇

習並に補習教育、體育等に關する施設を奨励してゐる。

處女會は近年著しく其數を加へる様になり、道聯合處女會指導者講習會を開くと共に、道聯合處女會設立の相談もある。之が成立の曉には、其の統一ある組織の下に理想的活動を見るに至るであらう。

少年團は少年社會教育機關として、近時著しく世人の注意を喚起し、十二年七月には北海道少年團聯盟の組織を見る様になり、今後愈々其の運動が盛にならうとする傾向を有つてゐる。

恩賜男女青年團體事業奨励資金は本道に四万圓の配當を受けたが毎年一萬圓の積立を行ひ將來五十萬圓の資金を造成する計畫を立て、この利子は毎年補助選奨其他必要な事業を行ふ經費に充當してゐる。

四九〇

圖書館の施設に關しては、一に私立圖書館を除いては其の成績未だ見るべきものがないが、最近漸く公立の數を増したから、大正十四年四月圖書館長會議を開き、この振興に關して指示協議する所があつた。行啓記念廳立圖書館は十五年十一月開館し全道に其範を垂れ斯界の振興に大いに貢献せんとすると共に、町村に於ける簡易圖書館の設置、利用を奨励せられようとしてゐる。

其他教育會、婦人會等各種教化團體をして社會教育に關する諸運動を促し、一面教育宣傳の趣意で、巡回講演會、活動寫眞會、保護者大會を開き、又民衆娛樂に對しては、活動寫眞映畫認定内規の制定、並に説明者大會を開催して辯士の人格向上を計つてゐる。

處女會	八六	市會	七一	校名	二〇	未	三、八八	現 樹木 一三、〇〇〇、三〇〇、〇〇〇 其他 一〇〇、〇〇〇
-----	----	----	----	----	----	---	------	-----------------------------------

備考 市は市長、公は公吏、名は名望家、數は教員、校は校長、團は團體の略

青年訓練所數並生徒數 (大正十五年七月一日現在)
 青年訓練所數一、〇二五 同上生徒數五、八三二
 其他社會教育に關し既施設事項

聯合教育會

一、社會教育講習會 二、活動寫眞映畫認定 三、活動寫眞說明者會 四、全道青年團代表者大會 五、優良青年團表彰 六、視學宿泊地講演 七、全道青年團に關し既施設事項

賜はりたる御今旨寫本配布 八、青年團事業奨励補助 九、處女會事業奨励補助 二、青年團幹部養成講習補助 三、青年團指導講習會

名稱	事務所所在地	目的	組織	會員數	役員及職員	資産總額	大正十四年度大正十五年度豫算地方費補助
北海道聯合教育會	札幌市北一条西五丁目	北海道教育ノ進歩ヲ達スルヲ目的トス	北海道内ニ在リタル社會教育團體ノ聯合組織トシテ	十教育會九	會長 中川健藏 副會長 池田繁治 幹事 欠田繁治 幹事 池田繁治 評議員 一十六人 雜誌編纂員 一人	公債 五〇〇、〇〇〇 株券 七〇〇、〇〇〇 預金及現金 三、七六、〇〇〇	三、八七〇 三、一七〇

イ、會員

札幌外四郡教育會、渡島教育會、檜山教育會、後志教育會、空知教育會、上川教育會、天鹽教育會、宗谷教育會、網走外三郡教育會、釧路教育會、日高教育會、十勝教育會、釧路教育會、根支廳市町教育會

室千島教育會、札幌市教育會、小樽市教育會、旭川教育會、室蘭市教育會、釧路市教育會

口、重ナル事業

一、教員養成講習會(尋正養成常設講習會、尋正養成短期講習會) 二、月刊雜誌

「北海道教育」發行、三、圖書編纂、イ青年讀本、ロ青年算術書、ハ尋常小學校農業書、ニ高等小學校用教科書、四、諸會議參加、五、代議員會開催、六、公民教育調査

支區別團體數	一四	社團法人其他	一三	會員總數	三、二六三	資産總額	三六、五七三	大正十五年度豫算總額	四、〇〇〇	機關雜誌ヲ有スル團體數	五
--------	----	--------	----	------	-------	------	--------	------------	-------	-------------	---

教育及學術

に本道に設立せらるゝ様建議案提出され
た状態である。尙本道産業發達に連れて
工業次第に勃興し此方面に携る専門有識
の士の必要に迫られ高等工業學校設立の
議も次第に熟し前者同様に第五十二帝國
議會に設立建議案が提出された様な有様
で、かくして漸次高等専門學校の設立も
遠からず實現され、北方文化の建設も拓
殖の進展と共に築かれて行くことであら
う。

小樽高等商業學校

明治四十年文部省は高等商業學校増設
の必要を認め第五高等商業學校設立の費
用を第二十四帝國議會に要求し之が設
立に着手することになった小樽市は直ち
に敷地並に創立費貳拾萬圓を献納した。
於茲同校を小樽市に設立することに決し
明治四十一年五月敷地均に着手し同年
十月校舍建築の工事に着手した。校地は
即ち小樽市西端の山腹に位し東方市街を
隔て、小樽港を望む眺望佳絶の土地であ
る。明治四十三年三月勅令第六十六號を
以て文部省直轄學校官制を改正し小樽高
等商業學校を追加され同月勅令第六十七
號を以て文部省直轄學校職員中に同校職
員の定員を校長一人、教授二人、助教二
人、書記二人と定められた。明治四十
四年渡邊龍聖氏校長に任ぜられ其後幾多
變遷を経て今日に至つたのである。
現在伴房次郎氏校長となり以下教授二

十二人、助教六人、書記七人、生徒
總數五百三十人、卒業生を出すこと十二
回(大正十五年三月現在)合計一千四百
六十六人の多きに達してゐる。
此外同校には第十四臨時教員養成所を
併置し目下生徒二十八人を收容してゐる。

北海道帝國大學

沿革 明治五年開拓使顧問米人ケプロ
ンの「開拓使は科學的、組織的にして且
實用的なる農業を起すが爲めに、全力を
傾注せざるべからず。此目的を達するに
は、東京及札幌の官園に連絡して學校を
設け云々」の獻策に基き、開拓使は同年
三月拓殖上必要な人物を養成する目的
を以て、東京芝罘上寺内に開拓使假學校
を置いた。八年同校を札幌に移し札幌學
校と改稱し、其後組織を改め同九年九月
札幌農學校と改稱する様になった。これ
現大學の出発點である。
抑々札幌農學校の開設は、嚴正なる意
味に於て右に述べたる如く同大學の出發
點であると同時に、我國高等農事教育界
に向つて嚆矢を鳴らせるもので、爾來開
拓使、農商務省、北海道廳の各時代を經
て明治二十八年四月文部省の直轄に移
迄は同學の創業時代とも云ふことが出來
る。爾後明治四十年六月東北帝國大學
の一部科として大學の班に列し、大正七
年三月遂に北海道帝國大學の創立となつ
て今日に至る三十星霜は即ち同學の發展

時代と見ることが出来る。札幌農學校創
設以來茲に半世紀、其間所管廳を換ふる
こと四、校名を變ずること三、文部移管
と同時に特別會計法の特典に均霑し着々
と向上の一方を辿つてゐる。
願ふに明治九年札幌農學校時代には本
科、豫備科の二門に其規模亦小さかつた
が、今日は三學部、一豫科、二實科、二
専門部を含み、其組織の複雑なる點現在
我國の高等の學校に於て恐らく比類罕
ある。隨つて、明治九年教官の數七名、
學生生徒の數五十名に過ぎなかつたが、
最近教授、助教、講師を合せ教官の數
總て二百四十餘名、學生生徒の數既に二
千名を超えてゐる。又明治九年には校舎
敷地以外の土地として、唯一個の農場あ
つて其面積僅かに一百町歩であつたが、
今日農場は北海道内八個所に跨つて其面
積六千二百餘町歩、演習林は本道をはじ
め、樺太、朝鮮、臺灣及本州を通じて同
じく八個所に散在し、其面積朝鮮總督府
からの貸付地を除き、同學の所有に屬す
るもの十萬町歩を超えてゐる。更に又明
治九年には外國教師の俸給約一萬四千圓
を別として、僅かに一萬九千餘圓を以て
一切の費用を辨じたのに、最近大正十四
年度歳出豫算は經常部二百七十三萬餘圓
臨時部五十八萬餘圓、計三百三十一萬餘
圓に膨大してゐる。

中島泰藏(論文提出)

理學博士

宮部金吾(博士會推薦) 大野直枝(論文
提出) 渡瀬庄三郎(博士會推薦) 郡場寬
(論文提出) 松村松年(同上) 原十太(同
上) 柴田桂太(同上) 小泉源一(同上) 遠
藤吉三郎(同上) 武田久吉(同上) 八田
三郎(同上) 佐々木望(同上) 坂村徹(同
上) 木原均(同上) 工藤祐舜(同上)

農學博士

新渡戸稻造(文部大臣より授與) 星野勇
三(總長推薦) 佐藤昌介(文部大臣授與)
田中義鷹(論文提出) 南鷹次郎(博士會推
薦) 素木得一(論文提出) 大島金太郎(同
上) 明峰正夫(同上) 鈴木重禮(同上) 高
橋榮治(同上) 伊藤清藏(同上) 鈴木眞
吉(同上) 吉井豊造(總長推薦) 伊藤誠哉
(同上) 橋本左五郎(同上) 東海林力藏(同
上) 時任一彦(同上) 高松正信(同上) 須
田金之助(同上) 西垣恒矩(博士會同上)
半澤洵(總長推薦) 西田藤次(博士會推
薦) 三宅康次(總長推薦) 堀正太郎(博士會
推薦) 東郷實(同上) 岡本半次郎(論文提
出) 大脇正諄(博士會推薦) 小熊捍(論文
提出) 山田玄太郎(博士會推薦) 石田研
論(論文提出) 平塚直治(博士會推薦) 逸見武
雄(論文提出) ウキリアム・ピーブルツク
ス(博士會推薦) 山根甚信(論文提出) 高
岡熊雄(總長推薦) 井口賢三(論文提出)

最後に卒業生について見るに、明治十
三年七月には第一期生十三名を出したに
過ぎなかつたが、大正十四年春豫科を除
き各學科及各實科、専門部を通じて卒業
したるもの百八十名に上つてゐる。而し
て同年度迄の卒業生總數は豫科系統の外
三千七百八十二名の多きに達し、且つ大
正十五年三月を以て醫學部第一回卒業生
數六十名を新に出したのである。
札幌農學校初代の卒業生(農學士)中に
は官界、文學界又宗教界に潤歩してゐる
一種獨特の人物が輩出したが、近年に至
つて一般社會の推移に伴つて、農學に關
聯する専攻の學を以て立ち其圈外に逸す
るもの少く、學術界に向つて篤學の士を
送り出す様になつた。
同大學として現在の農醫工三學部の外
に理學部の設置も近く實現されんとし尙
法文經商の各學部設置の希望を將來に有
してゐる。同學は明治二十年代の初めか
ら遠大の計畫を樹て、維持資金の造成に
努め、其結果今日は大なる土地財産を擁
し、其の部分的處分に依つて醫學部の創
設を援けた先例がある。若し校舎敷地と
して第一及第二農場の一部を開放する時
は、平面的に猶ほ無限の建築を伸ばす餘
地がある。
同學は昨大正十五年創基五十年記念の
式典を挙げ忝くも、高松宮殿下の御台臨
を仰ぐ。此半百の齡を迎へたるを好機と

松村松年(總長推薦) 宮脇富(論文提出) 逸見文雄(同上) 里正義(同上) 田所哲太郎(同上)

林學博士 小出房吉(論文提出) 穴戸乙熊(總長推薦) 新島善直(論文提出) 宮井健吉(總長推薦)

獸醫學博士 須藤義衛門(文部大臣より授與) 市川厚一(論文提出) 小倉鉦太郎(總長推薦) 加藤泰治(總長推薦)

農學博士 同大學に於て學位令第二條に據り學位を授與したものの左の通りである(論文提出) 中島九郎、早川直瀨、山内源登、徳田義信、松本鏡、前川徳次郎、葛西勝彌、橋谷義孝、柄内吉彦、近藤金助、並河功、三宅捷

林學博士 中島廣吉、影山純介 獸醫學博士 右田百太郎、田川謙吉

醫學博士 平光吾一、久保喜代二、小田俊郎、百瀬宗、河合五郎、神竹之助、熊埜御堂進、難波剛平、清水亮、廣瀬興、佐藤達彌、川井左京、水谷通治

農學博士 農學博士農學士佐藤 昌介 法學博士 農學士高岡 熊雄 農學部長 左の通り

醫學部長 醫學博士 今 裕 工學部長 工學博士 工學士吉町太郎 附屬圖書館長 法學博士 農學士高岡 熊雄 附屬植物園長 理學博士 農學士八田 三郎 附屬農場長 農學博士 農學士星野 勇三 附屬演習林長 林學博士 林學士小出 房吉 附屬病院長 醫學博士 醫學士越智 貞見

昭和二年四月一日から組織變更及新設の分左の通りである。 組織變更の分 町立苫小牧高等女學校、市立旭川商業學校の二校は廳立に變更 私立小樽實科高等女學校は私立小樽雙葉高等女學校と變更 財團法人小樽盲啞學校は廳立代用となる

新設の分

端野高等國民學校、函館女子商業學校、釧路實科高等女學校、市來知實科高等女學校、俱知安實科高等女學校、町立名寄高等女學校 廢止の分 日高高等國民學校

北海道山岳會

設立趣旨並會員 北海道山岳會は「主トシテ北海道ノ自然ヲ研究並ニ登山者及一般見學旅行者ノ

便宜ヲ計ル」を目的として大正十二年一月二十五日北海道廳北海道帝國大學及道内主なる官衙長官其の他朝野名士會合し創立されたもので總裁には北海道廳長官を推戴し會長、副會長、相談役、評議員は名譽會員中から總裁之を推薦することになつてゐる。現在會員數左の通り

普通會員 七名(内學生會員三名) 贊助會員 十八名

事業 同會は先づ其事業の一着手として駒ヶ岳、羊蹄山、有珠山、登別、旭岳、十勝、阿寒岳に登山道を新設し其現在延長實に四十五里餘に及んでゐる。尙駒ヶ岳、旭岳、黒岳、雌阿寒岳、羊蹄山に各一ヶ所の石室休憩所の設置も了して登山者の便宜を計つてゐる。

次に汎く北海道を社會に紹介すると共に國民の奮起を促し此の天與の惠澤をして遺利なからしめぬ爲め其紹介宣傳の機關として雜誌「ヌブリ」を發行し、此外本道紹介拓殖助成の一端として毎年八月夏期大學を開設し大學の諸教授並道廳關係官其他の名士を講師に依頼し廣く全國に會員を募集し毎年盛會を極めてゐる。 此外登山獎勵の爲め登山會を起し、「スキー」の普及發達を圖る爲めスキー場設備及大會を開催する等幾多の事業を實行して其目的貫徹に努力してゐるのである。

社寺及宗教

神 社

沿革 本道神社の起源甚だ古くて之を詳にするには出來ないが、民人居住の地は勿論、東西蝦夷地の各場所に於ても亦大抵辨天社、稻荷社等を祭つてゐたことは明かである。當時福山の八幡社、函館の八幡、江差の姥神社は最も著名であつた。開拓使に至つて嚴に神佛混淆を禁じて之を區別させ神社の尊嚴を保ち又郷社、村社等の社格を定めた其後拓殖の進歩に伴つて住民の數も増加し神社の數も逐年増加して今日に來つたのである。 大正十五年末に於ける神社概況 同年末現在の神社は官幣大社一、國幣中社一、縣社九、郷社五七、村社二三〇、無格社一五〇、合計四四八社で神職は總數二一六名神社の總數に對し四割八分に當り其の多くは數社を兼攝してゐる狀況にある之を五箇年前の大正十一年末現在に比するに、神社に於て二十六、神職に於て二十四の増加を示してゐる。

社 寺 及 宗 教

昔、本道を越洲と稱せられた時代から蝦夷島乃至渡り島と云はれてゐた時代は現在の全北海道を指してゐたのでなく渡島後志、檜山地方一帶のみを代表した名に過ぎなかつた。のみならず和人移住し、本道に勢力を張るに及んでも右の區域を越えることが出來なかつたのである。此様に當地方は本道文化發祥の地であり、最も古跡傳説に富んだ地方である。従つて古くより神社を建て神を祀り、其守護神としたので現在の様な盛況を呈した。こゝに思はれる且同地方は一帶に漁村で殊に信仰心の厚いものにも歸因する點が多い函館に本道唯一の國幣中社八幡宮の祭祀されてゐるのも自ら頷かれよう。

官幣大社札幌神社

札幌神社は札幌市の西郊、藻岩村宇圓山に在る全道の總鎮守で本道唯一の官幣大社である。大國魂命、大名貴命、少名彥名命の三座を祀る明治二年九月勅して神祇官に奉祭し、長官東久世通禧、判官島義勇之を札幌假廳の傍に奉遷し祠を建てたが、四年此地に社殿を建立して遷座あり官幣小社に列じ二十六年中社に進み三十二年大社となる祭日は毎年六月十五日で、常に道民の尊崇厚いばかりでなく官祭當日は全道各官衙學校休業して崇敬の誠を表してゐる。

國幣中社函館八幡宮 本宮は本道唯一の國幣中社で函館市谷地頭町に在つて、品陀和氣命、外二神を祀る。今を距る約

神 道

本道で布教してゐる神道各派の教會説教所は總計三百三十七(大正十二年末)で天理教最も多く其の七割二分を占め神道金光教、御嶽教等の諸派之に亞いてゐる天理教を除く外佛敎、基督教に比べると其の發展遲々としてゐるが是れ既往に於ける布教の方法宜しきを得ず徒らに禁厭祈禱等を事としたのに基因するであらう近來概して反省する所あつて教理の普及に努め面目を更新する様になつて來たのである。

佛 教

沿革 本道の佛寺の創始は古くて詳に知ることが出來ない。渡島以外に於ては文化元年東蝦夷地の有珠に善光寺(淨土宗)、様似に等樹院(天台宗)、厚岸に國泰寺(臨濟宗)の三寺を建立したのが嚆矢である開拓使以來拓殖の進歩に伴つて沿海から中央地區に及び移民の部落を爲す所には先づ簡易な説教所を設け部落の發

達するに及んで堂宇を建設し寺號を公稱する様になり今日に及んだのである。大正十五年末に於ける寺院及住職同年末現在の浄土九、臨濟一四、曹洞二一三、言五八、淨土九九、臨濟一四、曹洞二一三、眞宗五四三、日蓮七三、時宗一、法華九合計一〇一九箇寺あつて之を前年に對比する時は實に三十七箇寺の増加となる。其最も多いのは眞宗の五割餘曹洞の二割餘浄土、日蓮、眞言等に相亞ぎ爾餘は十指を屈するに至らない。これによつても本道佛教の情勢を察することが出来よう又大正十五年末現在の住職の總數は八五三人で寺院總數の約八割四分に相當してゐる。

拓殖地としての本道の宗派 前記の如く佛教各宗派中眞宗最も多く曹洞之に次いでゐるこれ何故であらうか。

眞宗 本道へ移住する者の中眞宗信者が多いのが其一因であらう。「人口」の欄に掲げた明治三十四年より大正十四年まで本道移住者府縣別統計表を見ると、富山新潟をはじめ北陸地方及岐阜縣等から山新瀉を多く東北地方に次ぎ盛況を呈してゐる然も同地方は眞宗信者全國中ても多い地方に屬し大正十二年末の統計によると(大正十五年十一月三十日發行日本帝國統計年鑑に據る)第一位は滋賀縣、次は大阪、新潟、富山、岐阜、兵庫、石川、福井の府縣の順を示してゐる状態である。

基督教

は東海道であり次は東北地方である。本道への移住者は前記の如く此地方より最も多い。此點より見ても曹洞宗の本道各地に分布されてゐるもの當然なことであることがわかる。

沿革 函館開港の後露國宣教師等の渡來するものがあつたが幕末時代に在つては未だ布教の形跡を認めざるに至らなかつた、開拓使以來諸派の宣教師漸次入込み布教に従事し今日に至つたのである。

昭和二年一月末現況 道廳の、道内に於ける外國ミッシヨ事業教會信徒團の事業及び個人事業の調査によれば昭和二年一月末の現狀左の通りである。

日本聖公會 三五教會
メソヂスト教會 一二
日本キリスト 七
日本組合教會 七
ホーリネス教會 七
獨立教會 一
安息日教會 一
救世軍 一
天主教會 一
日本ハリスト 一
修道院 一

である。是等の教會經營による女學校や幼稚園が十でその他日曜學校等は擧げて數へきれない程であり又外に病院も二ヶ所經營してゐる。

衛生

防疫

大正十四年現狀 本道傳染病中最も多いのは腸チフス、デフテリア、ペラチフス之に亞ぎ赤痢痘瘡、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎等は其の數極めて少い。由來腸チフスは逐年増加の趨勢にあつて其の豫防策に一考を要するものがある。

其發生狀況を地方別に見ると市部に於て最も多いのは旭川市の人口一萬に付四十九人〇七で釧路市に次ぎ又最低率であつたのは函館市の十七人九九である。郡部に於て高率を示したのは空知の三十六人八八で其最低は根室の六人三三である。

更に重なる病類に付其の患者百中の各月の比を見るに腸チフス、ペラチフスは共に九月に最も多く赤痢は八月猩紅熱は十二月デフテリアは二、三、四月に最高率を示してゐるのは注意を要する點である。

海港検査 臨時函館海港検査所は明治十九年全國「コレラ」病大流行の當時内務省直轄の下に消毒所と云ふ名稱で設け、後二十九年臨時海港検査所と改稱すると共に道廳の所管に歸し以て今日に至つたのである。同所は海外諸國並に臺灣地方か

ら來航する船舶に對し検査を施行し其の結果屢々痘瘡患者を發見したことがある。大正十三年に於ける検査數は船數に於て軍艦六、汽船七五七、帆船三七七、乗組員合計二萬四千八百八十九人、乗客合計三萬八百八人であつた。

小樽港は入港する船舶と共に増加の趨勢を示し殊に海外及臺灣其他「ペスト」流行地方から來航する船舶少くないが、未だ海港検査所を設置するに至らない。唯目下小樽臨時海港検査所出張所を設けてあるのみである。

結核病 本道結核病患者は累年増加の傾向を示し大正十三年中に於ける死亡者實數實に四千四百二十二にして人口一萬人に對する十八人二の率を示し總死亡千に對する結核死亡者は九十一人七にして約一割に達してゐる。之を十年前の大正四年の死亡者數三千二百二十三人、人口一萬人に對する十六人三分、總死亡千に對する八十七人三に比し著しく増加してゐる。

其中肺結核最も多く大正十三年に於て死亡者數三千二十四人、人口一萬に對し十二人四、總死亡千に對し六十二人七に當つてゐる。

トラホーム 大正十三年中トラホーム検査人員は六十二萬四千四百五十七人にして内男三十一萬三千二百二十四人、女三十一萬一千三百三十三人である。此受

診人員中有病者男三萬一千二百八十三人女三萬五千三百八十九人で、検査人員百につき男九人九九、女十一人三七、計十人六八である。之を大正十年の同比十四人二に比較すると三人四二を減じてゐる而して累年の統計を見るに漸次減少の傾向を示してゐる。

更に壯丁検査の成績を見ると、受檢者總數二萬二千三百七十七人の内トラホーム患者三千七百七十一人で其百に對し十四人二に當り、之を五年前の大正九年の同比二十一一人四に比較すると七人二を減じてゐる。全國の同比十四人五に比し其成績良好であることが出来る。

花柳病 大正十三年中娼妓の健康診斷成績を見るに診斷延人員九萬八千五百二十人、内花柳病患者二千五百九十三人診斷延人員百に付二人六三に當つてゐる之を類別すると、最も多いのは淋病の千五百七十五人、患者百に付六〇・七四%で之に次ぐは軟性下疳の四百十三人(一五・九三%)、剝脫三百七十七人(一四・五四%)、梅毒の二百二十八人(二・九%)である。

又同年中密賣淫に依つて檢舉され検査を受けた者六百十六人、内花柳病患者二百一人で検査人員百に付三二・六%となり公娼の同率(二・六%)に比較して私娼は其害最も甚しい状態である。

更に密賣淫者の検査人員百に對する花柳病患者の割合を類別して見るに、大正

十三年に於て藝者一・四%、酌婦三七・六%、雇女三六・〇%、其他三二・六%、平均三二・六%と云ふ有様で、十人の中三人餘りは花柳病にかゝつてゐる割合である。

之を大正十三年中の壯丁検査の成績に見るに受検者總數二萬二千三百七十七人の内花柳病患者は、微毒二十六人、軟性下疳三十一人、淋病百二十九人、計百八十八人、検査人員百につき〇・八三%に當り、五年前の大正九年の同比二・四一%に比較すれば一・五%の減率である。

大正十四年現在調査による花柳病全道にある遊廓の娼妓數は一時三千人近くゐたが、このごろはずつと減少し、昨年末現在調査によると二千五十餘人である。その減少の半面には藝妓、酌婦、料理屋の女中、カフェエの女給などが激増し、札幌市だけでもこの雇女が一千五百餘人もゐる。いまこれ等倫落の人々から素人までの病菌有無の健康診断をみるに梅毒、淋毒の有無者は娼妓は最も少なく、次ぎは藝妓、酌婦の順で素人と雇女類が最も多いのには驚く。當局の話では娼妓は強制的に健康診断が出来るが、他は自發的なもので統計もいかに好ましいといふが、娼妓、藝妓の多くは淋毒菌保有者、酌婦、女給、藝妓の中には梅毒のものが多い。昨年度の娼妓

及びその他の健康診断による統計は左の如くである。

▲娼妓(春期)検査一千九百十六人のうち淋菌保有者四百十二人、有梅毒割合は百人に對して廿一人八分、▲藝妓は検査延人員は二千八百十四人のうち梅毒四十七人、淋毒五十七人、▲酌婦は検査延人員二萬三千二百三十九人のうち梅毒三百五十五人、淋毒二百四十六人、▲雇女は検査延人員六千三百九十四人のうち梅毒百一十一人、淋毒八十八人、▲雇女で検査されたもの二百六十三人のうち百二十三人は花柳病で百人に付四十六人餘の割合である。

保健

素人は検査されたもの二百三十二人のうち八十四人が病菌保有者で、これら素人を職業別にみると料理店の家族、女かみゆひ、裁縫、遊藝人などである。

十二指腸寄生虫患者も同年中百二十七名にして其死亡率の如きも總死亡者千に對し大正九年以來約〇・四の極めて少數な状態にある。

衛生機關

病院 大正十四年末現在によれば大正十一年から開院した、同院は醫學上の研究及び授業の目的を以て外來者の診察は日曜日及祭日祝日を除き毎日之を行ひ、又入院患者は治療を主とし、其の病症學術研究上須要と認むる者に限り入院を許し、私費患者に在つても亦其の病症に依つて入院させる。

札幌鐵道病院

大正十三年の入院患者を見るに其總數一千五百七十一人にして一日平均百二十二人に當る外來患者は十二萬五千六百四十六人にして一日平均患者數は三百四十五人一人である。此外鐵道には一療養所と十二の治療所とを設けてゐる。

公立病院中規模の大なるは市立札幌病院にして一般診療に應じ大正十三年末現在病床數二百十五、同年度中入院患者二千二百六十三名に達した。次は市立函館病院で同年末の病床數百九十七、同年度中入院患者數千四百四十名であつて、一般診療を行つてゐる。

私立病院中規模の大なるは株式會社小樽病院にして大正十三年末に於ける收容患者定員二百十三名で病院中札幌病院に次ぎ、同年中の入院患者數八百二十名である。次は日本赤十字社北海道支部病院で旭川に在り、收容患者定員百五十二名入院患者數二千二百四十九名である。第三位は關場不二彦博士の經營に係る私立北辰病院にして收容患者定員百四十五名入院患者數一千百三十三名に達してゐる。醫師 大正十四年末現在數は一千四百九十人にして面積人口に比し醫師一人で約四方里人口約一千六百七十九人を擔當せねばならぬ状態である。更に大正十三年について之を見るに、年末に於ける醫師數は千三百七十八人(齒科醫師を合

まない)で人口一萬につき五人六七に當り其分布の状態を見るに最も多いのは市部の札幌市人口一萬に付き十四人二二、次は旭川市の十三人一八にして最低なのは上川支廳の三人〇九、釧路國支廳の三人二九である。

而して醫師一人當りの死亡の割合を市郡に分つて市部死亡二二・五六二人、醫師實數五九人であるから一人當り二一人となり郡部に於ては死亡三五・六三三人、醫師實數七九人、此一人當り四十五人七となる。

更に又之を全國に比較するに大正十三年末現在に於て全國人口一萬人に付醫師及齒科醫師數は平均九・〇八人なるに本道は五・九三人即ち前者の三分の二に過ぎず全國第四十三位の不良の状態にある。かかる状況なれば交通不便の町村に於ては尙ほ不自由を感じつゝある有様で、保健衛生の徹底的普及を圖るには猶幾多の増置擴張を要するものである。故に現在新開移民入墾地には、或は拓殖補助醫を置き巡回診療の方法を講じ、又町村には多數の町村費補助醫があるが未だ前述の如き状態なるを以て充分と云ふことが出来ない。故に之が増置は移民招來上最も刻下の緊要事に屬してゐる。

齒科醫師 大正十三年末に於ける總數は三百人にして、人口一萬につき齒科醫師一人二三の割合になつてゐる。

之を地方別に見るに、人數より云へば

札幌市の五十五人最も多く小樽市の四十八人函館市の三十八人に次ぎ浦河支廳の一人が最も少い。之を割合から見ると、人口一萬に對し齒科醫師の最も多きは、旭川市の四人二一を第一位とし、札幌市の三人八、小樽市の三人二一に次ぎ浦河支廳の〇・二一人が一番少い。

産婆 大正十四年末に於ける産婆總數は一千七百十三人にして、産婆一人で千四百十一人を擔當してゐる事になつてゐる。之を前年に比するに人數に於て七十三人の増加を來してゐる。更に産婆一人當りの面積について見るに市部は〇・〇二方里、郡部は六・三四方里にして全道平均三・五九方里に當つてゐる。

次は産婆一人當生産の割合を大正十三年の統計によつて見るに、市部は三十二人二にして郡部は八十九人二になつてゐる。

藥劑師 大正十四年末に於ける現在數は三百九十一人にして之を前年に比し三十五人の増加となつてゐる。之を更に大正十三年末の統計によつて調べるに人口一萬につき藥劑師一人四六で、最も多いのは札幌市で總數八十八人、人口一萬當六人〇七、之に次ぐは旭川の五人三三、最も少いのは渡島の〇・〇七人である。

労働

工場労働

大正十四年十二月末現在工場法の適用を受ける工場数八百五、職工数二萬七千六百二十八人前年に比し工場数十九人を増加し職工数に於て一千二百八十九人を

減少してゐる。右の大正十四年末現在に於ける各種の統計を左に掲げよう。尙工場に關すること其他工業の項に詳説してある故同項を参照されたい。

工場の三千六百二十七人に次ぐのは染織工場の二千七百七十人で飲食工場に於て女工の多いのは魚介罐詰工場の肉洗、肉詰作業、雜穀精選工場に於て選別作業に従事するもので染織工場は帝國製麻株式會社札幌製品工場を主とし各地に在る亞麻製線工場及各製綿工場に使用せらるゝが爲めである。

Table showing age distribution of workers in factories. Columns include age groups (15 years and under, 15-19, 20-24, 25-29, 30-34, 35-39, 40-44, 45-49, 50-54, 55-59, 60-64, 65-69, 70-74, 75-79, 80-84, 85-89, 90-94, 95-99), gender (Male, Female), and percentage.

保護職工数 工場法の適用を受ける工場法の保護職工数は八千六百七十七人で

職工總数二万七千六百廿八人に對し約三割一分に當り内十五歳未満の男九千五人

女工八千五百八十二人で前年に比して保護職工数に於て五百八十三人減少した。

職工數前年度との比較及性別、男女割合並男女工年齡別一覽表

Table comparing worker numbers by industry and age group. Columns include industry (Food, Chemical, Mechanical, Textile, Dyeing, etc.), year (13th, 14th), gender, and age group (Under 15, 15-19, 20-24, 25-29, 30-34, 35-39, 40-44, 45-49, 50-54, 55-59, 60-64, 65-69, 70-74, 75-79, 80-84, 85-89, 90-94, 95-99).

特別工場

Table for special factories showing total worker counts for 13th and 14th years, and a comparison.

備考 一、△印は減を示す。

職工分布状態 工場法適用工場職工の分布状態を主要警察署別に之を見ると

左表の通りである。

主要警察署別工場數及職工數比較調 (△印は減)

Table showing the number of factories and workers by police district for 13th and 14th years, with a comparison column.

備考 苫小牧署の工場數に比し職工數の多いのは王子製紙苫小牧分社あり、室蘭も同様製鋼所の爲めであり江別は富士製紙の工場あるが爲めである。

徒弟

工場法規に依り認可を受け徒弟の收容をしてゐる工場は株式會社日本製鋼所室蘭工場ばかりで大正十四年中に於ける收容數は八十七名で年末現在徒弟數は百九十二名である。

幼年工及學齡兒童

幼年工 本道に於ては工場法第二條第二項に依り輕易な業務に従事することを許可せられた十歳以上十二歳未満の幼年工はない。

賃金及貯蓄金

賃金支拂 工場主が職工に支給する賃金は通貨を以て毎月一回以上支拂ふことを要するは工場法施行令第二十二條の規程する所て只職工の利益の爲許可を受け賃金の一部に代へ物品等の代物支給を爲すは例外として同令第二十四條の認むる所である。

代物支給に該當する嫌あるばかりでなく扶助料算出等の場合煩雑で誤謬を生じ易いから該食費品代等は金額に見積り加算

職工貯蓄金調 (大正十四年末現在)

事業別	工場数	貯蓄人員		郵便貯金	銀行預金	工場預金	計	現在一人の貯蓄金	
		男	女					最高	最低
染織工場	四	一、三四七	一、二七三	三三、七五	九八、一〇	二四一、七六二	五、五六五	八六、一七	
機械器具工場	二	三、〇一九	一、二四三	一、三三、八六	九八、一〇	六二一、三九九	五、五六五	八六、一七	
化学工場	二	三、六八四	一、二四三	一、六五七、七二	一、四〇、四八	六四〇、一九七	五、五六五	八六、一七	
飲食工場	二	七、六五八	二、三三九	一、四〇、四八	一、四〇、四八	一、五五、一八六	五、五六五	八六、一七	
雑工場	二	七、八九	二、九六	一、四〇、四八	一、四〇、四八	一、五五、一八六	五、五六五	八六、一七	
合計	一〇七	九、二五六	三、一三三	一、三三、八六	九八、一〇	二、四一、七六二	五、五六五	八六、一七	

し賃金として支給した上食費等を控除させる様當局では之をさせたのである。貯蓄金 大正十四年末現在に於ける職

工に貯蓄金をさせる工場一〇七、貯蓄人員二、三六八、貯蓄金總額百八十七万五千六百八圓餘て其事業別貯蓄金調左の通り

就業時間、休憩時間及休日

就業時間 工場法の適用を受ける工場の場合職工使用に關しては工場法第三條第四條の規程に據るべきもので同法第五條及第八條各項の例外規程に該當するもので手續をしたもの、外就業時間の延長はすることが出来ない然るに従来季節作業を行ふ工場では規程の手續をしないであつたが漸次工業主の自覺と法規の普及と共に依つて減少する様になり且就業時間の如きも年々短縮の趨勢にある。大正十四年末現在八百五工場中保護職工を使用しない工場に於て十二時間を

就業時間

業務別	八時間以下		十時間以下		十二時間以下		十三時間以上		計
	工場数	人員	工場数	人員	工場数	人員	工場数	人員	
染織工場	二	二七三	一	一三	一	二四	一	二二	二二
機械器具工場	二	二二八	一	二二	一	二二	一	二二	二二
化学工場	二	二二八	一	二二	一	二二	一	二二	二二
飲食工場	二	二二八	一	二二	一	二二	一	二二	二二
雑工場	二	二二八	一	二二	一	二二	一	二二	二二
合計	三	三六	三	三六	三	三六	三	三六	三六

超えるもの五工場あるに過ぎない他は十二時間以下で逐年短時間のもの増加し八

時間以下のもの二十二工場に達してゐる之を業務別に詳記すると左表の通り。

休憩時間

時間数	一回制ノ工場数		二回制ノ工場数		三回制ノ工場数		不定ノ工場数		計
	時間	人員	時間	人員	時間	人員	時間	人員	
一時間	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二時間	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三時間	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三

設けるものが多かつたが逐年工業主の自覺に因り休業時間並回数増加の傾向がある。大正十四年末現在八百五工場中一時

間三十分制二百五十五工場を主位とし二時間制のもの百二十五工場を算するに至つた。尙回数如きも三回制最も多く、

四百十七工場で、其時間回数調左の通りである。

賃金日額人員調 (大正十四年末現在)

業務別	男女別	五十錢未満		五十錢以上		一圓以上		一圓五十錢以上		一圓七十錢以上		二圓以上		二圓五十錢以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
染織工場	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
機械器具工場	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
化学工場	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飲食工場	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雑工場	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

寄宿舎は比較的大規模工場は別棟建とし構造、設備亦良好である。其最も完備

してゐるのは株式会社日本製鋼所室蘭工場及帝國製麻株式会社札幌製品工場、中規模工場にあつては函館製網船具株式會

社龜田工場で會監的の監督者を置き寄宿職工の監督指導に當てゐる。

調査地域	調査人口	調査人員	労働種別	失業者	有業者	計	失業率	
							失業者%	有業者%
大正十四年國勢	二五、四六五	二、八六〇	給料生活者 労働者	四、九二一 一、三三三	一〇、二四一 二、四九九	一五、一六〇	五八・九 二四・九	
札幌市	一四、〇六五	二、五〇〇	給料生活者 労働者	四、五〇〇 一、三〇〇	九、四一九 二、六四三	一三、八四三	五八・九 二四・九	
札幌市及 其附近	一七、三六三	三、八六〇	給料生活者 労働者	四、九二一 一、三三三	一〇、二四一 二、四九九	一五、一六〇	五八・九 二四・九	
大正十四年國勢	二五、四六五	二、八六〇	給料生活者 労働者	四、九二一 一、三三三	一〇、二四一 二、四九九	一五、一六〇	五八・九 二四・九	
札幌市	一四、〇六五	二、五〇〇	給料生活者 労働者	四、五〇〇 一、三〇〇	九、四一九 二、六四三	一三、八四三	五八・九 二四・九	
札幌市及 其附近	一七、三六三	三、八六〇	給料生活者 労働者	四、九二一 一、三三三	一〇、二四一 二、四九九	一五、一六〇	五八・九 二四・九	

失業統計調査結果 (大正十四年十月一日現在)

備考 ○は月給、△は賄付を示す。

労働運動

本篇に於て大正十五年下半期より昭和二年三月中旬頃までの本道労働運動について知り得たる範圍に於て其管見を述べんとするのであるが、これについては其

中央の事情

農民労働黨の解散 普通選挙の實施に伴ひ無産階級団体は俄に政治活動の否認から議會政策主義に復歸し、有産階級

の利益を代表する強固な既成政黨と對抗する必要から無産階級団体は共同戦線を張らねばならぬと云ふ主張濃厚となり、比較的公平な態度で労働界に存在してゐた日本農民組合が主盟者となり現實政策を代表する右翼派の日本労働總同盟と急

進政策を奉ずる左傾派の日本労働組合評議會等を糾合し、大正十四年七月に全國的無産政黨組織準備會が組織され爾來幾多の破滅を重ね漸く同年十二月一日農民労働黨の結黨式を擧げた。然るに政府は「外部に發表した行動綱領は背後に原則綱領があつて、名は政黨組織にかつて實は我國體と相容れない共産主義の實行を期するものなり」として禁止を命じ、新政黨は結黨後僅一時間にして解散の憂目を見るに至つた。

労働農民黨の成立 然るに其後、日本農民黨が産婆役となり労働組合評議會政治研究會、水平社、無産青年同盟等を排し日本労働總同盟等と提携し、大正十五年三月五日大阪に於て結黨式を擧げたのが労働農民黨である。其委員長は杉山元治郎氏、其後數ヶ月にして黨内部に左右兩派の抗争となり十月二十四日中央委員會の會議に於て「主張と傾向を同じくしない勢力との共同動作は御免である」として日本労働總同盟、日本労働組合總聯合、東京市電自治會、日本司厨同盟、官業労働總同盟等の右翼派は脱退し、日本農民組合等は取残されたのであつたが即ち評議會、水平社これに加盟し書記長に細道兼光氏を推舉し陣容を立直したのである。かくして左翼労働運動の指導原理に歩調を合せて進むやうになつた。十二月十三日發表された宣言左の通り。

我黨はその本質において代議士を中心とする黨員のみの利害を代表し議會内の闘争のみを目標とする既成諸政黨とその軌を一にするものではない我黨は更に黨員たるのと否とを問はず我等と境遇を同する大衆の利害を代表し眞正なる輿論と牢平たる團結とを武器として(略)全無産階級の政治的、經濟的、社會的解放を達成せんとするものである。近來無産政黨の名を借稱して暗に資本家と融合し或はひそかに地主と握手する非似者無産政黨の旗出せることは全無産階級と共に吾等の唾棄して措かざるところ彼等は無産階級を弄絡してこれを資本階級に賣らんとするものである。(中略)吾等は立憲の當初より主張し來つた全國的單一無産政黨の大方針に則り(略)吾が無産階級運動に一大光明を投げ更に解放途上に前進の一步を印し得るものなることを確信するが故也。

以上の宣言を出すと共に杉山委員長は辭任し早大の左傾學者大山郁夫氏後任に推舉され中央委員に布施辰治氏も加入したのである。

社會民衆黨 労働農民黨を脱した總同盟は獨立労働協會と手を携へて十二月五日社會民衆黨と名乗りして東京で結黨式を擧げ左の宣言を發表した。

「吾等は茲に我國民の大多數を占める

労働者、農民、俸給生活者小賣商人及び自由業者などの利害を代表して過去半世紀の間日本の政權を壟斷した特權階級及びこれらの傀儡たる一切の既成政黨に對して生存權確立の爲めの戦を宣す」

即ち此黨員は新有権者の中、賃金労働者以外の五百万餘に達する所謂無産階級者である。而して役員には、委員長安部磯雄氏委員島中雄三、鈴木文治の二氏、書記長片山哲の諸氏、並に中央委員三十名中重なる者は賀川豊彦、白柳秀糊、宮崎龍介赤松克磨、西尾末廣、松岡駒吉の諸氏である。

日本労働黨 労働總同盟は大正十四年合同大會に於て左傾的分子の脱會を見た後益々反動的に右轉する傾向を並労働黨加盟中總同盟の餘りに現實主義であるの傾向が餘りに日本労働組合評議會の一方農民組合が如き觀を呈し日本農民組合の右翼分子が如き觀を呈したのを潔しとしな

い三宅正一、須永好の諸氏と共に、次の中、左、右の相提携し左の趣旨の下に無産階級運動の正道確立の旗を押し立て、疾風迅來的に茲に日本労働黨を組織し十二月八日結黨式を擧げたのである。

過去一年有半吾等の政黨を結成せんが

爲めに心血を注いだ農民労働黨は、たちまち禁止され、遂に分裂した。顧みれば、昨年夏吾等の無産階級運動以來、い

組合堅實派同盟、京阪同友會、ダンロツ等は無産階級の経済的自治的闘争に對して完成なる協力を期すといふ綱領の下

八千人。要するに、大正十五年度の労働運動は従來と其趣を異にし、外部的戦よりも

日本農民同盟 社會民衆黨の後方部隊として豫て組織計畫中であつたが去

近時農村の疲弊甚しく我等農民大衆の生活は日々窮迫して居る是れ久しきに

策し以て農村解放の實現を期せんとす

三月六日 日本農民同盟創立大會

- 一、吾等は團結の力に依り農民の地位の向上福利の増進並に智識の開發を期す

△支部聯合會執行委員長 高野精一△執行委員 井上祐一、木下源吾、重井敏郎

△支部聯合會執行委員長 高野精一△執行委員 井上祐一、木下源吾、重井敏郎

大衆解放運動史上の劃時代的事實である。而して吾等労働農民黨がその結成の途上に横ばりたる幾多の障害を突破し

の大正十五年九月六日

労働農民黨 創立大會

△無産者に對する市町村税地方税の負擔軽減△電車賃電燈料の値下△小學校

△開墾移住者に對する保護の徹底
 労働本部分と本道支部對策 本部は右翼黨脱黨して一轉機にある労働農民黨本部支部はその常任委員會を十一月一日に開催、高野、堀河、田中、中村、沼山、木田の六氏參集の上、本部對策として知識階級労働階級無産階級を包含する労働農民黨樹立を本部に進行すること、議會解散請願運動促進については道内六市所在の支部は年内に解散すべく請願書に無産階級大衆の署名を求め支部聯合會および各支部と協力して請願すること、労働農民黨の市會對策として市會議員に對して支部聯合會として一人一黨主義を標榜せしめ階級意識を全無産階級に認識せしむる方法に出でる事、労働階級は各支部において知識階級無産の各階級に積極的に行ふ事等を決議し中央委員として高野精一氏を推薦した。

労働農民黨空知支部 結黨式は二月十三日樺戸郡月形村樺戸座で舉行。月形

北海道無産者團體協議會 同日旭川に於て開會し今後あらゆる當面の問題に向つて提携進歩することを申合せた。同日の出席團體、函館、小樽、札幌、室蘭各合同労働組合、北方海上聯盟、函館造船木工、全日本鐵道従業員苗穂組合、函館無産同盟等二十二

労働農民黨空知支部 結黨式は二月十三日樺戸郡月形村樺戸座で舉行。月形

浦白、北村、美唄、當別の五ヶ町村より約二百名參集、内婦人二十四名、組合長麥谷數一。

労働函館支部 昨年結黨式を舉行し、昨年中三千人の會員募集の意氣込であつた。

労働市會議員當選 労働黨員中昨年の本道六市市會議員選舉に函館青野三郎、高島末太郎、札幌田中好雄、小樽境一雄の四氏當選して氣勢を揚げた。

小樽労働ホーム 労働黨員境一雄氏は中立派議員九名の賛成の下に自由労働者所建設建議案を市會に提出、二月三日採擇となり其後調査の結果、市會に於て建設の時機箇所並管理方法等は理事者に一任となつた。市當局に於ては資本家労働者の板挟み且つ労働者中の左右兩派の折合等苦慮したが結局労働者の希望に基きバラック式のもの二三ヶ所建設の豫定らしい。

漁業労働者保護立法の請願 労働黨函館支部では昨年夏カニ船の漁夫虐待事件に刺戟され全国的に各地方支部と連絡をとり右立法を當局へ請願運動をした。會議解散運動禁止反對 小樽合同労働組合では二月十一日組合内に演說會開催し過般内務省令による議會解散運動に對する街頭宣傳禁止につき絕對反對の長文の決議文を製し内務大臣及小樽警察署長に向け發送した。

メーデーを期して大運動 小樽評議會本部では来るべき五月のメーデーを期し市内全會員と全市労働者の參加を求め一万人の労働者を集合して全市に亘つて一大デモンストレーションを決行すべく計畫中。

大北解部の争議 經濟界の不況から打撃を受けた小樽大北解部は専用人夫二十五名(其大半は合同労働組合員)の七月分賃金千數百圓の不拂に端を發し争議を見たが金策出來支拂つた爲め解散した。小樽高橋倉庫の争議 小樽高橋株式會社直營倉庫附屬有現現場解散が動機となり従來労働者の労働銀一割五分引問題から争議を醸し目下(三月十五日)緊争中これに端を發し小樽倉庫業全般に波及する傾向がある。

労働問題續出の小樽 事面倒になる左右何れに不拘労働組合に依頼し茲に勞資軋轢を醸す。磯野小作争議を筆頭に曰く倉庫の積立金返還問題、曰く神辻丸弔慰金問題、曰く新谷仲仕部労働銀一万圓不拂問題と相次ぐ、一は人心の悪化と云ひ他は權利の平等と叫び問題續出の體である。

無産青年札幌支部 労働農民黨の四團體中極左傾と見られてゐる日本無産青年同盟の札幌支部は札幌合同労働組合幹事の策動により昨年十一月十四日札幌太田鐵工場班、北海製綱班其他約三十名の

入會があつた。

釧路無産青年同盟 釧路市合同労働組合は中央の評議會系左翼と聯絡し去る二月十一日前記の創立大會開催、參集者約二百七十餘名

二 社会民衆黨北海道支部 去る二月十四日小樽稻穂俱樂部に發會式を舉行、左翼に拮抗し其勢力を全道に張ることゝなつた。目下同支部に入會團體は、小樽の右傾労働團體として樺太大泊に支部を擁し約二千名の海員を抱擁し合田久市氏を支部長とせる北海労働俱樂部である。

小樽民衆支部演說會 二月二十六日小樽市真菜町三十六部火防番屋で政談演說會を開いた。來會者三十四名

社会民衆黨々勢擴張 同黨首領中央執行委員會議長阿部磯雄氏は松岡駒吉、小山壽夫、小池四郎の三氏と共に來る四月上旬頃頃來道し六市に於て主義主張宣傳の爲め演說會を開催する豫定になつてゐる。

労働總同盟支部 函館市には左傾派多く右傾派が始終壓倒され氣味なので函館海員組合が中心となり労働總同盟支部設置計畫中(二月中旬)である。

海員協會演說會 日本海員組合が船員の職業紹介、海員ホーム建設の件に就て政府並に日本經濟會に對して挑戰し横濱を始め全國各市主要都市に於て演說會

を開き氣勢を揚げて居るが、政府の態度は組合が要求せる所謂三ヶ條項に對しては依然として態度曖昧なるより愈々全国的に反政府反經濟會の熱が高まつて來た。小樽港に於ける日本海員協會主催の演說會は八月卅日午後六時半より松竹座に於て本部特派員赤崎寅藏、堀内長榮、赤尾新八の諸氏を迎へて開催した聽衆は定刻前より續々詰かけて無慮二千名を算し満員の盛況を呈し午後十時閉會した。

海事協同會函館支部施設 海事協同會函館支部は小樽と共に來る四月一日から設置、海員の職業紹介をなすことに決定したがこれと同時に従來海員の職業紹介をやつて居た海員經濟會出張所私設海員職業紹介所を廢止され海員組合の紹介事務は協同會に併合されることゝなつた。尙同支部は更に無料宿泊所をも併設する筈。

三 札電従業員罷業 昨年七月下旬札電電氣軌道會社従業員は待遇改善を會社に要求したが容れられない爲、同盟罷業を行つたが其後交渉の結果會社側に於て待遇改善策を發表した爲め八月十三日圓滿解決を見た此争議には思想的背景はなかつたとの事である。

蟹工船神宮丸漁夫待遇問題 昨年八月下旬第一船として入港した蟹工船神宮丸は病者に對する虐待其他食糧問題等に

ついで問題を起した。越えて本年一月二十九日カニ工船組合は丸の内組合本部に臨時總會を開き、海員救濟協會並に海員組合提出の従業員待遇條件六ヶ條につき附議し、其中二ヶ條許可に決した。

北海道製綱會社争議 昨年九月十四日に十九箇條の要求書を提出し遂に同盟罷業となり兩者の強硬なる態度に解決つかず各地労働組合の應援等に職工側の意氣昂り結束益々固くして本道の労働争議としては稀に見る長時日を経過した札幌の北海道製綱會社争議は其後調停に立つ者あり之が解決に努力せしめ會社側は第三者たる労働組合の尻押ある間はあくまで問題に觸るゝを肯ぜず爲に益々紛糾したが最近漸く兩者歩み寄りの氣を示し結局、一、労働組合との關係を今後絶つ一、會社側に對しての要求は今後代表を通じて爲す其他會社側との親睦會を作ること工場内の設備改善等口約の上に十七日間に亘る争議も圓滿に解決二百五十名の職工の就業を見るに至つた。

函館商事ゴム工場争議 待遇改善に關し争議中だつた同工場では今後の舊正月休みは十日までとし會社の都合で休ませる間は六割の賃金を支給し一月分の健康保険料は會社でだし争議の犠牲者をださずして會社から従業員に見舞會千二百圓をだし二月一日全部復職就業することに解決した。

駒野製綿工場争議 待遇改善の爲め四ヶ條の要求書を振りかざして物々しい形勢を示してゐた札幌の同工場男女職工百餘名中第二工場の四十五名は要求容れられず遂に三月十九日同盟罷業を執行するに至つた。目下争議中(三月十九日)除雪人夫の罷業 函館本線銀山然別間の除雪作業に従事中の札幌北四條西二丁目明治運送店請負人夫二百四十一名は三月六日朝から食物などの待遇不良をならして同盟罷業を行ひ同午後七時札幌驛に引あげ直に明治運送店に押寄せ賃金支拂を迫つた。

札幌労働者保善組合 札幌の自由労働者は随分多いが然し地方労働者で札幌或は其近郊に出稼する者が多い。これ札幌自由労働者の不統一にあるので此矛盾を幾分緩和せんとして此組合成立し「労資協調によつて始めて産業的完全な發達を期し得る」と云ふ眞理を眞向に振り翳して共存共榮を労資の上に實現しようとしてゐる。同組合は倉持修作、坪井振東兩氏の創設にかゝり人事相談部、勞力供給部、請負部の各部を有し既に男女労働者五百名を擁してゐる。札幌共同宿泊所 共同宿泊所の新設は札幌市來年度新事業中時節柄最も注目されてゐたものであつたが本市會において委員付託となり十五名の委員を擧げて審議中のところ二月廿六日最後の委員會

記夫妻である。深川町貸座敷業組合では二月二十五日娼妓健康診断所に於て第一回優良娼妓の表彰式を行つた。被表彰者、品行方正で業務に精勵したものの七名、品行方正で業務に精勵し優秀な成績を擧げたものの六名、品行方正で裁縫練習に精勵したものの七名等。本道労働争議件數 大正十五年に於ける本道の労働争議は總件數十一件で全日數合計九十七日罷業人員一千四百八十八人延人員三千八百である。つまり本道は労働争議の第五位である。

全日本農民組合同盟北海道同盟創立大會、日本農民黨北海道同盟大會 は昨年十二月十六日旭川商業會議所樓上に於て開催出席者二百餘名、定刻執行委員長木下源吾氏開會の辭に始まり左の宣言、綱領、政策等を可決して閉會した尙當日本部から幹事長平野力三外中央執行委員二氏の出席があつた。

三十年日本歴史に光彩を放つべく日本農民黨は生れ陰惨なりしが農史は今や榮光赫耀たる第一歩を大地の上に力強く印した。回顧すれば久しき封建時代を通じて我等の祖先は暴虐なる壓制に堪えかね時に一撥暴動を起したが結果は黙々

營々として苛斂誅求に忍従せねばならなかつた四民平等を標榜せる明治の改革も遂にこの悲惨なる現實を覆す事は出来なかつた。而しながら我等はこの久しい苦難の間に困苦缺乏と闘ひつゝ團結的實力を養ひ得たのである。而してこの力こそ普通選舉實施を機會として今や政治的に一大革新の機運を作興したのである。蓋し政治の要諦は國民生活の安定にある然るに國民の大多數を占むる我等は經濟的にも精神的にも安定を欠き貧富の懸隔益甚しくして勤勞するものその堵に安んぜざるの現状である。而してこの事實は全世界共通の悩みにしてこれが解決の爲め社會改造の諸種の理論と行動はそれぞれ特殊事情に應じて生れた。即ちドイツに社會民主黨發達しイギリスに労働黨勢力を得、ロシアに於てボルシェビキの獨裁行はるるが如きは各國それぞれ特殊事情の存在するが故である。而して我日本は過去三千年の傳統を持ちし世界諸民族興亡の跡を俯瞰しつゝ日本人たるの正しき誇りを持つて東亞の一隅天恵賜き自然の裡に農を立國の本本として大多數の農民を擁して發展し來つたのである。こゝに我等は日本の國情に照して日本農民黨發生の必然とその發展の妥當性を見るのである。繼つて日本の政界を見るに現實的政治勢力を

の結果は原案には主旨としては賛成であるがなほ研究の餘地あるから一年延期しては如何との助川議員の修正動機が多數で折角市當局の提案も暗に葬られた。帯廣町の娼妓學校 人身賣買を嚴禁されたる法治下に於て而も公然官許の下に「前借」てふ美名にかくれ明らかに奴隷として賣買せられ人間意識を超越した野獸の如き男性の性慾に靈肉共に亡び行く哀れな公娼の此制度は立憲治下の一大矛盾として本春全國警察部長會議に議論を沸騰せしめて以來公娼制度改善の聲は燎原の炎と燃えて各地共競ふて樓主自ら優遇方法を講じつゝあることは一般周知の事實であるが現在各地に於て改善されつゝある待遇方法以上に夙に優遇し來つた帶廣貸座敷業組合にては百尺竿頭更に一步を進めて毎月十七日を公休日とする外利益配當の強制貯金、講話會娼妓學校開設其他の優遇方法を講ずることになつたがその娼妓學校の場所は帶廣二葉組合事務所にして「二葉女學會」と名稱し三月二日より愈々開校することになつた。而してその内容を聞くに時間は午後零時より午後二時までにて修身、讀方、書方、算術等て適宜按配して毎日一時間裁縫は毎日一時間宛とすることに決定、翌日、日曜、土曜は休校しその經營維持一切の費用は各樓主の負擔であるといふ。尙教師は大野帶廣神社神官並に同組合齋藤書

掌握する既成政黨は一部特權階級の利害のみを代表し黨利黨略に膠著して多數國民の休戚並に國家の前途を顧みざること久しく今やその黨派の何たるを問はず悉く國民多數の信望を全然失墜するに至つた。一方新興階級の輿望を負ふて起りて稱せらるゝ労働農民黨は矯激なる直譯的共產黨的色彩濃厚にしてこれ亦大衆の信頼を克ち得るに足らず一千万民衆は新たなる參政權を擁して實に歸趨に迷はざるを得ぬのである。かくの如くんば國家國民の前途誠に深憂すべきである此の混迷の間に我等は一大抱負と經綸を提げて日本農民黨の旗を擧げたのである。眞に國を愛し國民の前途を憂ふるものは來つて我等が宿昔より遂げ得ざりし理想を行はんが爲め我が日本農民黨の綱領政策の實現に協力すべきを確信する。連綿三千年黙々として培ひ來りし我等の日本を甦生伸張せしむべく我等は今こそ小異を捨てて大同に就き一切の障害を排して行詰れる我が政局を打開し正義の支配する新社會の建設の爲めに全力を傾注して猛進することを誓ふ。右宣言す。

綱領

- 一、社會正義の實現 二、日本國本の振起 三、議會政治の改革 四、産業國策の確立 五、農村文化の樹立

- 一、普通選舉の徹底 二、貴族院の改革 三、無産階級運動取締に關する諸法令の改廢 四、國防軍備の整理 五、兵役義務者の給與増額及待遇改善 六、一般並に地方行政費、行政事務行政區劃の整理と自治制度の改革 七、國民外交の確立 八、移民政策の確立 九、財産税の高率累進賦課と關稅及消費税の改廢等の税制の根本的改革 十、恩給制度の改正 十一、耕作權の確立 十二、土地制度の改革 十三、産業振興策の確立並に我が天然資源開發と生産力増進の爲めの體系的國立調査研究機關の設置 十四、主要農産物專賣制實施 十五、農村金融機關の改善及擴張 十六、肥料の國營 十七、農業保護施設の國家的經營 十八、團結權、罷業權、團體契約權の確立 十九、少年婦人労働保護制限 二十、工場法の改善及最低賃銀制度の實施 二十一、水力電氣の國營 二十二、交通機關の整理並に地方普及 二十三、教育制度の改善 二十四、義務教育費國庫負擔 二十五、國民保健の徹底 二十六、病院醫藥の國營 二十七、生命、養老、災害、失業疾病保險の國營 二十八、女子人身賣買の禁止 廿九、農村文化施設の普及 和寒支部全部加入 日本農民組合關東同盟北海道聯合會の和寒支部では役員協議の結果組合としての自發的精神が現

實を要望し理論的方面を排せんことを要求し共産黨に依つて策動せらるる労働農民黨を支持せんとする露骨なる階級闘争を指導精神とする日本農民組合と行動を共にする事は農民の實際生活に添はざる

の手に移るに至つた。於是本道農民の窮乏救済には本道拓殖の根本精神により耕作権即ち所有権を地主から奪還するに

や我等労働の結晶たるあらゆる文化は悉く彼等の手に歸して了つた。併しながら、悲壯なる決意の下に本道

營民黨に加盟して町村會、道會、國會に我等の代表者を送りて現實の政治的勢力を把握し、一方消費組合運動を起して肥料、農具等による都市

部三九、美瑛支部一七〇、富良野支部八四、中富良野支部六三、納内支部二七、妹春牛支部一五、音江支部四八、音江

日の富士拓殖會社農場、富良野の磯野農場、音江の江別乙村有地等の争議であるが、板谷、有隣、池田、岐阜の各農場争議の中、岐阜農場を除く外何れも小作料

民組合青年部北海道支部研究会の創立大會を擧ぐ、未組織の各支部に於ても組織準備中である由

新十津川村の農民組合解體 本道の模範農村樺戸郡新十津川村にも時代の潮流に左動したか將又凶作が生んだ悪戯か昨年十月五日日本農民組合に加盟し新十津川村支部を創立した結果昨冬來地主小作人間に於て時ならぬ波紋を描いたが爲相互の温情日に冷淡なる有様であつたが組合員中にも此の趨勢を窺ひ憂慮する所謂健主職を唱へる同組合の第一部長伊藤松太郎及佐藤清左衛門兩氏率先し之に同地の有志政所好、浦上彰泰氏等も参加して去る一月廿一日午後一時より宇上徳富第一俱樂部に於て地主小作の合同協議會が催された。その結果會で調印した組合規約書を燒き棄て組合員二十三名に對し同組合第一部長伊藤氏の解體宣言と同時に是迄徴收した一人當りの會費一圓五十錢宛を夫々即時拂戻しを爲した。斯くて日本農民組合新十津川村支部第一部長の配下は全く解體され之等の諸氏に依り漸次残留の組合員を迎合して舊態に復するものと觀測されてゐる。

した外全部可決し、尙會議終了後記念講演會開催した。六 無産階級中の國會有権者見込 普選によつて本道に幾許の有権者数を出すかその概算は四十五万五千五百として道廳では見當をつけてゐるが昨秋の市會議員有権者調査の結果その見當は大した狂ひがなかつたらしい。市部郡部は多少事情を異にしては居るが市會議員有権者が住居を二ヶ年とし衆議院が一年として居る關係上後者は無論増加するものと見られる。六市選舉の結果は人口千人に對し市議有権者数 札幌 一五五人 小樽 一五七人 函館 一七八 旭川 一六五 室蘭 一八二 釧路 一六七 といふ割合で平均千人中百六十六人が有権者であつた。これが住居一ヶ年までを

全道労働者及無産階級有権者調

Table with columns: 第一區, 第二區, 第三區, 第四區, 第五區, 日本農民組合員, 評議會系, 鑛山労働者, 其他, 合計, 總有権者数. Includes numerical data for each category.

とると千人中二百人内外と見て大過なかるべく二百四十九萬八千の國勢調査の全道人口は勿論多少の異動を生じ居るも暫くこれに基く時は千分の二百は四十九萬九千人となるをもつて四十九萬乃至五十萬の有権者ありとの推定は確いものと信ぜられてゐる。然してこのうち労働者およびこれに準ずるもの即ち無産階級者があるが各種の方面より研究すれば純労働者は二萬一千八百九十その他小作人漁業従事者等を合すれば二十萬七八千は下らずと確信せられ全有権者の半を占めて居るものと見られる。これを種類別とすれば左表の如くて漁業労働小作等は他の部に加算す(最後の總有権者数は全體のものとして記労働無産階級を含むものである。)

労働に関する諸統計

大正十三年度以降爭議表 (調停法實施以降)

Table with columns: 年, 度, 件, 爭議發生, 地主數, 小作數, 關係面積, 解決件數, 未決ノ儘翌年度へ繰越, 備考. Includes data for years 大正十三年度 to 十五年度.

地主小作人組合數 (大正十四年末)

Table with columns: 小作組合, 地主組合, 協調組合, 組合數, 組合員數. Includes numerical data for combinations.

労働者數 (大正十四年末)

Table with columns: 工場法適用, 非適用, 男女計, 其他労働者, 鑛山労働者, 男女計, 合計. Includes data for various laborer categories.

六市工場及労働者數 (大正十三年十月十日現在)

求職者數に對する就職歩合 四割二分
 小住宅の建設と住宅組合補助 住宅の不足を補ひ此緩和を計る爲めに地方費を通じ大藏省預金部から低利資金を借り受け各市其の他主要町村に道營並市町村營の住宅を建設し道營に係るもの百八十七戸、市町村營に係るもの五百五十七戸を算する様になつた。更に大正十二年三月廳令住宅資金貸付規程を發布し地方費から住宅組合に對する直接融資の道を開き大正十四年末迄に認可せられた組合數札幌市十八、函館市八、小樽市八、旭川市五、帶廣町二、浦河町二、室蘭市、苫小牧町、余市町、網走町、倶知安町、野付牛町、東鷹栖村、苫前村各一計五十二之等に對する資金貸付額は八十六萬圓に達した。

尙大正十五年度に設立許可したる住宅組合其融通資額は左の通りであるが、一戸當り最高千三百圓最低千圓である。

△帶廣町(一〇、八〇〇)△釧路湖畔(一四、三〇〇)△小樽(一五、一四、三〇〇)△同厚生(九、一〇〇)△網走(九、一〇〇)△函館共親(一〇、四〇〇)△旭川親交(九、二〇〇)△同積善(一〇、四〇〇)△同同交(一〇、四〇〇)△同積善(一〇、四〇〇)△同濟美(一三、〇〇〇)△同保善(一八、二〇〇)△同豐隆(九、一〇〇)

行旅病人精神病者其の他の救護及施療

本道は土木、漁業、鑛山等各種の事業多
 い爲めに道内の勞力ばかりでは到底この需要を満足することが出来ず大半は他府縣から募集して來るもので、是等の單身來道者で一度疾病に襲はれると直に生活の途絶たれ路頭に迷つて遂に救護を受ける者多く、加之露嶺方面の漁業に出稼する労働者の中罹病送還者も亦尠くない。

大正十四年度に於ける行旅病者及死亡者千三百四十七名其他精神病者の救護百七名で、この結果前者は七萬六千三百二十九圓後者は二萬一千七百圓の多額に上り何れも地方費から支辨してゐる。

又施療に關しては恩賜財團濟生會救護規程及廳令に依る貧困者救護規程に依つて施療してゐる。而して大正十四年度に於て取扱つた濟生會救護規程による患者延三萬九千三百三十人、貧困者救護規程による救護患者延一萬九千七百五十九人に依る救護費用六千六百四十圓有餘圓に達した。尙大正十四年度中小樽、函館兩市に濟生會診療所を開設し一般施療に従事し良好な成績を収めてゐる。

保導委員 救濟濟生會の目的を達する爲め大正十一年四月保導委員設置規程公布せられ六市に保導委員を置き各地に順次委員會を開催して協議研究に努め救護賑恤等各相當の効果を収めてゐた此の事業は敏活と確實を緊要とするばかりでな

く本來市自身の事務であるので大正十四年度から各市に移管せられ地方費から相當額を補助せられる事となつたのである。而して大正十四年度に於ては四千四百圓の補助があり大正十五年度に於ては三千五百二十圓の補助を豫定せられた。尙大正十四年度末現在の保導委員數は百八十九名である。

本道凶作善後策 本道昨年の凶作に就ては之が善後策の如何に依つては影響する所尠くないのであるが、道廳に於ては慎重の態度を以て其方針を樹て、先以て成るべく罹災者に獨立自營で其窮境に備へさせ且隣保相助の精神によらせ、尙且能はなない時には地方費の救済に移し専ら勤勞に依つて生活を得させざる方針をとり食糧給與の如きは眞に困窮止むを得ない者だけに止め、各町村の實狀に應じてそれら救濟策を講ずることとせられたのである。

かくて迅速に精確に當時として知り得る限りの基礎調査を進め且救済の先例をも參考とし然しそれに拘まらず本道として出來得る限り靜かに亦永續のする方策を立て、愈々實行期に入つて之が完璧を期する爲めに各班に爲れて凶作地を訪れたのである。

其實施の狀況について見るに本年作付の種苗購入の爲凶作救済資金から二十四萬二千餘圓を無利子貸付したのは好成績

を擧げて居る。又凶作に依る窮民とも認むべき人々の働く仕事としては罹災救済基金凶作救済資金の運用に依る三十萬圓(六割無利子貸付、四割補助)の町村土木事業の外救済の趣旨に源ふやうに配當し又は各土木事務所の豫算殘額を適宜配した國費地方費に屬してゐる土木事業等三十六萬一千圓がある。夫等は主として道路砂利敷工事である其他各林木伐採乃至造林事業鐵道線路作業等の仕事である。之等に働く人口は勿論罹災者のみではないが假に各賃銀に豫算すれば夥しい金額に達してゐる。亦處によつては家族の中で副業を勵む者も尠なく凶作資金からは一萬六千餘圓を補助せられた。

此様に大体に於てそれらの仕事を獲得して居り特殊の事情ない限りは凶作による窮民として食糧給與の急に迫つてゐるものは殆んどない。尙作況の良否、農家經濟の高低並前記仕事の分布等に從ひ處によつては更に萬全を期する爲めに今回二十二萬圓を他の特別會計から凶作救済資金に繰入れて前回同様の條件で必要と認める町村に土木事業を施行させる外、國費地方費本年度豫算内八萬圓を適宜配當して主として道路砂利敷工事をすることになつて前者については豫算追加の關係上副業補助費の増額等と共に參事會に提案して議決を得たのである。かく隨分道會などで論議された凶作善

後策も實行され其實績を収めてゐる。

第七回勸懲週間 舉國一致の勤儉獎勵運動も回を重ねること既に六回、此間道民の自制自奮により積極的には大いに業務に精勵して能率を發揮し消極的には生活上の無駄を省いて生活費の緊縮を圖り多少なりとも貯蓄するといふ美風の盛になつた事は國家社會の爲に慶賀すべき事である然し乍ら我國財政經濟の難局は未だ打開されては居らぬのみならず三年前の大震災は言はずもがな近くは城崎地方の震災及十勝爆發に因る大災害等兎角天災地變が起り勝てゐる。加ふるに人生の行路平坦ならず一身上にも何時如何なる變化を生ずるやも計り難い是等の事を思ひ合せざるならお互に非常災害に際し動ぜざる底の準備を平時に於て爲し置く事の必要を痛感せざるを得ぬ此様な意味で、昨年九月一日から一週間の第七回勸懲週間に於ては道廳では左記事項を獎勵し道民の自制自奮を促し、道民各自も出來たる之に添ふべく力めたのである。

第一非常災害準備 (1)關係當局は非常災害に際し迅速に保護救済の爲活動し得る適切なる計畫を樹つること、(2)各個人に在りてはイ、火の用心に一層留意すること、ロ、非常時に備ふる爲非常袋等を作製し又は重要物件の整頓を爲すこと、ハ、天災地變等に際會するも困苦缺乏に堪へ得る覺悟と準備を爲すこと、ニ、此

の週間は特に非常時に備ふるの目的を以て出來得る限り貯金を實行し保險に加入すること。

第二能率増進 (1)時間を尊重愛用すること、(2)各自の業務を樂しみ精勵格闘すること、(3)生活に餘裕ある向と雖も無爲徒食を戒め社會公共の事業に進んで貢獻すること、(4)養蠶、養鶏、刺繡、裁縫、編物其他適當なる副業を選択實行すること、(5)製品の改善向上に最善の努力を致し粗製濫造を戒め優良なる國産品の生産に努むること。

第三節約 (1)家計簿を使用し豫算生活を實行すること、(2)酒煙草、化粧品等を節し特に奢侈を戒むること、(3)廢物或は殘餘品等の利用を工夫し物の利用價値を發揮すること、(4)國産品を愛用すること、(5)就寢の際に不要の電燈を消燈すること、(6)社交上の虚禮虚飾を廢すること。

第四奉仕 (1)相互扶助の精神を以て少くとも一日一善を行ふこと、(2)道路下水等を清潔にすること、(3)蠅鼠等の驅除に努むること、(4)奉仕作業を行ふこと。

健康保險 本年一月から健康保險法が實施され本道に於ても被保險者は相當多數に上り、組合によるもの全道に二萬八千二百二十六人其他も多く逐次増加の趨勢を示してゐる。此保險法は労働者の健康を保護する社會政策の一として重要な事業を保障する。本道には其事業を掌る爲に函館、小樽、札幌、釧路の四ヶ所に健康保險署を設置せられてゐる。

ア、Cアンダンテ、Dアレグロ・モルト・ヴィヴァチエ、△第二部 A ストラポニツクダンス(ドボルジャツク作クラニスラー編) B トラウメライ(シユーマン) C G線上のアリア(パツハ) D カプリース(パガニーニ) △第三部 A コールニドライ(ブルツス) B カーナバルルツス(ヴェイニアフスキー) C チゴイネルワイゼン(サラサーテ)

▲小樽市(十二日) △第一部(一) 競奏曲長ニ調(チャイコフスキー)アレグロカントオホツターアンダンテ(二) 悪魔の顔音(タルテイーニ) △第二部(三) AG線上のアリア(パツハ) B ユーモレスク(ドボルジャツク作クライスラー編) C シヤコンヌ(パツハ) △第三部(四) A カプリース(パガニーニ) B ロシアの謝肉祭(ヴェイニアフスキー) C ナブシの唄(サラサーテ)

以上のほか實業団体にマンドリンクラアやハルモニカバンドを有してゐるもの、中等學校に音楽部を有して演奏會を開くものも甚だ多い。八月中旬米國から歸朝した阿部正義氏は本道北見國紋別の人で米國樂壇の人氣者であつたが「日本俗謡を音樂的にとり扱ひ東洋音樂を西洋音樂のリズムに入れる」といふ目的で歸道したのである。

次に邦樂も中心都會では相當盛である代表都市札幌に就て云へば北大に諸種の

邦樂で集つた邦樂會があり。尺八の松村松年博士が會長で年一回演奏會を開いてゐる。

長唄 花柳界及素人同好者界といふべき二方面がある。杵屋六濱、杵屋六芳は兩者の間に在つて重きをなした花柳界方面に花びら會があり他の方面に「とくさ會」がある。温習會を開き花びら會は諸種の演藝會を應援し、とくさ會も披露を兼ねて大會を開催する。純素人方面に杵屋勝七、百氏があり、みどり會を作つてゐる。常磐津 素人の方面には云ふべき程のものはない。毎年中央から常盤津兼太夫が出張教授をしてゐるが、九月十八十九兩日麒麟太夫が三代目兼太夫を譲られた襲名披露の常磐津大會が札幌劇場で開催せられた。

三曲 有名なのは生田流遠藤檢校である。同氏は國風音樂會を組織し本部を仙臺に置き目下北海道全道各地に杖を止めて邦樂の宣傳をやつてゐる。近來、童謡を三曲にとり入れる研究をしてゐる者があつた。山田流に横山、渡邊輝美井兩女史が中心となり、尺八は都山流の畑中康山氏及玉聲會齋藤玉洞氏がある。

謡曲 本道に於ける謡曲は主に觀世流及寶生流で他流は殆んどない。近時非常に盛となり大都市では必ず觀世會及寶生會がある。觀世流では札幌に高砂會、鳳川會及觀世會がある。高砂會及鳳川會は

隔月東京から川本保雄師を招聘して稽古し、常には菅原翠洲、金子一郎兩氏が代稽古をしてゐる。鳳川會の中には宣傳會と稱して毎週度集會して宣傳を計る會がある。觀世會は家元派で觀世眞弘氏が主となつてゐる。これ等の中にも同志相寄る半月會等がある。寶生流の重なる會は札幌寶生會、札幌波吉會、小田同門會、桑寶會、猩々會、北生會、寶陽會、等である。先生は小田氏、澤氏、上野氏、伊藤氏、小原氏、小町氏、小樽に波吉外次氏がある。

追分節 今から七十餘年前に江差切石町の花街が全盛を極めてゐた頃座頭の佐の市と云ふ者がケンリヨ節と稱する悲愴の音律を作つて宴會の席上で唄ふたのがそも、追分の起原だと傳へられてゐる。所が脚へ煙管の馬子によつて仲仙道の宿場から宿場へと傳はつた追分は北陸道に流れて越後追分となり更に松前通ひの舟子の口に運ばれて江差や福山へ輸入された是が爲め純粹の松前追分は少なからず其音調を傷つけられ遂には松前追分五分、越後追分三分、馬方節二分の割合で混血子が出来上つた。而かも江差の濱小屋や輪通し小路等の倫落の女の口の上るやうになつてからは一層混血兒的色彩が濃厚になつて何時とはなしに此混血兒追分が正調として後世に誤り傳へらるゝやうになつた、されば現今眞正交りもの

ない松前追分を聴かうとして其唄ひ手を鐵の草鞋で探して歩いて見ると其唄ひ手はなく結局混血兒臭味を帯びた追分て我慢するより外はない。

追分節が近頃智識階級に著しい流行を見て至つた事は我々追分節研究者にとりて非常に喜ばしい事である。畢竟哀艷限りなき歌の調子の底に流るゝ一脈の蝦夷趣味を味つて言ふべからざる懐古的情調に浸らうとするの外ならぬ然るに近來追分節で飯を食はんとする輩が續出し一種の興行物化した事は少なくも追分節の品位を保つ上に於て悲しむべく又歎かばしい事である(河合裸石著追分節抜萃)

本歌の外に前唄後唄がある、前唄は明治二十五年頃南部水澤の人島田次郎と云ふ虚無僧が渡道し越後信濃川の船頭の船唄を前唄として吹奏したのに始まつたもので、北海道の追分には聯絡のないものであるが現今は追分の前唄として本歌と組合せ更に大正七年頃關西の琴古流の大家内田秀堂と云ふ人追分本歌の意味を強める爲めに後唄をつけることを考案したものである。現在全道各地に研究會を組織し盛んに研究されてゐる。

演劇及活動寫眞

る事がなく、北海道廻りの喜劇曹我廼家五蝶一座がある位で素人としては各中心都市に劇の會又は劇研究會等があつて同好の志が藝術的に研究をし、稀に公開演劇を行ひまたは戯曲の朗讀會等を開催してゐる。本道の常設劇場数は九十六で都市では札幌に二、函館に三、小樽に二、釧路に二、室蘭に二、旭川に二である。活動寫眞は函館、小樽、札幌等では内地中心都會に決して劣つてゐない。常設館数は札幌に六、函館に十三、小樽九、旭川五、帶廣四、釧路五、室蘭二で總計五十五である。それ、松竹キネマ、日活、帝國キネマ、マキノ、東亞キネマ、ユニヴァーサル等の各會社がそれぞれ直營常設館をもつて必死に競走してゐる。大學生有志が中心となつて映畫研究の目的で作られた會に北洋映畫研究會がある。「映畫」といふ雜誌を出版して映畫界に活躍してゐるが、同會が十五年中札幌映畫界を通觀した所によれば、一月は北洋映畫研究會で催した映畫の夕て戦く影は藝術的香氣の高いものであつた。二月の終りに「ドンQ」がミマスに出たが本年度第一の收穫である。「巴里の女性」がこの月に出了。初夏の頃、ミマスに「マドンナ」鐵路の白薔薇「黄金狂時代」等が上映されてファンを喜ばせ、村田實の「日輪」と聯合映畫藝術家協會の「天一坊」と伊賀之亮」は上半期に於ける日本映

畫の兩横綱であらう。それと共に松竹の「お坊ちゃん」もある。七八月頃は小樽の入舟箱に「シラノ」巴里の女性「シーホーク」等が上映され、二見はバラマウメントのもの、封切をやつて札幌のファンを羨しがらせた。

九月に入つて札幌に三友館が新築されて西洋物専門で開館した小樽では中央映畫社の支社が出来て松竹座で披露興行をやつた。「最後の人」海の野獸「バグダットの盜賊」を二十鐘の安木戸で見せたといふ不景氣さであつた。十月に入つてから猛烈な競争となり松竹「海賊」ミマス「橋中佐」三友「燃え立つ戦線」海賊は札幌東京大阪同時に封切といふ代物、その後松竹に「カラコタン」美滿壽に「陸の人形」と日本映畫の兩横綱があらはれた。その後では三友「キリストの一生」ミマス「おゝ母よ」松竹「細君教育法」がいゝものに數へられる。最後に「バット」が松竹に「クリムヒルト」の復讐」がミマスに「鬘」が映畫社の手で公開され本年の掉尾を飾つた。

本年度優秀映畫投票(札幌)

巴里の女性(ユナイテット) 二〇七票
海賊(リ) 一四三票
ヒーターマン(メラマウント) 七五票
鐵路の白バラ(メテ) 四七票
カラコタン(松竹) 三一票